

平成15年度～19年度 私立大学学術研究高度化推進事業

学術フロンティア推進事業 平成19年度 研究成果報告書

生涯学習の観点に立った「少子・高齢社会の活性化」に関する総合的な研究

第4部門

まちづくり活動の 支援方策に関する研究

SEITOKU UNIVERSITY
INSTITUTE OF LIFELONG LEARNING

聖徳大学 生涯学習研究所

平成 15 年度～19 年度文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業「学術フロンティア推進事業」
「生涯学習の観点に立った『少子・高齢社会の活性化』に関する総合的な研究」

第 4 部門

まちづくり活動の支援方策に関する研究

－ 支援センター及びアドバイザー派遣制度と
福祉・防災・環境に配慮したまちづくりの実践例－

2007（平成 19）年 9 月

聖徳大学生涯学習研究所 発行

は　じ　め　に

文部科学省の「学術フロンティア推進事業」において、聖徳大学の生涯学習研究所の研究計画「生涯学習の観点に立った『少子高齢社会の活性化』に関する総合的研究」が採択され、最終年の5年目を迎えてます。現在、関連する現代的課題に関して、時宜にあうテーマを設定しつつ研究をすすめ、まとめているところです。

自らの能力を地域に生かしつつ、自らの人生づくりをすすめることは、生涯学習社会の課題であり、目標でもあります。そのために住民の学習が大きな役割を果たしています。これはまた、市民一人一人の活性化に関わると言う意味において、まちづくりの基礎となるものでもあります。

こうしたことを背景に少子高齢化をめぐるさまざまな課題に関する研究を進めています。その中で「大学と地域の協働による生涯学習システムの構築」（第4部門）の一つとして、まちづくりをめぐる地域システムの研究も進めています。特に、市民活動を中心とした活動とともに、「まちづくり活動の支援方策に関する研究」についても検討しています。

本報告書は、まちづくりに関して「支援センターおよびアドバイザー派遣制度と福祉、防災・環境に配慮したまちづくりの実践例」などをまとめたものです。

これらの研究報告は、本研究の過程で必要なテーマであり生涯学習まちづくりとしても関連ある分野で今後の研究の推進につながるものです。

この研究に取り組んでいただいた研究者、協力員、取材等でご協力いただいた皆様に心から感謝いたします。あわせて、この研究がさらに推進され、幅広く活用されることを念願します。

聖徳大学学術フロンティア研究者代表
生涯学習研究所 所長 福留 強

目 次

はじめに	
目次	1
I. 市民主体のまちづくり活動の支援方策に関する研究	
－支援センターとアドバイザー派遣制度の動向について－	3
1 はじめに	
2 研究の方法	
3 まちづくりアドバイザーの動向	
4 千葉県西部地域における市民活動サポートセンターの動向	
5 まとめ	
II. 介護予防のまちづくりの現状と課題	
－地域包括支援センターを手がかりとして－	23
1 はじめに	
2 「介護予防」のはじまり	
3 地域包括支援センターとは	
4 地域包括支援センターの設置状況	
5 東京都足立区の事例	
6 山形県西川町の事例	
7 おわりに	
III. 中越大震災復興のためのまちづくり調査	
－山古志村を中心とした調査報告－	45
1 はじめに	
2 新潟県中越地震の発生	
3 新潟県の被害の状況	
4 山古志村の被害状況	
5 山古志村調査	
6 避難指示・勧告解除	
7 ボランティアの活躍	
8 被災地の写真（山古志村を中心に）	
9 おわりに	
IV. 福岡県福岡市の生涯学習まちづくりの取り組み	79
1 はじめに	
2 元気都市・福岡、自治都市・福岡	
3 少子化対策－福岡市民主役の子育て－	
4 協働による生涯学習システム	
5 福岡市における河川事業と河川愛護活動の展開	

市民主体のまちづくり活動の支援方策に関する研究

－支援センターとアドバイザー派遣制度の

動向について－

聖徳大学短期大学部 総合文化学科

准教授 萩輪 裕子

1 はじめに

まちづくりという言葉は、都市計画や道路・建物等の建設に関わるものから、コミュニティの育成、地域の活性化といった社会生活や人の意識に関わる面まで、非常に幅広い意味がある。行政機関や事業者、市民団体等が組織的に取り組むことあれば、一人で取り組むこともできる。近年は、安全、防災、環境、福祉、景観等、様々な視点でのまちづくりが盛んになっており、いずれの分野においても市民一人一人の役割が重視されている。これには、特定非営利活動促進法（NPO法）といった、自主的な市民活動を支援する法律が制定されたことも大きな影響を与えている。しかしながら、一般市民がまちづくり活動に参加するためには、関連分野に関する専門的な知識や市民活動のあり方を学んでおく必要があり、専門家の助言や組織運営・活動場所等の支援が欠かせない。

本研究では、市民によるまちづくり活動を支援する方策として、①まちづくりの専門家の派遣、②市民活動支援センターの設置、の2点に着目し、それぞれの動向を把握した。これらの実態の把握を通じて、各地域における取り組みの内容を比較し、市民によるまちづくり活動の支援方策を検討するための基本的な知見を得ることを目的としている。また千葉県北西部を中心とした支援センターの動向を把握することで、千葉県松戸市にある当大学の生涯学習社会貢献センターが、今後どのような役割を果たして行くべきか、検討するものである。

2 研究の方法

都道府県および市区町村等のホームページをインターネットで検索し、まちづくりアドバイザーおよび市民活動等の支援センターに関する情報を収集、整理した。事例の収集は2005年7、8月に第一段階の収集、整理を行ったが、本報告をまとめるにあたり、2007年1月～3月に現状を再度確認し、情報の追加や修正を行った。

検索エンジンとしては、GOOGLEを使用し、まちづくりアドバイザーに関しては、都道府県名と「まちづくり」「アドバイザー」等のキーワードを入れて検索を行った。また都道府県が作成しているホームページの、都市計画やまちづくり関連のページも確認した。市民活動支援センターについては、千葉県および千葉県北西部の各自治体のホームページから、各地域の状況を把握した。その結果、全国のすべての事例を網羅できているわけではないが、まちづくりアドバイザー57件、千葉県北西部の市民活動支援センター10カ所の状況を把握することができた。

3 まちづくりアドバイザーの動向

1) 取り組みの状況（資料1）

都道府県あるいは市区町村により、取り組みの内容は異なるが、北海道から九州地方まで、各地で様々な取り組みがなされている。まず全国規模のアドバイザーの登録機関としては、住まい・まちづくり活動推進協議会の、「住まい・まちづくり活動アドバイザーデー

タベース」がある。ここでは、住まい・まちづくり活動団体の立ち上げ・運営・活動等に対し助言・指導を行う「住まい・まちづくり活動アドバイザー」が検索できる。具体的には、登録要件を設けてアドバイザーを募集し、登録されたアドバイザーのまちづくりに関する経験や連絡先、活動可能地域等を見ることができるようになっている。ここで登録要件は、①住まい・まちづくり活動団体の立ち上げ、運営及び住まい・まちづくり活動について適切な助言・指導等を行える人でその意志のある人、②住まい・まちづくり活動に関する業務経験・実績が10年以上。ただし業務経験・実績は、住まい・まちづくり活動に関するものであり、通常の建築設計業者等はそれに該当しない、とされている。このデータベースには、まちづくりの専門家615人が登録されているが、現在は募集が中止されている。

同推進協議会には、アドバイザーのデータベースのほか、「住まい・まちづくり活動団体データベース」「支援・助成団体データベース」がある。これらは、国土交通省の補助事業である、「都市居住再生のための市場基盤の整備に関する事業」(平成14~16年)で実施した調査に基づき作成されている。このように公的機関によるデータベースの作成は、事業化された当初は積極的に取り組まれるが、その後も継続的に取り組まれ、データの更新ができるか否かが課題とされている。

次に全国ではないが広域的な登録制度について見ると、九州地方では統一した取り組みとして、九州経済産業局が「九州まちづくり人材データバンク」を作成している。ここでは中心市街地活性化が主なテーマとなっており、まちづくりリーダー塾、まちづくりカレッジ等を開催し、その受講者を登録している。

なお全国レベルの登録を行っている住まい・まちづくり活動推進協議会を除くと、今回、収集した事例の都道府県名は表1の通りである。都道府県レベル(広域も含む)では17件で、市区町村レベルでは39件である。ゴシック表示は都道府県レベルの実施、県名の後ろのかっこ内の数字は市町村レベルでの実施である。専門機関の設置も6カ所あげられた。

表1 収集事例の地域別一覧

北海道・東北	北海道 岩手(1) 宮城(1) 福島
関東	千葉(2) 茨城 群馬(1) 東京(10) 神奈川(8) 埼玉(3)
中部・甲信越・北陸	静岡(3) 愛知(1) 福井 新潟(1)
関西	和歌山 奈良 京都(1) 大阪(4) 兵庫(2)
中国・四国	島根 鳥取 山口
九州	福岡 熊本 長崎 熊本(1) 宮崎 鹿児島

表2 まちづくりの拠点となる専門機関を設けた事例

- ・東京都北区まちづくり公社・三鷹市(株)まちづくり三鷹
- ・浜松まちづくりセンター・兵庫県まちづくりセンター
- ・こうべまちづくりセンター・福岡県美しいまちづくり情報センター

2) 専門家による支援の内容

アドバイザーによる具体的な支援の内容は表3の通りである。支援の目的は、まちづくり全般に関するものから、景観、商店街の振興、コミュニティの活性化、人にやさしいまちづくり、安全・安心のまちづくり等、現在課題とされている個々のテーマに的を絞ったものがある。

また、支援の内容としては、相談・コンサルティング、提案、講習・学習等の支援等、市民や事業者、あるいは市区町村がまちづくり活動を行う際の様々な段階に渡って支援する内容になっている。

表3 まちづくりアドバイザーによる支援の内容

- ・**テーマ**：まちづくり、景観づくり、商店街の振興、コミュニティの活性化、人にやさしいまちづくり、安全・安心のまちづくり
- ・**支援の内容**：まちづくりに関する相談・コンサルティング、資料・情報の提供、まちづくり活動の育成と支援、普及・啓発、調査・研究、提案・提言、計画策定、ビジョン・ガイドラインづくり、整備・建設、維持管理・運営、住宅相談、建築・税等の専門家を講師として派遣、法律面の助言・指導、交流の場の提供
- ・**技術面の支援**：技術的援助、制度・事業手法の紹介、まちづくり計画案の作成、建築物に関するルール等の作り方、建て替えに関する法令や助成制度の相談、共同建て替え等の調整
- ・**学習等の支援**：地域の町並み環境の整備・保全に関する学習、市民講座・講習会の開催、
- ・**進め方・運営の支援**：市民によるまちづくり活動の進め方、会議の運営方法

3) アドバイザーの名称と資格の内容

派遣される専門家の名称は様々であるが、「まちづくり」「地域づくり」等幅広い活動内容を示す名称と、「都市景観」「商店街活性化」等のように、テーマを限定したものがある。

(表4)

専門家の資格としては、大まかに見ると、①資格や実務経験等を具体的に定めている所、②独自に開講している講座等の受講者を登録する所、③実績のある特定の専門家に直接依頼している所等がある。(表5)

①の場合に該当する資格としては、都市計画や建築に関するもののほか、法律、経営、税務、不動産等幅広い資格があげられている。

②の独自に開講している講座の受講者を登録する方法は、防災や人にやさしいまちづくりに関するものである。

③の特定の専門家については、都市計画や建築の専門家、大学教員等が依頼を受けている。インターネットでリストが公開されている自治体がある一方で、特に専門分野や氏名の公表をせず、単に、専門家を派遣する、としている自治体もある。

表4 アドバイザーの名称の例

- ・まちづくりアドバイザー・まちづくりプロデューサー・街づくり推進コンサルタント
- ・まちづくりカウンセラー・まちづくり相談室・地域づくり専門家サポートー
- ・地域づくりアドバイザー・都市景観アドバイザー・景観まちづくりアドバイザー
- ・美しいまちづくりアドバイザー・地区計画アドバイザー・活性化プランナー
- ・商店街アドバイザー・商店街活性化アドバイザー・福祉のまちづくり施設アドバイザー
- ・人にやさしいまちづくりアドバイザー・安全で安心なまちづくりアドバイザー

表5 アドバイザーの資格等に関する主な記述

- ・技術士（建設部門・環境部門）、一級建築士、再開発プランナー、弁護士、不動産鑑定士、宅地建物取引主任者、中小企業経営診断士、税理士、司法書士等、その他建築、法律、経営、税務、不動産等のまちづくりに関する資格保有者
- ・都市計画、都市開発または建築計画に関し5年以上の実務経験があり、まちづくりに関わった経験がある者
- ・建築・都市計画等の専門知識や経験を持つ専門家
- ・まちづくり活動への参画の経験があり、まちづくりに必要な知識・経験があるもの
- ・コミュニティの活性化の推進に関し必要な知識、経験があるもの
- ・美しいまちづくりに関する経験や実績のあるもの
- ・まちづくりや防災に関する市民で講座受講者

4 千葉県西部地域における市民活動サポートセンターの動向

市民活動が円滑に推進されるためには、活動目的に沿った専門家の助言のほか、活動場所や関連情報の提供等も不可欠である。そこで近年、市民活動の支援の一環として、市民活動サポートセンターが各地に設立されている。これらの既存の市民活動サポートセンターの実態は、今後の関連施設のあり方を考える上で参考になり、本学の生涯学習社会貢献センターが果たすべき役割を考える上でも、これらとの比較検討が必要である。そこで、ここでは、本学の位置する千葉県松戸市周辺および近郊の千葉県北西部地域における、市民活動サポートセンターの建物や設備の動向を把握した。

1) 施設の名称

サポートセンターの名称は、「市民活動」「ボランティア」「NPO」がキーワードとなつており、市民活動サポートセンター、ボランティア・市民活動サポートセンター、ボランティア・NPO活動センター、市民活動推進センター、市民活動センター等、様々である。設立の経過を見ると、市民から「市民活動サポートセンターというより、市民活動センターだ」といった意見があげられて名称が決まった市もあり、自立した市民のための活動拠点という市民側の意識が感じられる。

2) 開設年度、設立の経過と目的

各市とも社会福祉協議会が運営するボランティアセンター等は早くから存在していたが、市民活動サポートセンターという形での開設年度は、平成13年の市川市、我孫子市がもっとも早く、平成14年に浦安市、千葉市、八千代市、平成15年船橋市、平成16年松戸市、平成18年流山市、鎌ヶ谷市、柏市となっている。まちの縁側構想に基づき先駆的に開始した市川市等の影響を受けて、数市が取り組み、徐々に東葛地域（松戸市、流山市、鎌ヶ谷市、柏市）にも普及している様子がうかがえる。

施設の開設の前にはいずれも準備会的な組織を設けており、ボランティア・市民公益活動やサポートセンターのあり方、市民と市の協働のあり方等について検討を行っている。これらの検討を踏まえて、サポートセンターに関する条例を策定した市が、調査対象の10市のうち6市（松戸、柏、我孫子、浦安、船橋、八千代）、要綱を作成している市が3市（流山市、鎌ヶ谷市、千葉市）である。

施設の設立の目的はいずれも、市民活動・市民公益活動・ボランティア活動・NPO活動等の支援、市民・活動団体・行政の協働の推進とされている。

3) 運営組織

サポートセンターを管理運営する組織には、大きくは行政が直接担当する場合と市民等を含めた運営委員会を設立している場合がある。前者は行政の市民活動推進室、自治振興課等が担当しており、後者ではボランティアセンターを設置していた社会福祉協議会や公募市民、あるいは市職員等も参加して、運営委員会や運営協議会を設置している。

4) 立地

サポートセンターの場所は、市の中心となる駅の近く、または市役所や生涯学習センターの近隣や併設、となっている。松戸市、八千代市、千葉市は市の関連施設に併設されているが、これらの場合は、駅から遠く、バスの利用が必要等、やや交通の便が悪くなっている。駐車場は「あり」6カ所、「なし」4カ所で、駅のそばの施設は駐車場がない所も多い。今回の調査では詳細な利用実態は把握していないが、交通の利便性や駐車場の有無は利用状況に大きく影響していると考えられる。

5) 開所時間

開所している日は、市民活動が休日、祭日に行われることも多いことから、ほとんどの施設が、平日のみならず土、日、祝日に開所している。開所時間は、午前9時または10時、閉館は午後8時30分または9時となっている。ただし、日・祝日は、終了が午後5時または6時となっている。休所日は、年末年始のほか、月に2日～4日程度、曜日を定めて休館としている。

休日、祭日や夜間はスタッフの配置が大変だと思われ、20数名の協力スタッフがいる等、各施設で工夫をしている。流山市のように、通常は午後5時まで、予約があれば午後9時までという形態も、スタッフ配置の工夫の一つといえるだろう。

6) 建物、設備、利用料金

施設に用意された空間としては、ほとんどの施設に、会議室、フリースペース（交流サロン、ミーティングスペース）、情報コーナー、図書コーナー、掲示コーナー、作業室、事務室が設けられているほか、相談室、キッズコーナー、調理室等が設けられている所もある。バリアフリー化に関しては、配慮が「あり」7カ所、「なし」2カ所であり、まだ配慮がなされていないところがある。

会議室を借りる費用は、無料が多いものの、松戸市、柏市は有料となっている。有料の場合は、部屋の広さに応じて、200円／時間～630円／時間となっている。多くは予約が必要だが、市川市は予約が不要となっている。

施設で利用できる設備には、ほとんどの施設で利用可能なものとして、コピー機、印刷機、パソコンがある。そのほか裁断機、紙折り機のある施設も多い。さらに製本機、丁合機、パウチ加工機、大型プリンター、プロジェクター、スクリーン、テレビ、ビデオ、給湯等、資料の印刷や製本、会議やシンポジウム開催準備等のための設備が充実している施設もある。またほとんどの施設で、ロッカーやメールボックスを申し込み制で利用できるようになっている。その際、ロッカーは無料または有料（サイズにより100円／月～1000円）、メールボックスはいずれも無料となっている。ロッカーは団体の保有する物品の管理、メールボックスは会内部または他の団体や市からの連絡等に利用されている。

5 考察とまとめ

全国のまちづくりアドバイザーの動向および千葉県北西部の市民活動サポートセンターの状況を、インターネットを利用したホームページの検索作業を通じて把握した。

まちづくりアドバイザーの動向としては、全国の様々な地域でアドバイザーの派遣制度を行っていることがわかった。アドバイザーがテーマとしているのは、防災、安全、福祉、景観、市街地活性化等多岐に渡っており、これらのテーマ全般を同時に扱っている自治体と、テーマを限ってアドバイザーを派遣している自治体があった。アドバイザーの派遣について、一部の自治体ではまちづくり条例等に基づき実施されていた。また自治体の中には、アドバイザーの派遣だけでなく、まちづくりに関する連続講座の開催や、市民団体の登録、活動への助成、人材育成・交流等、幅広いプログラムを実施している所があった。このように多様なプログラムを実施している自治体の一部は、「まちづくりセンター」等まちづくりの専門機関を設けていた。

アドバイザーの資格や専門分野は、建築や都市計画の専門家を中心であるが、さらに法律、経営、税務、不動産等の分野の専門家がアドバイザーに入っている場合もある。まち

づくりには幅広い分野の専門家の関わりが必要なことがうかがえる。またこれらに加えて、市民組織の運営や会議の進め方に関する経験も必要とされている。

なお今回把握した以外にも、全国各地の市長や商工会議所等が会員となっている（財）地域活性化センターでは、「地域づくりアドバイザー事業」を実施しており、市町村等に専門家を派遣している。ここでは人材データとして、382名の専門家が17の専門分野に分け登録されており、生涯学習、景観、NPO等の分野も含まれている。

そのほか、文部科学省の報告書「生涯学習の推進による住民主体のまちづくりに向けて－地方都市再生のための人材基盤等地域力整備のための調査研究報告書－」(2004年)では、地方中小都市1,593市町村（人口1万人以上30万人未満）の教育委員会生涯学習担当課と市町村長部局まちづくり関連課に対してアンケート調査を行い、生涯学習を通じたまちづくりリーダーの育成状況等を把握している。その結果、まちづくりリーダー育成事業を実施または実施予定としている市町村は、教育委員会で約18%、市町村長部局で約12%となっている。この先駆けとして、当大学とも関係の深いNPO法人全国生涯学習まちづくり協会（代表 福留強、聖徳大学教授）では、まちづくりコーディネーター、地域アニメーターといった、地域の活性化に役立つ人材を育成し、資格を認定している。

まちづくりには冒頭に記したように幅広い意味があり、地域の歴史や文化、住民の暮らしの営みを踏まえて具体的なまちづくり計画が形作られることが望ましい。生涯学習を通じて育成される、地域の諸事情に詳しいまちづくりリーダーと、今回の調査で把握した、都市計画や建築物に関する制度に詳しく技術面を支援するまちづくりアドバイザーの両方が協働していくことが大切であろう。従来はあまり協働する機会のなかった両者の協力体制を充実させることが、今後はいっそう必要とされている。

次に、千葉県北西部の市民活動サポートセンターの実態からは以下の点が把握できた。設置の状況としては、各自治体の中心地域にサポートセンターが設置されており、市民が活動しやすい土日、祝日を含めて夜間まで開設されていた。設備機器も、パソコンやコピー機のほか、さまざまな会議用設備、資料準備や製本用設備が用意されていた。各団体が利用できるロッカーやポストも申し込み制で準備されていた。これらの利用状況や利用する際の問題等を把握するにはさらに詳細な調査が必要であるが、予想される課題としては、立地条件のあまりよくない地域があること、バリアフリー化もすべての施設で整備されているわけではないこと、利用料金の設定や設備・備品の充実度に地域差があること、等がある。これらについては、さらに詳細な利用状況や利用者の意見をふまえて、改善を加えていくことが必要だろう。

これらの二つの実態調査により、まちづくり市民活動に関する人的支援および、市民活動のための場所や設備といった物的支援の現状が把握できた。さらにここで、大学の関与のあり方について考察を加えたい。今回の一連の事例収集の中で、大学が関与している事例を様々に把握できた。いくつかの自治体においては大学教員がまちづくりアドバイザーとして参画しており、毎週、相談室のアドバイザーとして協力しているケースもあった。

また千葉県北西部では、NPOやまちづくり支援の事例として、千葉市の「千葉まちづくりサポートセンター」（代表 福川裕一（千葉大学教授））、柏市の「NPO支援センターちば」（代表理事 恵小百合（江戸川大学教授）他2名）等のNPO法人が、複数大学の教員の支援を受けて、まちづくり活動やNPO活動の支援を行っていた。さらに2006年には、柏市に「柏の葉キャンパスシティ・アーバンデザインセンター（UDCK）」（代表 北沢猛（東京大学大学院教授））が、東京大学、千葉大学、柏市、民間企業や関係機関の連携のもと、市民等の協働のまちづくりの交流拠点として設立されている。この施設はギャラリーやラウンジ等を備え、各種のイベントや情報発信の拠点として活動を開始している。これらの近隣各大学や地域の取り組みは、本大学の生涯学習社会貢献センターにおいても参考になるだろう。

今後はこれらの近隣各大学の取り組みや、市民活動支援センターの支援の実態をさらに詳細に把握し、高等教育機関が地域のまちづくりに果たす役割を明確化していきたい。

<参考文献、ホームページ>

- 1 「生涯学習の推進による住民主体のまちづくりに向けて—地方都市再生のための人材基盤等地域力整備のための調査研究報告書ー」、財団法人 日本システム開発研究所（文部科学省委託研究）（平成16年3月）
- 2 NPO法人全国生涯学習まちづくり協会 <http://www.sonen.jp/about.php?itemid=16>
- 3 千葉県NPO情報ネット <http://www.chiba-npo.jp/>
- 4 千葉まちづくりサポートセンター <http://www.jca.apc.org/born/>
- 5 NPO支援センターちば <http://www.npo-scc.org/>
- 6 柏の葉アーバンデザインセンター http://www.udck.jp/udck/from_director/

注) ホームページは、上記の他、自治体や市民活動支援センターを数多く参考にしており、添付資料の一覧表で紹介している

資料1 まちづくりアドバイザー制度の動向（太字は都道府県の事業）

NO	自治体名等	関連する制度	資格等	相談内容
1	住まい・まちづくり活動推進協議会	住まい・まちづくり活動アドバイザーデータベースへの登録と公開	住まい・まちづくり活動の業務経験が10年以上の人	住まい・まちづくり活動団体の立ち上げ、運営、助言・指導
2	北海道	福祉環境アドバイザー派遣事業	福祉のまちづくりの有識者から選考	福祉のまちづくり条例の趣旨に沿った福祉のまちづくり推進のため、公共的施設の整備、講習会等の講師、福祉推進授業、について、専門的な指導、助言
3	岩手県	まちづくりアドバイザー派遣制度	各分野の専門家(大学教員、NPO、民間会社、設計事務所他)	住民、NPO、事業者等及び市町村が協働してまちづくりや景観づくり等を進める際に、専門的な助言
4	岩手県盛岡市	まちづくりアドバイザー派遣制度	都市計画、建築設計、都市または建築デザイン等まちづくりに関する深い知識と経験があるもの、市民活動に関する知識・経験のあるもの	町内会、NPO、公益法人等、市民の自主的なまちづくり活動に助言等を行う。都市計画マスタープランに整合するためのまちづくり活動、建築物のルールづくり、まちづくり組織の運営等
5	宮城県仙台市	まちづくり支援専門家派遣制度(まちづくりアドバイザー、まちづくりコンサルタント)	都市計画、都市開発、建築計画に関する5年以上の実務経験があり、まちづくりに携わった経験がある者。技術士(建設部門)、一級建築士、再開発プランナー、その他建築、法律、経営、税務、不動産等の資格保有者。コミュニティ活性化に関して知識、経験のある者、その他まちづくり活動の経験、知識があるもの	地域の街並環境の整備及び保全に関する学習を行う活動、地域のコミュニティの活性化を図る活動又はまちづくり計画案を作成する活動で、当該地域の区域内の住民が主体となって行う活動に、助言・情報提供
6	福島県	景観アドバイザーレジime	建築、土木、造園などの専門家	県民、事業者、市町村等が地域特性を生かした景観づくりをするための助言者を派遣
7	福島県福島市	まちづくりアドバイザー派遣制度	建築、土木、都市計画、まちづくり計画、景観づくり、地域おこし、環境問題、居住問題、建築と衛生問題の専門家	身近な街づくり活動、将来の土地利用を考える、建物の共同化など、「まちづくり計画」を作った後の活動の仕方、等についてアドバイス
8	茨城県	まちづくりアドバイザー派遣制度	都市計画、住宅・建築、景観、まちづくり活動、商業、福祉、環境等の専門家を選定してまちづくりセンターの人材バンクに登録	まちづくりに関する講演、研究会等にアドバイザーを派遣。対象は市町村や自治会、住民団体等
9	群馬県前橋市	景観アドバイザーレジime	建築などの専門家	景観づくりの活動や行為(建築時の色彩計画、外構計画等)などに対する相談を受けて、アドバイス

NO	自治体名等	関連する制度	資格等	相談内容
10	千葉県浦安市	まちづくりアドバイザー派遣制度、まちづくりアドバイザーの募集	建築・都市計画等の専門知識や経験を持つ専門家	まちづくりに関する相談へのアドバイス、資料や情報の提供、制度や手法の紹介、まちづくり活動の育成と支援
11	千葉県千葉市	やってみようよまちづくり支援事業	都市計画、建築、造園など、まちづくりに関する教育課程を修了し、10年以上研究、実務に携わっている、建築協定の運営など、まちづくり活動の経験が豊富な専門家	地区計画、建築協定、まちづくり協定など市民の自主的なまちづくり活動を支援
12	東京都目黒区	まちづくりコンサルタント派遣制度	技術士、建築士等の街づくりの専門家	区民が自主的に行う住み良い住環境づくり、商店街の活性化、建物の共同化などの取り組みに対し、建築や都市計画などに関する専門家を派遣
13	東京都町田市	まちづくりアドバイザー派遣制度	街づくりに関する専門知識及び経験を有し、条例の趣旨を理解した人を登録。技術士(建設部門・環境部門)一級建築士、弁護士、不動産鑑定士、中小企業経営診断士、税理士等	町田市住みよい街づくり条例に基づき、街づくりに主体的に取り組む登録団体に対して、情報の提供や相談等の街づくり活動の支援を実施。街づくり活動の初動期、調査・研究、プラン案作成等のアドバイス
14	東京都北区(まちづくり公社)	まちづくり活動支援事業(コンサルト派遣制度、まちづくり活動助成制度)	大学等で都市計画、建築計画等に関する課程を修めた人、または一定の実務経験を有する人	自主的なまちづくり活動を行うグループをサポートするために、専門的知識・経験を有するコンサルタントを派遣。個別の事業のアドバイス、地域でのまちづくりの勉強会の講師など
15	東京都世田谷区	まちづくり事業支援	建築士、弁護士、宅地建物取引主任者、司法書士など専門家	まちづくりに関する相談、住宅相談、地域のまちづくりグループに相談、まちづくり活動資金の助成
16	東京都江戸川区	街づくり推進コンサルタント派遣制度	各分野の専門家	自分達のまちを見つめ直し、まちづくりについて話し合う際に、都市計画や建築などの専門的なアドバイスや地区の計画の取りまとめの支援
17	東京都三鷹市(株)まちづくり三鷹	まちづくりコンサルタント派遣	各分野の専門家	市民の自主的なまちづくり活動を推進するため、まちづくり構想策定の際にコンサルタントを派遣。まちづくり三鷹は三鷹市や三鷹商工会の出資による第三セクター特定会社
18	東京都足立区	まちづくりカウンセラー派遣	都市計画、建築等の知識、実務経験のある人	市民であるまちづくり推進委員を補助し、まちづくりに関する技術的な指導・助言
19	東京都台東区	まちづくり相談員派遣	都市計画、都市再開発、建築設計又は、税務、法律等に関する専門的知識と経験があり、まちづくり相談員登録申請書を区長に提出した人	区民の自主的なまちづくり、共同建替に関する区の支援の充実が目的。共同建築の方針の作成、合意形成、まちづくりに関して調査の実施、計画の検討等、地区内のまちづくり活動の指導及び技術援助
20	東京都狛江市	まちづくりに関する専門家派遣制度	専門家	市民の自主的なまちづくり活動に登録している専門家を派遣
21	神奈川県茅ヶ崎市	景観まちづくりアドバイザー派遣制度		市民の景観まちづくりを支援するため、景観まちづくりアドバイザーを派遣

NO	自治体名等	関連する制度	資格等	相談内容
22	神奈川県横須賀市	まちづくりアドバイザー派遣制度、まちづくり支援事業(資金支援)	各分野の専門家	まちづくり活動を行う市民の団体に対し、都市の整備、法律等の専門的な立場から助言、指導を行う
23	神奈川県大和市	街づくり専門家の派遣	都市計画や建築設計、住民による街づくり活動について知識、実務経験をもつ専門家	みんなのまちづくり条例に基づき、地区街づくり推進団体に専門家を派遣し技術的支援
24	神奈川県小田原市	まちづくり景観アドバイザー相談／市民のまちづくり支援相談		市の街づくり景観アドバイザーが建築物のデザインや色彩、緑化等をアドバイス／市民の自主的なまちのルールづくりに関する相談
25	神奈川県綾瀬市	まちづくりアドバイザー派遣制度	市がアドバイザー選定要領に基づき選定し登録した人	市民が、都市基盤の整備、建物の共同化、景観の向上等、自主的なまちづくりを行う際に指導・助言
26	神奈川県藤沢市	専門家派遣制度		景観形成を目指す地域の市民団体に対する専門家派遣
27	神奈川県鎌倉市	専門家派遣制度		地区住民の多数からなるまちづくり市民団体が自主まちづくり計画を作る際に専門のコンサルタントを派遣
28	神奈川県相模原市	市民のまちづくり活動への相談、支援		地区まちづくり計画等、市民が行うまちづくり活動への相談、支援
29	埼玉県春日部市	街づくりアドバイザー派遣制度		以下の内容について助言する。①対象団体の制度②地区街づくりに活用できる制度、手法等③地区街づくりの住民等へ周知又は理解促進④地区街づくり構想等の作成及び合意形成⑤会議の運営方法⑥その他地区街づくりの活動に必要なこと
30	埼玉県坂戸市	まちづくりコンサルタント派遣制度	都市計画、まちづくり等に関し、専門知識と実務経験がある人	市民団体が自主的に行うまちづくりに関する調査研究、ルールづくり等を支援
31	埼玉県鳩ヶ谷市	まちづくりコンサルタント派遣制度		自主的なまちづくり活動を行う市民団体に派遣
32	静岡県静岡市	商店街アドバイザー派遣制度		自主的に研修を行おうとする商店街団体等に、活性化している商店街リーダー、各分野の専門家等を派遣
33	静岡県浜松市(浜松まちづくりセンター)	まちづくり講師派遣、まちづくり人材育成講座		市民主体のまちづくり活動の支援。市民・企業・大学・行政などが協働してまちづくりの実現を計るため、活動の場の提供、調査・研究・情報の提供や支援
34	静岡県焼津市	まちづくりアドバイザー派遣制度	専門的な知識と実務経験を有する者、必要に応じて市職員	まちづくりに関する勉強会、検討会等において、指導及び助言。まちづくりに関する構想案等の作成に技術的な支援
35	愛知県	人にやさしい街づくりアドバイザー	人にやさしい街づくり連続講座受講者	人にやさしい街づくり連続講座受講者をアドバイザーとして登録

NO	自治体名等	関連する制度	資格等	相談内容
36	愛知県 豊橋市	人にやさしいまちづくり推進事業、人にやさしいまちづくり活動育成アドバイザー	人にやさしいまちづくり連続講座受講者	人にやさしいまちづくりに直接参加して指導や援助を行う人を養成する連続講座の開催。講座修了者がアドバイザーとして各種計画や啓発等に協力
37	福井県	福井県まちづくりアドバイザー派遣制度	県担当職員	まちづくりアドバイザーの派遣。地域住民や団体がまちづくりに関する活動をする際に、情報提供や事例紹介等を行う
38	新潟県 新潟市	商店街活性化アドバイザー派遣事業		商店街が自主的に企画する経営・生産の合理化研修会や商店街活性化方策の模索などの各種講演会を開催する場合に助成
39	和歌山県	福祉のまちづくり施設アドバイザー派遣事業	和歌山県建築士会	福祉のまちづくり条例の適用を受ける公共的施設、高齢者・障害者が居住する住宅の福祉整備について、調査、助言、見積等を行う
40	奈良県 (土木部建築課)	まちづくりアドバイザー派遣	建築士	まちづくりアドバイザーの派遣。住民や自治会等の団体が自主的なまちづくり活動をする際に、建築士によるまちづくりのアドバイス、その他、ならまちづくりガイドブック(～みんなでつくるまちのルール～、なら安全安心住まい・まちづくり協議会／まちづくり活動推進部会)
41	京都府 京都市	まちづくりアドバイザー	まちづくりの専門家	地域の自主的なまちづくり活動の支援、区基本計画へのアドバイス、職員への研修・指導を実施
42	大阪府 大阪市	まちづくり活動支援制度(アドバイザーパ派遣制度、コンサルティング派遣制度、まちづくり活動費助成)	各分野の専門家	まちづくりの整備手法や制度などの適用がはつきりしていないまちづくりの初期段階を支援する制度。身近なまちの整備・改善及び保全等に向けてのまちづくり活動を行う団体に対して、活動費の助成や専門家を派遣する。まちづくりアドバイザーも随時募集し登録
43	大阪府 豊中市	まちづくりアドバイザー派遣、コンサルタント派遣	各分野のコンサルタント、プランナー	まちづくり条例にもとづき支援。まちづくり活動への助言、構想の作成や手法・制度の調査研究などを支援。まちづくり活動助成、総合相談、市のまちづくり担当各分野の職員によるまちづくり支援チームの派遣、なども実施
44	大阪府 箕面市	まちづくり活動への専門家派遣制度／都市景観アドバイザー	市職員、専門家	まちづくりの勉強会や地区まちづくり協議会、自主的な活動を行うまちづくり団体に対してまちづくり活動を技術的に支援するために市職員を派遣、または専門家を派遣。／学識経験者1人が都市景観アドバイザーとしてアドバイスをするまちなみづくり相談を毎週実施
45	大阪府 茨木市	まちづくりアドバイザー派遣制度	都市計画やまちづくりの専門家	市民主体のまちづくり活動に助言するために都市計画やまちづくりの専門家を派遣。中心市街地の活性化を行う団体にもアドバイザーやコンサルタントを派遣。まちづくり塾を定期的に開催

NO	自治体名等	関連する制度	資格等	相談内容
46	兵庫県(まちづくりセンター)	まちづくり支援事業	まちづくりの専門家	県民のまちづくり活動を支援するために、まちづくりアドバイザー、まちづくりコンサルタント、景観アドバイザーなどの専門家を派遣。まちづくり専門家バンクに専門家を登録。その他助成、調査研究、人材育成、普及啓発、情報提供等
47	兵庫県神戸市(こうべまちづくりセンター)	まちづくり事業(アドバイザー派遣、コンサルティング派遣、人材育成と普及啓発)	各分野の専門家(まちづくりコンサルタント、設計コンサルタント、大学教員)	すまい・まちづくり人材センターに専門家を登録。まちづくり計画等にアドバイザーやコンサルタントを派遣。まちづくり制度の講演や具体的な計画づくりのために支援。こうべまちづくり学校の開催や情報提供等を実施
48	兵庫県明石市	まちづくりアドバイザー派遣制度	まちづくりの専門家	市民のまちづくり活動を支援するために個人や団体に対してまちづくりの専門的・技術的な情報を提供する専門家を派遣。まちづくり活動助成も実施
49	島根県(商工労働部経営支援課)	街づくりアドバイザー事業(街づくりアドバイザー派遣制度)	商業経営等に関する専門知識を有する者	地域商業活性化に寄与する事業や商業集積等の具体的整備計画策定
50	鳥取県	景観アドバイザー		街なみ環境整備事業等を実施しており、景観アドバイザーを設置
51	山口県	福祉のまちづくりアドバイザー派遣事業	山口県建築士会	公共性の高い施設を高齢者・障害者向けに整備する際に、福祉のまちづくり条例にもとづき指導、助言を行う
52	九州(経済産業局)	九州まちづくり人材データバンク		中心市街地活性化・創業等支援事業の一環として創設される九州まちづくりリーダー塾、九州まちづくりカレッジ等を開催し、育成・発掘された専門家を登録まちづくりに関する専門的な助言を行うのはまちづくりアドバイザー、先進地域の活動紹介はまちづくりリーダー
53	福岡県(美しいまちづくり情報センター)	まちづくり専門家派遣制度	まちづくりの専門家	美しいまちづくり条例に基づき、良好なまちなみの形成やまちづくりを行おうとする自主的な地域に対して県で登録しているまちづくりの専門家を派遣するそのほか美しいまちづくりに関する情報提供、研究成果の発信、まちづくり冊子の紹介、等を実施
54	長崎県	美しいまちづくりアドバイザー派遣制度	美しいまちづくりに関する経験や実績のある専門家	住民や市町村・県が美しいまちづくり事業を実施する際に、指導・助言
55	熊本県熊本市	まちづくり活動支援事業、地域づくりアドバイザーの派遣	目的に応じたアドバイザー	住民の主体的なまちづくり活動を行う「まちづくり委員会」の活動を支援するためアドバイザーを派遣そのほか活動費助成、交流会の開催
56	鹿児島県	景観アドバイザー派遣制度	景観の専門家	地域の特性に応じた景観づくりを支援するため、景観に関する専門家を地域の要請に応じて派遣
57	宮崎県	安全で安心なまちづくりアドバイザー派遣事業	専門的知識・経験のあるNPO法人に委託	防犯訓練、地域安全マップの作成、高齢者向け安全教室等、地域に出向いて講義、研修を実施

資料2 千葉県西部の市民活動サポートセンターの動向

名称	設置母体	準備会など	開設年月	設置根拠	運営	目的(業務)
1 まつど市民活動センター	松戸市	松戸市パートナーシップ検討委員会(平成14年6月)→平成15年1月20日仮オープン。松戸ボランティア担当室が運営→平成19年4月1日より民営化	H16年4月	まつど市民活動サポートセンター条例	まつど市民活動サポートセンター運営委員会(公募委員など7名)と専門のコーディネーターが中心	①市民活動の支援②市民・活動団体・行政の協働推進③みんなの広場
2 柏市民活動センター	柏市	市民公益活動支援センターを考える会(平成17年4月)	H18年10月	柏市民活動センター条例	柏市民活動センター推進委員会	市民公益活動を行っている団体や個人、これから活動しようとする人の支援
3 流山市民活動推進センター	流山市	ながれやま21パートナーシップ市民会議(平成16年)	H18年4月	流山市民活動推進センター運営要綱	流山市民活動推進室	市民・事業者、行政による「協働のまちづくり」に向けた、公的的な市民活動の推進拠点
4 我孫子市ボランティア・市民活動サポートセンター	我孫子市	市民活動センターがオープン(平成13年)→ボランティア・市民活動サポート委員会発足(平成18年)	H18年8月	あひに市民活動ステーションの設置及び管理条例に関する条例	市民、市、社協、3者で市民活動サポート委員会を組織して共同運営	市民活動、市民事業を行っている団体、個人、これから始めようとする団体、個人の活動を支援
5 鎌ヶ谷市民活動推進センター	鎌ヶ谷市	市民活動推進センター研究会(平成17年度)	H18年10月	鎌ヶ谷市市民活動推進センター設置要綱	鎌ヶ谷市	市民公益活動の推進
6 市川市ボランティア・NPO活動センター	市川市	ボランティア・市民活動推進懇話会(平成11年度)→同推進検討委員会(平成12年度)→ボランティア・NPO活動センター(平成13年4月)→ボランティア・NPO活動センター行徳開設。各小学校区に1つの割合で作るという構想。(平成17年1月)	H13年4月	まちの縦側構想	市川市	ボランティア、市民活動推進の拠点
7 浦安市民活動センター	浦安市	ボランティア等検討委員会、浦安市市民活動促進指針(平成14年)	H14年1月	浦安市民活動センターの設置及び管理条例に関する条例	市民センター運営委員会(市民25名、市職員5名)	市民活動、ボランティア活動の情報、活動の拠点
8 船橋市民活動センター	船橋市	市民公益団体の懇話会→センター準備会発足	H15年4月	船橋市民活動サポートセンター条例	船橋市民生活部自治課	ボランティア団体、NPOなどの活動を支援
9 やちよ市民活動センター	八千代市		H14年11月	八千代市民活動センターの設置及び管理条例に関する条例	八千代市	様々な分野の市民活動の支援
10 千葉市民活動センター	千葉市	市民公益活動サポートセンター整備懇談会	H14年10月	千葉市民活動センター運営要綱	千葉市、「運営協議会」設置	ボランティア活動やNPO活動などの市民公益活動の支援

名称	立地(交通)	開所時間			休所日	スペース							
		月～金	土	日、祝		会議室	交流スペース	情報コーナー	図書コーナー	相談コーナー	掲示コーナー	作業室	その他
まつど市民活動センター	松戸駅よりバス「浅間台」バース停より徒歩1分	午前9時～午後9時	午前9時～午後9時	午前9時～午後5時	第1、3水曜日、年末年始	○会議室3室(予約、大630円／時、他210円／時)、多目的ホール(予約、1050円／時)	○(先着順)、無料)	○	○	○(有料予約)210円／時	○	○	調理室(予約、360円／時)
柏市民活動センター	JR柏駅より徒歩4分	午前10時～午後9時	午前10時～午後6時	午前10時～午後6時	月曜、年末年始	○定員24名(予約6ヶ月前から、200円／時間)	○(無料)	○	○	○	○	○	
流山市民活動推進センター	つくばエクスプレス流山駅より徒歩1分	午前9時～午後5時(予約者は午後9時まで)	午前9時～午後5時(予約者は午後9時まで)	午前9時～午後5時(予約者は午後9時まで)	第3水曜日、年末年始	○6室、最大35名、その他は18名程度(登録団体、予約、無料)	○(無料)	○	○	○	○	○	
我孫子市ボランティア・市民活動センター	我孫子駅南口けやきプラザ10階	午前9時～午後9時	午前9時～午後9時	午前9時～午後9時	第2、4月曜日(祭日は開館)、年末年始	○2室(予約6ヶ月前から、無料)	○(無料)	○	○	○	○	○	
鎌ヶ谷市市民活動推進センター	新京成電鉄初富より徒歩8分、東武鐵道野田線鎌ヶ谷駅より徒歩10分	午前9時～午後9時	午前9時～午後9時	午前9時～午後9時	年始年末および臨時休日	○(無料)	○	○	○	○	○	○	
市川市ボランティア・NPO活動センター	JR本八幡駅より徒歩5分、都営新宿線本八幡駅より徒歩8分、京成八幡駅より徒歩3分	午前9時～午後8時30分	午前9時～午後8時30分	休み	日曜、年末年始	○10名程度(予約不要、無料)	○(予約不要、無料)	○	○	○	○	○	
浦安市民活動センター	浦安駅より徒歩3分	午前9時～午後9時	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時	年始年末	○20名程度(予約3ヶ月前から、無料)	○(予約3ヶ月前から、無料)	○	○	○	○	○	
船橋市民活動サポートセンター	JR船橋駅南口再開発ビル「フェイスJ5階	午前9時～午後9時	午前9時～午後9時	午前9時～午後5時	年始年末	○10名程度(予約不要、無料)	○(予約不要、無料)	○	○	○	○	○	
やちよ市民活動センター	東葉高速鉄道八千代中央駅より徒歩12分	午前9時～午後5時(月火)、午前9時～午後9時(水金)	午前9時～午後9時	木曜、年末年始	○(予約優先、無料)	○(予約不要)	○	○	○	○	○	○	キッズコーナー
千葉市民活動センター	千葉都市モノレール市役所前駅、市役所向いの千葉中央コミュニティーセンター1階	午前9時～午後9時	午前9時～午後9時	午前9時～午後7時	年始年末	○最大36名程度(予約、無料)	○(無料)	○	○	○	○	○	○(申込要、1日2時間まで)

名称	設備・備品	印刷機	パソコン(プリントサーバー)	大型プリンター	裁断機	紙折機	ロッcker(備品コーナー)	メールボック	その他の	パリアフリー	駐車場
まつど市民活動サポートセンター	○10円／1枚	○100円／1原稿	○先着順無料				○(要申込、無料)	○(要申込、無料)	あり	あり(無料)	
相市民活動センター	○白黒10円／1枚、カラーA4、50円／1枚、A3、80円／1枚	○製版50円	○(10枚まで無料)	○300円／m ² (用紙持ち込みは100円／m ²)	○	○	○大16個、小36個(大400円／月、小200円／月)	○(無料)	なし	なし	
流山市民活動推進センター	○10円／1枚	○製版50円、1枚1円	○				○1月単位で貸出、42個(100円／月)		湯茶	あり	あり(無料)
我孫子市ボランティア・市民活動サポートセンター	○対象団体は5円／1枚(対象外団体は10円／1枚)	○予約。	対象団体は紙持込で無料(対象外団体、製版1枚30円、印刷1枚0.2円)		○	○	○6カ月単位で貸出。大36区(1000円)、中9区(700円)	○(要申込、無料)	製本機、丁合機	あり	あり(有料)
鎌ヶ谷市市民活動推進センター	○10円／1枚	○製版30円、印刷50枚以内20円、50枚ごとに20円加算	○		○	○	○(要申込、丁合機、ファックス受信)	○(要申込、丁合機、ファックス受信)	あり	あり(無料)	
市川市ボランティア・NPO活動センター	○10円／1枚	○用紙持込んで、1製版50円、印刷A3。50枚10円、A3以外は100枚10円	○(1枚10円／カラー20円)		○	○	○6カ月単位で貸出、計27箇(無料)		なし	なし	
清安市市民活動センター	○10円／1枚(50枚まで)	○(10枚から)無料	○100円／A1、100円／A2が2枚	○	○	○	○6カ月単位で貸出、計27箇(無料)	○1年単位で貸出、計84箇(無料)	製本機、パワチ加工機、プロジェクター、スクリーン、文房具、湯茶	あり(トイレのみ)	なし
船橋市民活動サポートセンター	○白黒10円、カラーレ-30円／1枚	○1製版50円(50枚まで印刷可能)、印刷50枚ごとに10円加算	○(5円／1枚)	○(コピ一機兼用10円／1枚)	○	○	○6ヶ月単位で貸出(無料)	○6ヶ月単位で貸出(無料)	六あけ機	あり	あり(有料)
やちよ市民活動センター	○10円／1枚	○用紙持込んで、1製版最初の100枚まで60円、以降100枚ごとに30円加算	○(コピ一機兼用10円／1枚)	○	○	○(要申込、無料)	○1年単位で貸出(無料)	○1年単位で貸出(無料)	丁合機、ファックス受信	あり	あり(無料)
千葉市民活動センター	○10円／1枚	○用紙持込んで1製版50円	○	○	○	○	○(要年度申込、メールボックスと兼用)	○(要年度申込、メールボックスと兼用)	穴あきカービデオ	なし	なし

名称	郵便番号	住所	TEL	FAX	URL
まつど市民活動サポートセンター	271-0074	松戸市北矢切299-1	047-368-1814	047-365-5636	http://www.matsuudo-sc.com/
柏市民活動センター	277-0005	柏市柏1-5-18	04-7163-1143	04-7163-1147	http://www.city.kashiwa.lg.jp/citizens_activity/ca_center/ca_center.htm
流山市民活動推進センター	270-0153	流山市中110 C館3階	04-7150-4355	04-7150-8878	http://www.city.nagareyama.chiba.jp
我孫子市ボランティア・市民活動サポートセンター	270-1151	我孫子市本町3-1-21ナやきプラザ10階	04-7165-4370	04-7165-4371	http://www.city.abiko.chiba.jp/index.cfm/111827439258.html
鎌ヶ谷市市民活動推進センター	273-0101	鎌ヶ谷市富岡2-6-1生涯学習推進センター1階	047-401-0891	047-401-0892	http://www.collabo-kamagaya.jp
市川市ボランティア・NPO活動センター	272-0021	市川市本八幡3-4-1 アクス本八幡2階	047-326-1264	047-326-1278	http://www.city.ichikawa.chiba.jp/net/siminsei/volunteer/center.htm
浦安市市民活動センター	279-0002	浦安市北栄1-1-16	047-305-1721	047-305-1722	http://www.u-shimin.jp/
船橋市市民活動サポートセンター	273-0005	船橋市本町1-3-1 再開発ビルフェイス5階	047-423-3483	047-423-3436	http://www.city.funabashi.chiba.jp/jichishinko/jichishinko/sapesen.htm
やちよ市民活動サポートセンター	276-0042	八千代市ゆりのき台5-30-6	047-481-3222	047-481-3221	http://members.jcom.home.ne.jp/npo.city.yachiyo/index.html
千葉市民活動センター		千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティーセンター1階	043-245-5687	043-245-5688	http://www.city.chiba.jp/shimin_katsudo/

介護予防のまちづくりの現状と課題

—地域包括支援センターを手がかりとして—

聖徳大学人文学部 社会福祉学科

准教授 赤羽 克子

教 授 高尾 公矢

1 はじめに

介護保険法は、それ以前の措置制度(行政処分)から、40歳以上の人たち全員が保険料を支払い、介護を必要とする人は事業所を選んで契約し、サービスを利用する契約制度へと福祉サービスを大きく転換させた。それとともに介護保険の保険者は市町村となり、市町村が介護サービスを担うと同時に介護予防のまちづくりの課題を担うのである。

その背景には、急速な人口高齢化の中で介護が必要な人が増加していくことに対応するためであり、よりきめ細かなサービスが必要となるからである。

介護保険法は、5年後に全面的な見直しを行うことが国会で決議され、いわば「走りながら考える」制度としてはじまったのであり、それだけ高齢化の進行は著しいものがある。

2006年4月改正の介護保険は、「介護給付抑制」が狙いでいた。介護保険財政の支出を抑制することで、保険料を抑える必要があった。具体的には、「介護予防」という考え方にもとづき介護が必要になる人が増えるのを抑えるというものである。

介護保険改正の主な点は、2006年4月以降、「要支援1」、「要支援2」と要支援認定された人が、市町村が新設する地域包括支援センターで「介護予防プラン」をつくることである。地域包括支援センターは、「介護予防ケアマネジメント」(介護予防支援)に責任をもち、「介護予防プラン」は居宅介護支援事業所に委託することもできるが、「介護予防プラン」に沿ってサービスが利用できるかどうかを判断するのが、地域包括支援センターの役割である。

従来、要介護認定で自立と判定された人々は、介護保険の利用はできなかつたが、今回の改正では要介護認定の人たちも含めて対象とする「介護予防事業」が登場した。この事業では、「活動的な85歳」をめざして、介護予防事業を受けた人の20%が要支援・要介護になることを予防することを目標に、市町村が地域包括支援センターなどに委託して実施することになる。

介護予防サービスの介護予防マネジメント、介護予防事業、介護保険以外のサービスを含む高齢者や家族への総合相談支援事業、高齢者への虐待防止・早期発見などの権利擁護事業、ケアマネージャーへの支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント事業を行う「地域支援事業」の拠点が「地域包括支援センター」である。このセンターは市町村が介護保険事業計画で、日常生活圏(人口20,000~30,000人)を決めて設置数が検討されることになる。

改正介護保険法で新設された地域包括支援センターは、介護予防の拠点となるのであり、いわば介護予防のまちづくりを担うのである。

本稿では、地域包括支援センター設置後1年が経過した時点での地域包括支援センターが介護予防のまちづくりにどのように貢献しているのか、センターがいま抱えている課題は何かを明らかにすることにある。地域包括支援センターの設置主体は、市町村であり(委託も可能である)、都市部では東京都足立区、農村部として山形県西川町を事例として取り上げる。東京都足立区および山形県西川町はともに地域福祉政策ではこれまで先進的な取

り組みを行ってきた行政であり、福祉政策関連でマスコミ等でも取り上げられることが多い地域もある。

2 「介護予防」のはじまり

2000年(平成12年)4月から施行された介護保険制度は、徐々に定着したようにみえる。介護保険制度における被保険者数と要介護認定者数の推移をみると、65歳以上の被保険者数は2000年(平成12年)4月末2,165万人であったが、2004年(平成16年)11月末2,484万人と15%の増加をみた。要介護認定を受けた人数は、2000年(平成12年)4月末218万人が2004(平成16年)11月末まで405万人と倍増した。従って介護保険の利用者数も大幅な増加をみている。

保険財政をみると介護保険の総費用、給付費は年10%を超える伸びを示し、2000年(平成12年)度3.6兆円(実績)から2004年(平成16年)度6.3兆円(予算ベース)と増加した。1号保険料(全国平均)も第1期(平成12~14年度)2911円が第2期(平成15~17年度)3,293円と13%のアップが図られた。このままでいくと第3期(平成18~20年度)は約4300円以上になると予測されている。

将来的にはベビーブーム世代(団塊の世代)の高齢期到達、認知症高齢者、一人暮らしの高齢者等もますます増加するので、介護需要の増加傾向はまだまだ続くと考えられる。

介護保険は5年ごとの見直しが法案の付帯事項として規定されており、2005年(平成17年)6月改正法案が国会で議決された。

この改正法(平成17年法律第77号)では、要介護高齢者の変化に対応したケアの改革、制度の持続可能性と給付の効率化・重点化、地域生活の継続性を支える包括的ケアシステムを進めるために、「明るく活力ある超高齢社会の構築」、「制度の持続可能性」、「社会保障の総合化」の3点を基本的視点として、以下の内容を中心に全体的な改革を目指した。

①予防重視システムへの転換、②施設給付の見直し、③新たなサービス体系の確立、④サービスの質の確保・向上、⑤負担のあり方・制度運営の見直し、⑥被保険者・受自給者の範囲などである。

この改正は、施設入所費用の見直しが2005年(平成17年)10月から施行され、その他の部分は2006年(平成18年)4月から実施されている。今回の改正では「地域」を重視したものとなっており、「地域包括ケア」をするための道具立てとして地域包括支援センターが創設され、このセンターが法改正の理念を具現化するために大きな役割を果たすことになる。

地域包括支援センター設置の目的は、その活動を通じて地域包括ケアを実現するものであるが、そのためには次の3点を主な視点として「地域包括支援体制」の確立を目指すものである。1点目は、総合性であり高齢者の多様なニーズや相談総合的に受け止め、尊厳ある生活継続のために必要な支援につなぐことである。2点目は、包括性であり、介護保険のみならず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、支え合いなどの多様な

社会資源を有機的に結びつけることである。3点目は、継続性であり、高齢者的心身の状態の変化に応じて、生活の質が低下しないように適切なサービスを継続的に提供することである。

このセンターは、「総合的な介護予防システムの確立」や「ケアマネジメントの体系的な見直し」などを踏まえ、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として、①「ネットワークの構築」、②「介護予防マネジメント」、③「包括的・継続的なマネジメント」、④「総合相談支援・権利擁護事業」という4つの基本的機能を担うものである。

このような基本的機能を的確に果たすために、複数の専門家(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員など)を置き、これらが多職種連携によって、時に協働し、時に一体となって、高齢者の在宅での生活を支え、地域生活に安心を提供する役割を果たすことを期待されているのである。

3 地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、全国5,000カ所の整備が目標とされ、その整備にあたっては、「現行の在宅支援センターの役割を踏襲しつつ、時代の要請に応えて新たな機能も備えていく必要がある」とされている。在宅介護支援センターのうち、基幹型は、総合相談・介護予防プラン作成・ケアマネージャーの支援等の実績を持っており、地域包括支援センターは、制度改正以前の基幹型在宅介護支援センターと類似していると考えられる。

地域包括支援センターの設置主体は、市町村である。市町村は、包括的支援事業について、在宅介護支援センターの設置者その他厚生労働省令で定める者に対してその実施を委託することができる。地域支援事業の設置は、その事業の全部又は一部について委託することができる。委託を受けて地域支援事業を実施する者は、市町村の委託を受けて「地域包括支援センター」を設置することができる。委託可能先としては、在宅介護支援センターを運営する社会福祉法人、医療法人等、その他の省令で定められた要件に適う法人である。

配置する職種は、保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャー(スーパーバイザー的な役割を担えるケアマネージャー)の少なくとも3名である。

具体的な事業内容は、①「介護予防事業のマネジメント」(保健師を中心に対応)である。この事業は新予防給付(軽度の認定者へのサービス)と介護予防事業のマネジメントを一体的に実施し、要介護状態になることの予防と要介護状態の悪化を予防するものである。

②「被保険者の実施把握と総合・相談支援」(社会福祉士を中心に対応)である。この事業は、住民の各種相談を幅広く受け付け、制度の垣根にとらわれない横断的、多面的支援を行うものであり、相談内容に応じて、行政機関、保健所、医療機関、児童相談所、介護サービス事業者、民生委員、介護相談員、各種ボランティアなど必要な社会支援サービスや制度が支援できるように援助する。

③「虐待防止、早期発見のための事業等権利擁護事業」(社会福祉士を中心に対応)である。

この事業は、高齢者に対する虐待の防止や早期発見のための事業、その他の権利擁護のための事業を行うものである。

④「多職種協働による包括的・継続的ケアマネジメントの支援」(主任ケアマネージャーを中心に対応)である。高齢者一人ひとりの状態の変化に対応した長期ケアマネジメントの後方支援するための事業を行うものである。具体的には、ケアマネージャーの日常的個別事業、支援困難事例等への指導・助言、地域ケアマネージャーのネットワークづくり、長期継続ケアなどである。

市町村は、地域包括支援センター運営協議会を設置し、センター運営の公平・中立性を継続できるように、活動内容をチェックするものである。

地域包括支援センターの対象とする圏域は、最低でも市町村ごとに 1 カ所(全国 5,000 カ所)設置する予定で、人口 20,000~30,000 万人に 1 カ所が概ねの目安である。

地域包括支援センターの財源は、地域支援事業の経費のうち、包括的支援事業に係わるもの財源は第 1 号保険料および公費(1 号保険料を除いた部分を国 1/2、都道府県・市町村 1/4 ずつ)で構成される。

4 地域包括支援センターの設置状況

2006 年(平成 18 年)4 月の介護保険改正とともに市町村に設置された地域包括支援センターは、総合的なマネジメント機関として位置づけられた。

同時期に市町村で始まった地域支援事業は、「介護予防事業」(新予防給付対象サービスを除く介護予防サービスの提供、介護予防のスクリーニング)、「包括的支援事業」(介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、包括的・継続的マネジメント支援事業、権利擁護事業)、「任意事業」(介護給付費適正化事業、家族介護支援事業)が盛り込まれており、地域包括支援センターはこれらの事業を運営する中心的機関である。

市町村の包括センターの設置状況をみると(介護保険の保険者は市町村であり平成 18 年 4 月末の保険者数は 1,690)、全国で包括センターの設置数は 3,486 カ所、設置保険者数 1,483 で保険者の 87.8% が設置され、未設置の保険者数は 207 となっている(平成 18 年 5 月、厚生労働省発表資料)。

地域包括支援センターは、各市町村に 1 カ所以上設置することになっており、概ね人口 20,000~30,000 万人に 1 カ所を目安に設置することを想定していた。しかし、介護保険改正前の平成 16 年 10 月で、人口 10,000 人に 1 カ所を目安として整備されてきた「在宅介護支援センター」が 88,924 カ所がすべて包括センターに移行することはできなかった。介護保険改正当初は、包括センターは全国で 5,000~6,000 カ所程度が設置されると見込まれていたが、実際には当初の見込みよりもかなり少なかったわけである。もちろん、包括センターの設置の準備が整わない市町村は、最長で 2 年間(平成 20 年 3 月末まで)、包括センター設置と地域支援事業の実施を延期できるので、包括センターの数は今後増加するものと予測される。

設置された 3,436 カ所の包括センターのうち、市町村の直営が 1,179 カ所(直営率 34.3%)、社会福祉法人などへの委託が 2,257 カ所(委託率 65.7%)であった。

地域包括支援センターには、①社会福祉士等、②保健師または経験のある看護師、③主任ケアマネージャー等を配置することが求められている。厚生労働省の調査によれば、1 包括センター当たりの職員の配置状況は(センター長、事務職を除く)は、「3 人以上 6 人未満」が 74.1%と大多数を占めるが、なかには 3 人未満の包括センターも 15.4%存在する。

厚生労働省が発表した資料による分析結果からみえる問題点は、ほぼ 1 年が経過した時点で地域包括支援センター未設置の自治体が 12.2%存在することである。勿論、準備期間として 2 年間の猶予はあるが、地域包括支援センターが設置されなければ、地域支援事業は実施できないわけであり、介護予防事業の遅れをもたらすことになる。

5 東京都足立区の事例

1) 足立区の地域特性

東京都足立区は東京都の最北端に位置している。面積は 23 区のうち第 3 位と広く、人口は 645,802 人で 23 区のうち第 5 位である。「足立区基本構想」(2004 年 10 月)によれば、「足立区には公営住宅や社会福祉施設等が集積しています。足立区では経済・産業・雇用が停滞しています。足立区では安全・安心上の課題があります。足立区では教育環境面でも多くの問題点が指摘されています」と述べられている。

足立区は戦後東京都の住宅難解消の受け皿となり、都営住宅の誘致と建設を積極的に行ってきました。その結果、昔田んぼであった場所が埋め立てられマンモス都営団地街に変貌し、1950 年(昭和 25 年)に 26 万人であった人口が 56 年後には 2.5 倍近くに膨れ上がったのである。

さらに「基本構想」は、社会福祉施設についても 23 区内最大の規模であると述べた後に「足立区は、都の社会福祉行政の実現に欠かせない極めて重要な役割を担っているといえます」と指摘している。福祉ニーズのきわめて高い町である。高齢化率は 19.9%である(全国平均は 21.2%、2007 年 3 月)。生活保護率は 23 区のうち台東区に次いで第 2 位、被保護人員数では東京都全体の約 1 割を占めている。

介護保険の要支援・要介護認定者数は(表 1)、16,095 人、在宅のケアプラン数・予防プラン数は両方合わせて 13,324 人である。在宅関係では、指定居宅介護支援事業所数は 178 カ所、介護保険指定事業所数は 800 カ所を超えている。施設関係では、介護老人福祉施設 13 カ所、介護老人保健施設 9 カ所、介護療養型医療施設 17 カ所、グループホーム 13 カ所と在宅関係・施設関係とも都内でも有数の規模となっている。

表1 東京都足立区の介護保険制度の実施状況

人口	645,802人
第一号被保険者（65歳以上）	127,823人
要支援・要介護認定者	21,174人
サービス利用者	16,095人
在宅サービス利用者数	13,324人
施設サービス利用者数	2,771人
平成17年度介護給付費決算額	266億1,589万円
平成18年度介護給付費予算額 (地域支援事業を含む)	287億6,271万円
地域支援事業にかかる予算額	5億6,271万円
第2期保険料の基準月額	3,217円／月
第3期保険料の基準月額	4,380円／月

資料：足立基幹地域包括支援センター（平成18年）

2) 足立区の地域包括支援センターの特徴

足立区は2006年4月から25カ所の地域包括支援センターが発足し、そのうちの1カ所が基幹型地域包括支援センターとなった。2000年の介護保険制度の施行以来、足立区は高齢者の福祉ニーズの増大に対応するための供給システムの確立が課題となっていた。「適切な流通」とそのための「コントロール」がケアシステム構築上の心臓部であった。

介護保険制度の施行以来、足立区では25の防災エリアに1カ所の在宅介護支援センターを設置した。介護保険制度を機にそれまで区役所と福祉事務所で行われていた高齢者の相談窓口を在宅介護支援センターに拡大していった。

地域包括支援センターは、2006年4月の改正前の在宅介護支援センターのエリアと同じであり、在宅介護支援センターとして運営してきたセンターの大部分が、そのまま移行して地域包括支援センターとなっているのである。足立区の場合は、地域包括支援センターが社会福祉法人等にすべて民間委託され、25カ所が運営されている。ただ、足立区は地域包括支援センターを3年に1度見直しことにしており、公募して審査にかけ指定することになっている。

介護保険改正時にも在宅介護支援センターの2カ所を指定から外し(1カ所は辞退)、新たに2カ所を地域包括支援センターに指定した。足立区では委託先を社会福祉法人、医療法人、NPO法人等に限っている。なお、在宅介護支援センター時代にはなかった外部委員と内部委員の評価で選定されることになるが、選定プロセスが明確になったことが在宅支援センターとの違いである。

表 2 基幹地域包括支援センターの業務内容

1) 基幹的業務の内容（以下、実績は平成 18 年 9 月 1 日現在）

①支援センター連絡会(毎月開催)・支援センター職員研修会	計 6 回開催
②支援センターブロック連絡会参加(毎月開催)	計 39 回参加
③あんしんネットワーク検討会 隔月参加	計 2 回参加
④高齢者ケア検討会(虐待などの処遇困難事例への対応)	計 12 回開催
⑤ケアマネホットライン	計 160 件
⑥その他、地域包括支援センター運営協議会、困難事例検討会、虐待防止ネットワーク検討議会、成年後見人達連絡会等への参加	

2) 地域包括支援センター業務

①介護予防業務

介護予防教室の開催や「基幹便り」による啓発、その他介護予防に関する相談

②総合相談支援及び権利擁護業務

高齢期のさまざまな心配事等への総合相談の実施 計 700 件

権利擁護・成年後見制度に関する相談助言、専門窓口へのつなぎ支援および
消費者センターと連携した高齢者消費者被害防止への取り組み

介護保険認定申請代行

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ケアマネージャーへの相談助言、研修、情報提供および関係機関との連携強化、
地域高齢者の実態把握等

④区委託業務

あんしんネットワークの推進および介護保険外施策の申請受付、調査等

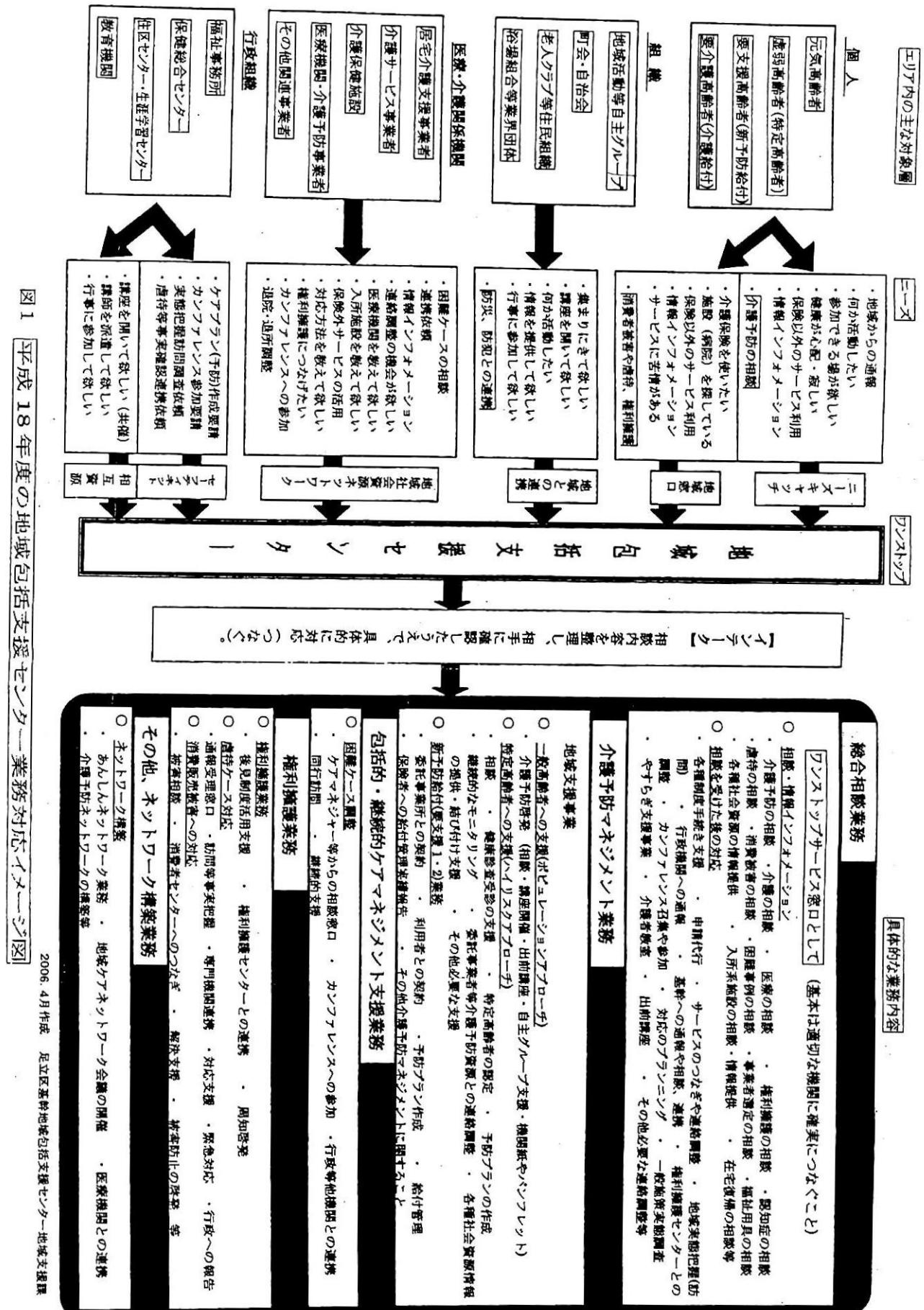
3) 介護予防支援事業者業務

新予防給付(介護保険内)業務	介護予防ケアプラン作成	計 44 件
----------------	-------------	--------

4) 社会福祉協議会としての業務

高齢者疑似体験セットや福祉学習教材、福祉機器の貸し出し等

資料：足立区基幹地域包括支援センター(平成 18 年 9 月 1 日現在)



基幹在宅介護支援センターは、「基幹地域包括支援センター」に移行した。このセンターは他の 24 カ所のセンターと同様に、地域包括支援センターとして、受け持つの地域を担当するほか、他の 24 カ所のセンターの窓口機能が格差なく機能するための統括・調整・研修・連携等の中核的機能を担っており、25 カ所の地域包括支援センターを統括し、地域支え合いシステムを充実強化させるための基幹業務を行うのである(表 2)。そのため、このセンターには他のセンターよりも多い 6 人の職員が配置されている。基幹在宅支援センターの設置は足立区独自の方法であり、大都市部の地域包括支援センターのひとつのモデルになるものと考えられる(図 1)。

足立区では、福祉ニーズの増大に応えるために、2000 年(平成 12 年)から民間活用を積極的に進め、その一方で在宅介護支援センターが中心となって地域のネットワーク構築を進めてきた。たとえば、住民の暮らしと安全を守るためにネットワークである「足立安心ネットワーク」は、2000 年から徐々に拡大し、地域住民やボランティアなど地域事情に明るい人たち(あんしん協力員)、銭湯や商店街・電力・電気・ガス会社・新聞販売店(あんしん協力機関)、民生委員(専門相談協力員)など普段から高齢者に関わりの深い人たちが、気になる高齢者(独立居状態など)や虚弱な高齢者を見た際には、区内 25 カ所の地域包括支援センターの何れかに連絡し、同センターが介護保険制度などに結びつけたり、見守りや話し相手の紹介なども行っている。いわゆる「孤独死防止」の役割を担っているのである(図 2)。

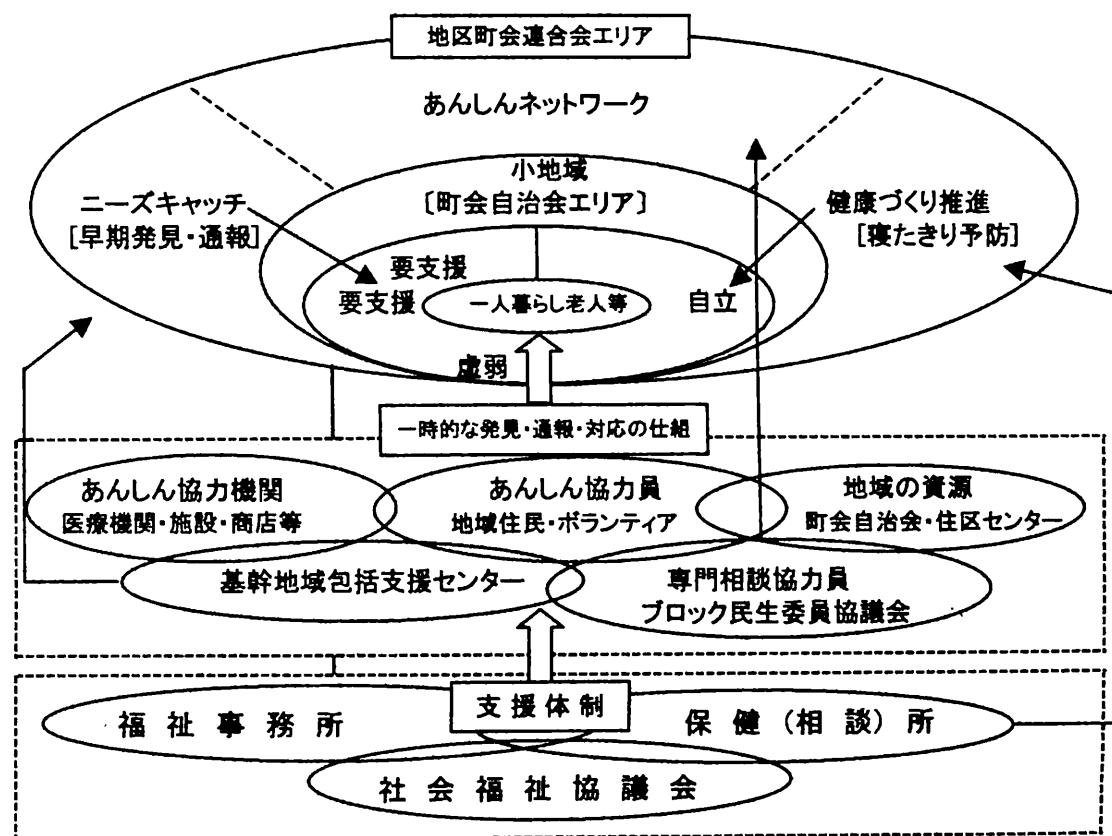


図2 「あんしんネットワーク」の構成図 足立区福祉部高齢サービス課

区内の福祉サービス総事業者数約 800 のうち半数以上が所属する「足立区介護サービス事業者連絡会」は、2001 年(平成 13 年)に設立され、各サービス種別毎に部会を設置し、勉強会を開くなど、自主的に運営を行っている。

ケアマネージャーは、「あだちケアマネ研究会」を 2000 年(平成 12 年)に立ち上げ活動を開始している。事務局は基幹地域包括支援センターが担当し、勉強会、区共通の書類様式の作成などを行っている。

25 地域カ所の包括支援センター同士のネットワーク「ブロック連絡会」は、地域包括支援センターを 4 カ所～6 カ所を 1 つのブロックに分け、連絡調整を行っており、その核となるのが基幹地域包括支援センターである。各ブロックは、2 カ月に 1 回程度研修会をもち、地区担当のケアマネージャーを招いての情報交換会を行っている。あるブロック連絡会では、医療との連携の必要性から、病院の医療ソーシャルワーカー(MSW)を招いて意見交換を実施している。地域包括支援センターのネットワークを構築したことで、事例の相談等が日常的に行える他、多職種との連携も可能となるなど効果があらわれてきている。

権利擁護事業は、2000 年にそれまでの基幹在宅介護支援センターから独立して、「権利擁護センターあだち」が設立されている。このセンターは虐待防止ネットワークへの対応を行っており、訪問事業者と連携して、早期発見・早期対応ができる仕組みをつくっている。

処遇困難ケースで福祉事務所や権利擁護センターと連携するケースも多い。これらの関係者は、月に 1 回程度基幹地域包括支援センターが主催する「地域包括支援センター連絡会」で情報交換を行っている。

足立区では、「在宅介護支援センター」時代から連携しながら仕事をする“チームアプローチ”をとってきた。それがそのまま地域包括支援センター業務にも生かされている。課題ごとに連携が必要な人とつながりを持ち仕事をする。現在では権利擁護センターが立ち上げた「成年後見人連絡会」で関係者が情報交換が始まっている。

3) 足立区の介護予防の課題

介護保険の認定者数(2006 年 12 月現在)は、21,000 人を超え、在宅のケアプランと予防プランを合わせれば約 13,000 件を超える状況にある。足立区では、在宅のケアプランは民間の事業者へ予防プランは地域包括支援センターが担っている。足立区では 2006 年(平成 18 年)4 月に改正された介護保険で位置づけられた地域包括支援センターは、それまでの「在宅介護支援センター」の実績があったので、基本コンセプトや役割に関しては「介護予防プラン」を除き特に違和感のあるものではない。

「介護予防プラン」は当初の予想に反して件数が膨大に膨れ上がり、しかもセンター毎の件数にバラツキがあるなど職員数の少なさと相まって極めて困難な状況を引き起こしている。

足立区の「介護予防プラン」をめぐる問題点は、①介護予防ケアマネジメントの件数を

みると、2006年(平成18年)9月末の時点で1,300件が要支援1・要支援2に移行していることである。足立区の試算によると、2007年(平成19年)度まで要支援者は増加し続け、介護予防ケアプランの件数は約5,000件に達すると予想される。地域包括支援センターは25カ所であるから、1つのセンターで約200件の介護予防プランを作成することになる計算である。しかも、制度改正前には足立区の地域包括支援センターエリア(25カ所)毎の高齢者人口に比例すると予想していた新予防給付の対象者数は比例せず、毎月の増加量も一定ではなかった。4月当初から突然集中的にプラン作成依頼が来るという状況が多くのセンターで発生した。

介護予防ケアプラン件数は、数が多いセンターで100件を越え、平均的なセンターでは70~80件、数が少ないセンターで50~60件である。センター毎の件数の格差もさることながら3人の職員が予防プランに忙殺されるという非常事態が発生しており、このままでは地域包括支援センターの「介護予防プランセンター」化であり、その他の事業が機能しなくなることも予想される。

②「予防ケアプラン」の居宅介護支援事業所への委託は現実にはきわめて厳しい状況にある。足立区の場合は、これまで比較的居宅介護支援事業所との関係は良好であったが、改正介護保険での居宅のケアプラン件数による介護報酬低減制は居宅介護支援事業所に大きく影響し、当初はセンターの大半は半数以上を委託しているのが現状であったが、徐々に居宅介護支援事業所が「予防ケアプラン」を引き受けなくなっている現状がある。勿論、地域差もあることは事実であるが、基幹地域包括支援センターでは、最近の予防プランはほとんどが委託できない状態である。

足立区は、制度改正前から「地域包括ケアシステム」を目指してきたが、新たに位置づけられた地域包括支援センターは、いまのところ新予防給付業務に圧迫されつつあるといえる。

6 山形県西川町の事例

1) 西川町の地域特性

山形県西村郡西川町は、JR山形駅から車で1時間30分、山形空港から車で約30分の距離にある。月山のふもとにあり風光明媚な町であるが、国の特別豪雪地帯に指定されている。月山は夏スキーでも有名である。この町の人口は7,023人、世帯数1,974(平成18年3月現在)、高齢化率は34%で県内1位、高齢化率は毎年約1%増加している。

65歳以上人口は、2,390人、75歳以上の後期高齢者は1,291人で割合は18.2%である。町内の3人に1人は65歳以上となっており、高齢者1人暮らし世帯が140世帯(全世帯の7.1%)、高齢者の2人暮らし世帯が289世帯で、全世帯の14.6%を占め、家族介護力は低下している。

推計によれば、平成21年の総人口は、6,632人、65歳以上人口は2,293人で高齢化率は

34.6%となり、後期高齢者の割合は20.1%となる。平成26年の総人口は、6,019人、65歳以上人口は2,186人で高齢化率は36.3%となり、後期高齢者の割合は22.3%となる。

介護保険での要介護認定者は(表3)、333人(平成18年3月)であり、2005年(平成17年)の354人をピークとしてやや減少しているが、要介護認定者の45%が中程度以上の認知症がみられるが、西川町では認知症への対応が遅れており、具体的な対策が急がれる状態にある。なお、在宅のケアプラン数・予防プラン数は両方合わせて166人である。

表3 山形県西川町の介護保険制度の状況

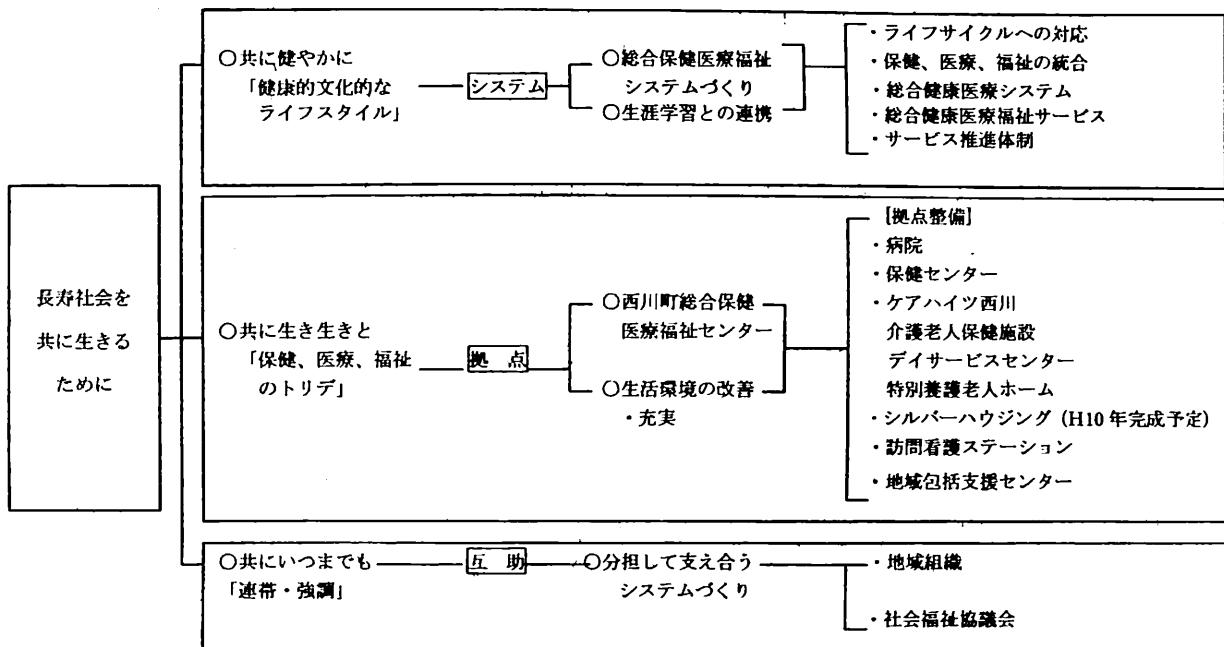
人口	7,023人
第1号被保険者(65歳以上)	2,393人
要支援・要介護認定者	333人
サービス利用者	
・在宅サービス利用者数	166人
・施設サービス利用者数	110人
平成17年度介護給付費決算額	5億778万円
平成18年度介護給付費予算額 (地域支援事業を含む)	5億1,649万円
・地域支援事業にかかる予算額	1,249万円
第2期保険料の基準月額	3,340円／月
第3期保険料の基準月額	3,640円／月

資料：西川町地域包括支援センター（平成18年）

2) 西川町の地域包括支援センター

西川町は、全国に先駆けて保健医療福祉の一元化を目指した基盤整備を進めてきた。その結果、平成26年における要介護認定者数(推計)に対する介護保険3施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)と地域密着型介護老人福祉施設、認知症高齢者グループホーム、介護専用型特定施設の利用者割合が、国が標準としている37%を大きく上回る状況となっている。

西川町は、2000年(平成12年)の介護保険の導入と同時に「共に健やかに・共にいきいきと・共にいつまでも」を基本目標として、保健、医療、福祉が連携して、高齢化に対応するために総合的な保健福祉サービスを提供するための体制づくりに取り組んできた(図3)。



資料：西川町「保健医療福祉計画」（平成19年）

図3 健康づくりをまちづくりの柱に—基本理念と重点施策の体系—

具体的には、「『はつらつ80代』をめざして」というキャッチフレーズを掲げ、この目標を達成するために、次の3つを重点項目に定めて「保健医療福祉計画」を推進している。

①一人ひとりの健康づくりの推進

子どもの時から心身の健康づくりを基本の柱として、栄養バランスのよい食事や運動、心身の健康管理などを取り入れた生活習慣が町民の一人ひとりのものとなるように健康づくりを推進するものである。

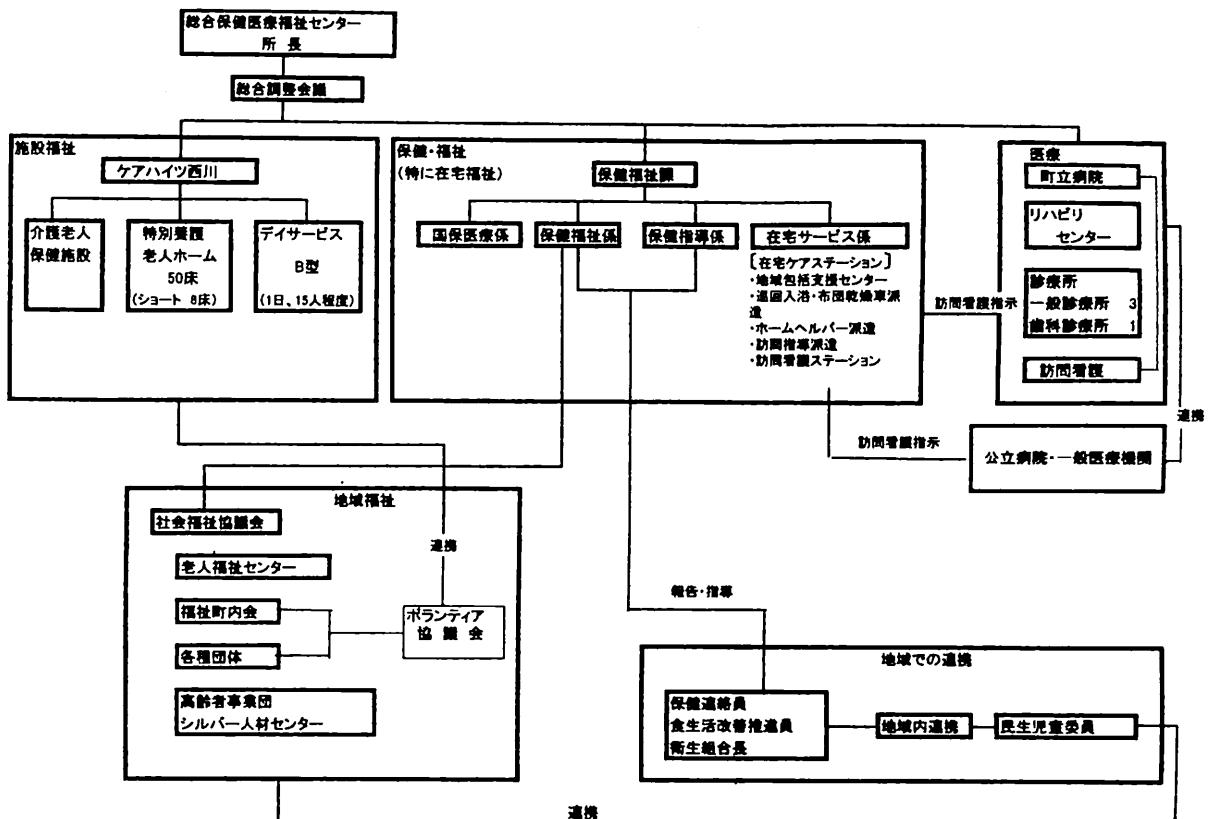
②地域で暮らすための支援体制づくり

高齢者や障害のある人が最後まで住みなれた地域で生活ができるように、家族や地域の人々と共に、一人ひとりの生活を支援するための体制をつくるというものである。

③介護が必要になっても安心してこの町で暮らせるように、介護サービスの充実を図る

というものである。

西川町では、町立病院・町立保健センター・ケアハイツ西川（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・ディサービスセンターなど）と連携した総合医療福祉体制をつくりあげてきた（図4）。2000年4月の介護保険施行当初から「介護保険の運営には介護予防と介護サービスの質の向上が不可欠」という観点から保健センター内に在宅介護支援センターを設置して、保健師を核に積極的に介護予防に取り組んできた。その蓄積があるため、今回の制度改革にともなっても大きな混乱はなかった。



資料：西川町「保健医療福祉計画」（平成 18 年）

図4 山形県西川町総合保健医療福祉センター機構図

2006年(平成18年)4月の制度改正にともない、保健センターにあった在宅介護支援センターを地域包括支援センターに衣替えしたが、以前と同様に西川町直営である。センターには、保健師2人、主任介護支援専門員1名でスタートした。地域包括支援センターには社会福祉士が必置とされているが、西川町の過疎地で地域包括支援センターが直営の場合は、役場内に「社会福祉士の資格」を持った職員は皆無であり、新しく職員を採用することは現在のところ不可能に近い状態である。

地域包括支援センターは(表4)、介護予防ケアマネジメント等の基本的な4事業を行うが、制度改正前の予測とはかなり違った事態が発生したことである。とくに介護予防マネジメントの対象者数を当初は132人と予測していたが、実際には36人であった。要介護者の認定状況をみると(平成18年3月)、「要支援1」と「要支援2」に認定された人は84人で全判定件数318の26.4%であるが、西川町では「自分でできることは、できる限り自分の力でする」という意識が強く、介護予防ケアの対象者にはなりにくいという事情がある。いまのところ地域包括支援センターの主な業務は、生活相談を中心である。なかには、「知的障がい者」が詐欺にあうという事件の相談等もある。

表4 地域包括支援センターの業務内容

1) 地域包括支援センター業務

①介護予防ケアマネジメント

- ・介護予防ケアマネジメントの対象者は特定高齢者と新予防給付（要支援1、要支援2）の人で、対象者一人一人についてサービス利用計画を作成し、サービスを提供する。
- ・定期的に効果の判定を行う。

②総合相談・支援

- ・介護、福祉などの総合相談窓口になる。
- ・介護以外の生活支援サービスとの調整を行う。

③権利擁護

- ・高齢者虐待の防止、虐待の早期発見のため相談や権利擁護のための取り組みを行う。

④包括的、継続的ケアマネジメント

- ・各居宅支援事業所のケアマネジャーとネットワークをつくり、連携して町民の皆さんを支援する。

2) 介護予防支援事業者業務

新予防給付（介護保険内）業務 介護予防ケアプラン作成 計44件

資料：西川町「保健医療福祉計画」（平成19年3月現在）

地域支援事業における介護予防の取り組みは（表5）、保健センターの保健師と地域包括支援センターの職員が協力して実施されている。

①介護予防スクリーニング

基本健康診査からの把握が行われている。4半期ごとの受診結果リストをもとに特定高齢者をスクリーニングすると同時に、医療を必要とする者を除いて、医師のチェックによる「生活機能低下の疑いがある高齢者」に關しても、地域包括支援センターによる個別指導を行っている。なお、民生委員や開業医からの通報などによっても把握する。

基本健康診査からの把握の実態は、第一4半期(4月～6月)は国の基準(第一号被保険者の

5%)の予測からは大きくズレ、実際には 30 人程度(1.2%)ときわめて少なかった。医師からの「生活機能低下」にチェックがつく割合が低く、当初の予測では 120 人よりもかなり低くなっている。高齢者には転倒すれば、骨折に、寝たきりにつながるとい意識が強く、ほとんどの高齢者は転倒しないように気をつけているためである。

②特定高齢者に対する事業

元気な高齢者の中から、生活機能の低下により要支援や要介護へ移行する恐れのある人を(特定高齢者)健康診査などで選び出し、筋力トレーニング・転倒骨折予防・閉じこもり防止・栄養改善事業などの介護予防を実施するものである。

介護予防のためのケアプランは、地域包括支援センターで評価検討を行いながら作成する。

通所型介護予防事業は、「転倒骨折予防教室」「認知症予防教室」「栄養改善教室」である。

「転倒骨折予防教室」(運動器の機能向上プログラム)は 2006 年の年度当初は 40 人を予測し、ケアハイツ西川(社会福祉法人)に委託した。1 クール 6 カ月の期間で 2 クールを開催し、一部自己負担とした。実際の参加者は、当初予測を下回り 2 クルールで 25 人と当初予測を大きく下回った。効果を測定することはかなり困難であるが、ケアハイツ西川では「6 カ月という短い期間での運動器の機能向上は無理であり、むしろプログラムに参加することで友達ができたなどの精神的・心理的效果」を強調する。事実、プログラムの参加者 25 人のうち 11 人が主催者が実施したアンケートに「友達が出来て良かった」などの回答を寄せている。

「認知症予防教室」(とじこもり、うつ病予防)は、この教室も当初は 40 人を予測し、西川町社会福祉協議会に委託した。1 クール 6 カ月の期間で 2 クールを開催し、一部自己負担とした。実際の参加者は、当初予測 40 人を下回り 2 クルールで 10 人と当初予測を大きく下回った。これは社会福祉協議会が運営する老人福祉センターの温泉を利用したいわばデイサービスで、温泉の利用、健康体操、ゲームなどである。利用者は 1 回 500 円の自己負担がある。これも 1 クール 6 カ月という短期間であるため、効果は現れにくい。

「栄養改善教室」(口腔機能向上を含む)は、1 クール 6 カ月の期間で 2 クールを開催し、一部自己負担とした。当初予測は 20 人を予測し、事業実施は保健センター(直営)としていたが、実際は皆無であった。

訪問型介護予防事業は、事業実施は保健センター(直営)で、保健センターの職員が直接訪問指導を行うものであり、うつ病や心身の状況で通所型のプログラムに参加できない特定高齢者等の実態確認や通所への誘導を行う。

③ 介護予防の普及啓発(一般高齢者施策・広報活動)

啓発活動として、「広報にしかわ」による啓発、介護予防の冊子・ポスター・パンフレットの配布や認知症予防講演会の開催などを行っている。ケアハイツ西川の協力を得て各地区で「介護予防教室」を行っている。

表5 西川町地域支援事業：介護予防事業

項目	事業項目	事業内容	対象者数(人)	具体的方法	事業実施(委託先)
1. 介護予防スクリーニング	特定高齢者の把握(1号保険者の5%)	・介護予防事業の対象者選定	120	・健康検診により対象者を把握する ・民生児童委員や医師からの通報により把握する	直営
2. 特定高齢者施策	通所介護予防事業	・転倒骨折予防教室(運動器の機能向上事業)	40	・1単位の期間を6ヶ月とし、2コース実施 *一部自己負担	委託:ケアハイツ西川
		・認知症予防教室(閉じこもり、うつ病予防)(温泉活動)	40	・1単位の期間を6ヶ月とし、2コース実施 *一部自己負担	委託:西川町社会福祉協議会
		・栄養改善教室(口腔機能向上を含む) ①個別的な栄養相談 ②集団的な栄養教育	20	・1単位の期間を6ヶ月とし、2コース実施 *一部自己負担	直営
	訪問介護予防事業	・保健師による訪問指導	20	・閉じこもりなどで、通所事業に参加することが困難な人に訪問し、個別支援を行う	
3. 一般高齢者施策	介護予防普及啓発事業	介護予防事業評価		・事業効果の目標達成状況を検証する。	直営
	地域介護予防活動支援事業	・普及パンフレット配布 ・認知症予防講演会の開催	2320	・介護予防に関する知識の普及啓発	
		・地区介護予防教室		・自主的な介護予防の育成・支援	

資料：西川町地域包括支援センター（平成18年）

3) 西川町の介護予防の課題

西川町の課題の1つ目は、小規模自治体でしかも過疎地の自治体では、地域包括支援センターの運営は委託先がなく直営方式にならざるをえない。そのため介護保険施行前の時

代のように硬直的・一律的な運営になることが懸念される。

2つ目は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等といった専門職の確保が困難なことである。西川町役場は、財政難から町職員の採用を控えている状態が続いている、社会福祉士資格をもった職員を新規に採用することは不可能に近い。

3つ目は、特定高齢者(介護保険の対象者ではないが生活機能が低下している人や将来的に介護が必要となるおそれの高い人)の把握が困難なことである。厚生労働省は、当初介護保険の第1号被保険者(65歳以上)の概ね5%程度が、要支援・要介護状態となる恐れがある「特定高齢者」として、地域支援事業の介護予防特定高齢者施策の対象になると見込んでいたが、2006年(平成18年)5月以降、厚生労働省が作成した「基本チェックリスト」を使用して、スクーリニングを行っても対象者が極めて少なく1%以下であった。対象者がいなくては介護予防事業自体が実施できないし、また対象者が少数では介護予防事業を活性化させることは困難である。

7 おわりに

2005年(平成17年)6月、国会において介護保険法が改正された。見直しの内容は、①予防重視型システムへの転換、②施設給付の見直し、③新たなサービス体系の確立、④サービスの質の確保・向上、⑤負担の在り方の見直し等である。

①予防の重視については、介護保険利用者で要支援・要介護1が増加して全体の約5割に達しているが、これら軽度者の状態が現在のサービスの在り方では改善につながっていない。また、厚労省の平成16年度介護給付費実態調査(平成16年4月～17年3月)の要介護状態区分「要支援～要介護2」の軽度者のうち71,000人が「要介護3～要介護5」の重度者に移行、全体として重症化した。このことからも重症化への予防に取り組む必要があるとしている。

②施設給付の見直しについてでは、改正介護保険法は、平成18年4月から施行されることになったが、これに先行して平成17年10月から介護保険3施設(ショートステイを含む)の施設給付の見直しとして、居住費・食費が保険給付の対象外になる。ただし低所得者の施設利用が困難とならないよう、負担軽減を図る補足的給付が創設される。

③新たなサービス体系の確立についてでは、①地域密着型サービスの創設、身近な地域で地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供を市町村の裁量で行う。小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、認知症高齢者グループホーム、認知症高齢者専用デイサービス、小規模介護者人福祉施設、小規模介護専用型特定施設等である。

④地域包括支援センターの創設では、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として創設する。役目は、総合的な相談窓口機能、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントの支援等とされる。構成メンバーとして、主任ケアマネージャー等、保健師等、社会福祉士等三者がチームを作り、第1号被保険者数3,000～6,000人、人口15,000～30,000人、介護予防事業対象者を150～300人当たり1ヵ所(人口により規模調節)設置

する。設置主体は市町村で、委託も可能である。運営は医師会や介護保険施設等の関係者からなる地域包括支援センター運営委員会を組織し、それがあたる。

⑤サービスの質の確保・向上では、情報開示の徹底、事業者規制の見直しで指定の更新制を導入、ケアマネジメントの見直しでケアマネージャーの資格更新制、研修の義務化を導入する。

これらの介護保険制度の改正は、介護予防に重点を置いた施策であり、介護予防に市町村が果たす役割はきわめて大きい。新設された地域包括支援センターの機能をみれば、今までの介護保険給付では対応できなかった支援困難ケースへの対応、要介護状態の予防と増悪の抑止など介護給付利用者へのより高度な支援が使命となっている。

現在のところ地域包括支援センターのあり方には地域差があり、地域ごとにセンターは様々な課題を抱えてはいるが、本来の業務は地域支援事業の介護予防であり、高齢者虐待への対応であろう。そのためには、地域包括支援センターは都市部のセンター(足立区)でみたように予防給付のマネジメントに忙殺されるという問題が発生している。また小規模自治体・過疎地の自治体等(西川町)では専門職員の確保が困難という重大な問題や特定高齢者がきわめて少ないなどという問題などがある。今後は地域包括支援センターの政策理念を地域住民に徐々に浸透させていくことが必要であると思われる。

参考文献

「月刊介護保険」(NO.132)法研、2007年12月

厚生労働省老健局『地域包括支援センター』東京都社会福祉協議会、2005年12月

地域ケアリング企画編集委員会「地域ケアリング」北隆館、2006年12月

『西川町保健医療福祉計画』(平成18年～平成20年度)西川町、2006年3月

藤井健一郎監修『介護保険制度とは』東京都社会福祉協議会、2006年7月

中越大震災復興のためのまちづくり調査 —山古志村を中心とした調査報告—

**聖徳大学人文学部 社会福祉学科
准教授 赤羽 克子**

1 はじめに

新潟県中越地震は、中山間地域に大きな被害をもたらした。この地震は、兵庫県南部地震が引き起こした阪神淡路大震災とまた違った課題を私たちにつきつけるものとなった。

今回の調査は、あらためて新潟県中越地震の被害を振り返るとともに、現在(2006 年)の被災地の状況についてふれ、今後の震災時の対応や震災後の復興のまちづくりを考える基礎資料を収集することを目的に行った。報道によれば、「マグニチュード 6.8 の新潟県中越地震を引き起こした犯人は『活断層』だった。『六日町断層』がはずれたなどの説があるが、確定はまだまだ。・・・地表に痕跡はないものの、M6.5 級の地震を起こす恐れのある『未知』の断層も多数ある」といわれている(週刊朝日、2004.11.12)。

新潟県中越地震は、その発生が日没のころであったこと、広域に停電が発生したことから、初動対応を暗闇の中でスタートさせることになり、被害の全体像をつかむのに時間を要した。とくに、山間部において孤立した集落の被害状況を把握するのに多くの時間を費やした。

また、80 を超える孤立集落が出たことは、救助・避難や支援物資の供給などにおいても困難をもたらすことになった。救助や避難において、ヘリコプターが活用される場面が多くみられたことも、この震災の特徴といってよいだろう。

直接地震によって亡くなられた方の数を見ても、揺れによって壊れたものの下敷きになってしまったとか、崩れた土砂に巻き込まれたといった方の数よりも、震災関連死と称される方の数の方が多かったことも、この震災の被害を語るときに忘れてはならないことである。

地すべり等によって土砂が川を塞ぎ、家が水没する被害が発生したことも、衝撃的なことであった。

新潟県中越地震と同等の規模（マグニチュード 6・8）の地震は、全国どこででも発生し得ることを考えると、新潟県中越地震の被災地で発生したことは、全国どこででも起こり得ることだと言うことができる。

次に大地震が日本のどこかで起きたとき、孤立集落を発生させないようにしておくにはどうしたらよいのか、あるいは、孤立した場合にもしばらくの間自立して対応するにはどうしたらよいのか、迅速に支援の手を差し伸べるにはどうしたらよいのかといったことを事前に準備しておくことは重要である。

新潟県中越地震を教訓にして、それぞれのレベルで具体的によりよい対策を検討し事前の備えを充実させること、それこそ、今全ての人がやるべきことだと思う。この調査の結果が少しでも震災時への事前準備の参考になれば幸いである。

2 新潟県中越地震の発生

2004 年(平成 16 年)10 月 23 日土曜日の午後 5 時 56 分、中越大震災が発生した。気象庁の発表によると、この地震の震源は北緯 37 度 17 分、東経 138 度 52 分(北魚沼郡川口町北

部)の地下約13km、地震の規模を示すマグニチュード(M)は6.8であった(図1 平成16年新潟県中越地震災害状況図)。

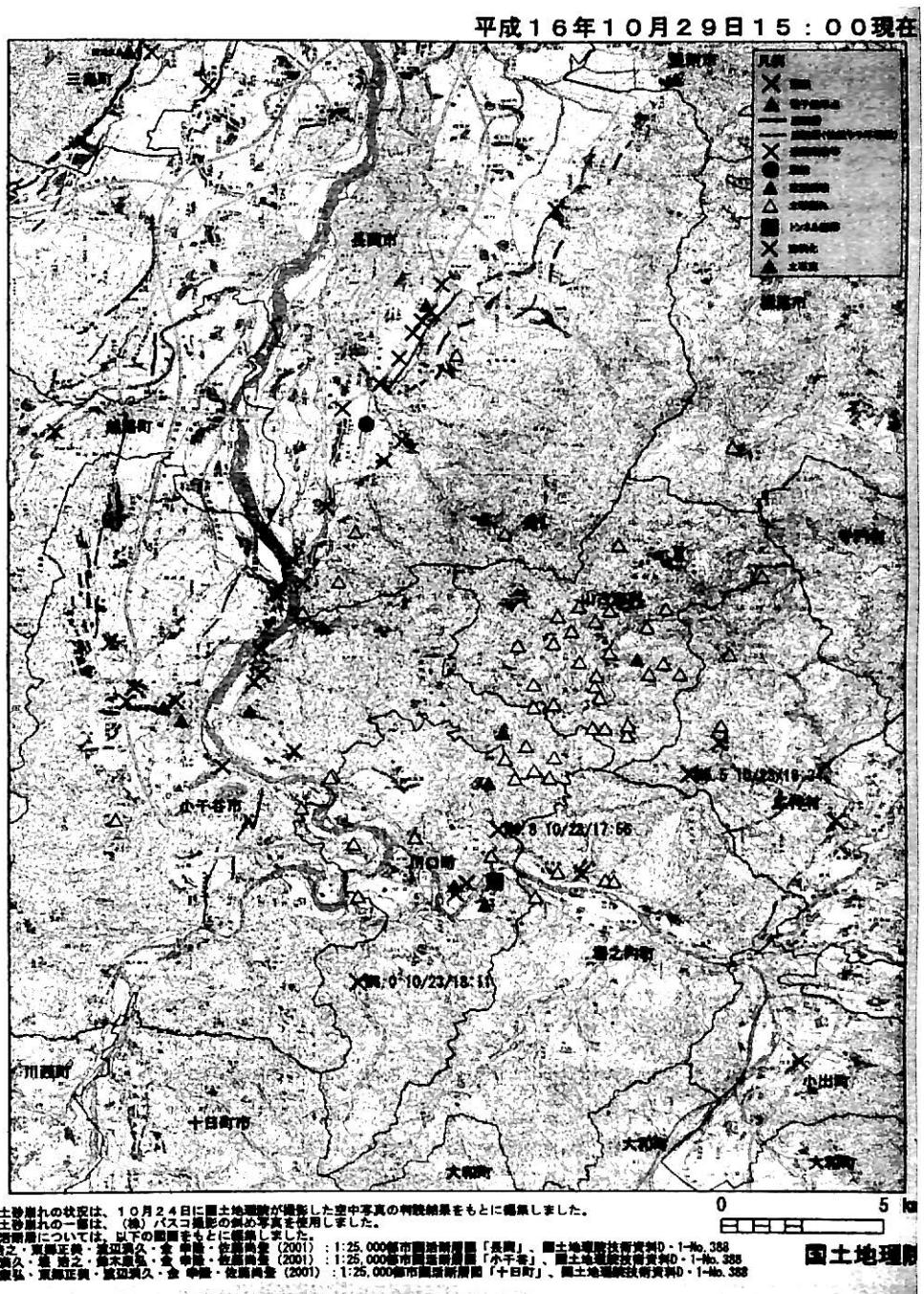


図1 平成16年新潟県中越地震災害状況図(平成16年10月29日15:00現在)

震源地の河口町で震度7、小千谷市、山古志村、小国町で震度6強、十日市町、堀之内町、中里村、守門村、川西町、越路町、刈羽村、長岡市、栃尾市、三島町、広神村、入広瀬村

で震度 6 弱を記録したほか、県外でも長野県、群馬県、福島県の各県でも震度 5 強前後を記録した。気象庁はこの地震を「2004 年（平成 16 年）新潟県中越地震」と命名した。

この地震の特徴は、中越地震の規模は M6.8 と必ずしも大規模地震とはいえないが、強烈な揺れと繰り返す強い揺れにあるといわれている。地震が発生した 10 月 23 日の午後 6 時 35 分頃の最大余震(M6.5、震源の深さ 14 km)では、川口町で 2515 ガルという観測史上最大の加速度を記録した。この加速度は 1995 年(平成 7 年)に発生した兵庫県南部地震における神戸海洋気象台の観測値 818 ガルの 3 倍以上であり、中越地震の揺れの凄まじさを示している。さらに震度 6 強から震度 5 弱の強い余震が何度も繰り返した。地震が発生した日の翌日 24 日の 24 時までの間に震度 5 弱以上の揺れが 10 回、震度 4 が 15 回、震度 3 が 19 回、震度 2 以下が 119 回発生、建物の被害は拡大した。なお、気象庁の発表によると、10 月 23 日から 12 月 28 日までの間に発生した有感地震は 877 回に及んでいる。

3 新潟県の被害の状況

中越地震の被害は、新潟県内で死者 59 人、重症者は 635 人、軽傷者 4160 人、被害を受けた建物は住家が約 12 万棟、非住家が約 4 万棟の計 16 万棟であった。避難者は地震直後のピーク時には 10 万人を超え、上越新幹線や関越道が長期間不通になるなど被害は甚大であった。地震発生当日から県内 54 市町村に災害救助法が適応され、自衛隊や消防など防災関係機関による救助・救出活動が行われた（図 2 災害市町村地図）。

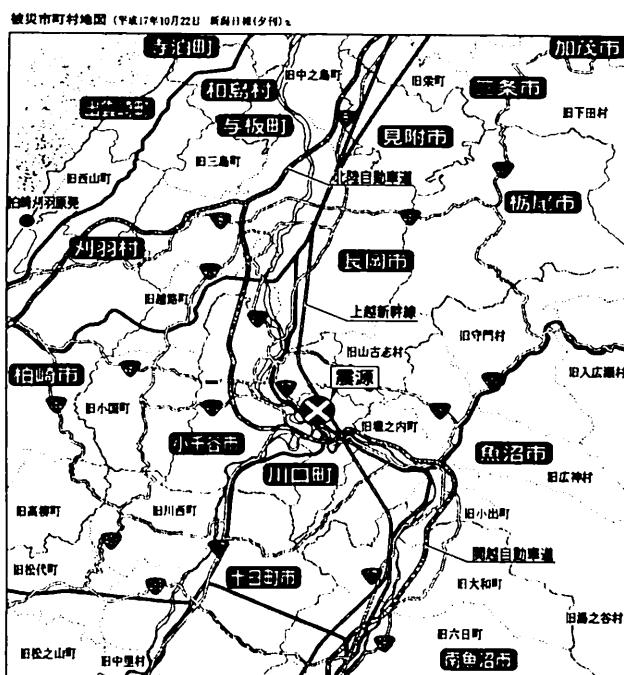


図 2 災害市町村地図

地震の揺れは、中山間地の地盤(全国有数の地滑り地帯)を切裂き、山を崩し、川を埋め多くの集落を孤立させ、宅地に被害を与えた。山古志村(山古志村は平成 17 年 4 月 1 日に合

併によって長岡市となっている)や小地谷市東山地区では道路が遮断され、孤立化し、ライフラインの途絶により生活を続けることが困難となった。

1) 人的被害

この地震での人的被害は、死者 59 人、重傷者 635 人、軽傷者 4160 人の計 4854 人(平成 18 年 2 月 1 日)である。死者 59 人のうち、地震時の家屋や崩壊土砂等の下敷きなどで死亡した人は約 4 分の 1 の 16 人と比較的少なかった。これは倒壊した家屋が比較的少なく、大規模な火災も発生しなかったためといわれている(表 1 自然災害に伴う人的被害状況)。

表 1 自然災害に伴う人的被害状況

(平成 18 年 2 月 1 日現在)(単位:人)

発生年月	被害名	死者	行方不明	重傷	軽傷	合計
平 16.10	新潟県中越大地震	59	0	635	4,160	4,854
昭 42.8	羽越水害	96	38	471		605
昭 36.9	第 2 室戸台風	36	0	2,310		2,346
昭 39.6	新潟地震	14	0	46	270	330
平 16.7	7.13 水害	15	0	2	80	97

(出典)「新潟県地域防災計画(資料編)」(平成 15 年度修正)

2) 住宅被害

住宅被害は、全壊 3175 棟、半壊 13772 棟、一部損壊 103603 棟の計 120550 棟で(表 2 自然災害に伴う県内の住宅被害状況)、非住家被害を加えると、建物被害は 160935 棟である。なお、地区別の全壊状況をみると、旧長岡市 927 棟、小千谷市 622 棟、川口町 606 棟、旧山古志村 339 棟であった。

表 2 自然災害に伴う県内の住宅被害状況

(平成 18 年 2 月 1 日現在)(単位:棟)

発生年月	災害名	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	合計
平 16.10	新潟県中越地震	3,175	13,772	103,603		120,550
昭 42.8	羽越水害	1,080	2,067	339	16,422	19,908
昭 39.6	新潟地震	* 3,277	* 10,966	* 41,019	* 10,661	* 65,923
昭 36.9	第 2 室戸台風	2,822	19,332	108,183		130,337
平 16.7	7.13 水害	71	5,657	82	1,882	7,692

(出典)「新潟県地域防災計画(資料編)」(平成 15 年度修正)

(注) 新潟地震は、世帯数。

なお、平成 16 年版「消防白書」では、全壊 1,960 棟となっている。

3) 交通被害

新幹線や高速交通網の寸断は、県内全域に長期間にわたって深刻な影響を与えた。震源地付近の川口町や山古志村では道路が崩壊し陸の孤島となった（表3 主な鉄道の普通区間、主な道路の普通区間等）。

表3 主な鉄道の普通区間、主な道路の普通区間等

主な鉄道の不通区間

路線名	不通区間	運転再開日
上越新幹線	燕三条—新潟	10月30日
	長岡—燕三条	11月4日
	越後湯沢—長岡	12月28日
上越線	水上—六日町	11月2日
	六日町—小出	11月13日
	小出—宮内	12月27日

主な道路の不通区間等

道路名	不通区間	復旧日時
関越自動車道	長岡 JCT—長岡 IC	10月26日 22:00
	小出 IC—群馬県境	10月29日 12:00
	長岡 IC—小出 IC	11月5日 16:00
北陸自動車道	柏崎 IC—柿崎 IC	10月24日 13:50
	燕三条 IC—柿崎 IC	10月26日 22:00
国道17号	川口町和南津トンネル	11月2日 16:20

出典：長岡市災害対策本部 2005年

4) ライフラインの被害

ライフラインの被害は、停電約30万戸、ガス供給停止約5万6千戸、上水道断水約13万戸、公共下水道を使えない世帯約1万3千戸に及んだ（表4 ライフラインの被害状況）。

表4 ライフラインの被害状況

最 大 被 害 (調査日)	
電 気	停電約300,000戸（10月23日）
ガ 斯	供給停止約56,000戸（10月24日）
上 水 道	断水129,750戸（10月24日）
公共下水道	下水道を使えない世帯数約13,000世帯（10月30日）

出典：長岡市災害対策本部 2005年

5) 被害額

直接被害額は、確定分だけで1兆6542億円と推定される。間接被害額は直接被害額にはほぼ匹敵すると考えられている（表5 新潟県中越大震災の被害額）。

表5 新潟県中越大震災の被害額

(単位：億円)

施設等	被害額(構成比%)	被 害 内 容
1 建築物	11,338 (68.5)	住家6,389、非住家4,949
2 鉄道	625 (3.9)	.
3 公共土木施設等	1,934 (11.7)	
(1) 高速道路	249 (1.5)	
(2) 国管理道路・河川等	237 (1.4)	道路157、河川80
(3) 県管理道路・河川等	652 (3.9)	道路498、河川111、橋梁27、下水道16
(4) 市町村管理道路等	440 (2.7)	道路256、下水道167、橋梁8、公園6、河川3
(5) 斜面崩壊	356 (2.2)	(国) 芦川河道閉塞86、(県) 砂防270
4 文教施設	172 (1.0)	(県) 学校8 (市町村) 学校47、社会体育施設8、社会教育施設3 (民間) 大学・工業高等専門学校89、私立高校・幼稚園・専修学校4、文化財13
5 農林水産施設等	1,305 (7.9)	農業用水路等532、林地・林道・林業関係施設等209、集落排水処理場等207、農地156、農業施設・機械120、水産65、畜産10、その他6
6 保健医療・福祉施設	15 (0.1)	
(1) 県立病院	1	
(2) 医療機関	6	
(3) 社会福祉施設	8	
7 水道施設	38 (0.2)	
8 電気・ガス施設	89 (0.5)	電気34、ガス55
9 通信・放送施設	32 (0.2)	
10 商工関係施設	781 (4.7)	(中小企業) 工業354、商業400、運輸等27
11 その他の公共施設	13 (0.1)	廃棄物処理施設・市町村庁舎等
12 その他	200 (1.2)	市町村災害廃棄物処理費
合 計	16,542 (100.0)	

出典:長岡市災害対策本部 2005年

4 山古志村の被害状況

震災前の山古志村は、新潟県の中越地方に位置し、人口2402人、世帯数703(平成12年3月31日)、丘陵地の斜面に広がる森林と棚田、錦鯉の養殖、「牛の角突き」と呼ばれる闘牛などを観光資源とした「日本の原風景が残る村」であった。

2004年10月23日に発生した新潟県中越地震によって甚大な被害を受けた。地震やそれ

に伴う土砂崩れなどで、地震発生前の村の様相は大幅に様変わりした。

地震直後には、集落に通じる道路がズタズタに崩れ落ちて各集落は孤立し、村は壊滅状態であり、翌日の夕方には全村避難が決行された。「・・・闇の中で状況もつかみきれなかったが、とにかくお願ひしたいと伝え、役場に歩き始めたのは、夜が白みはじめてからだった。想像を絶する悲しい現状が目に飛び込んできた。あるべき山がなかった。棚田も畠もすべてと言っていいくらい被害を受けていた。県知事からの電話が何とかつながり、私は『山古志村は壊滅的な被害を受けました。自衛隊の救援をお願いします』といったと思う。」(旧山古志村長・長島忠美)

全村民が 26 日までに隣接する長岡市などの仮設住宅へ避難した。2005 年 4 月 1 日には長岡市へ編入合併された。以下に合併後の長岡市全域と山古志地域の被害状況を示しておく。

1) 人的被害状況

長岡市全域では、死者 11 人、負傷者 2276 人であった。山古志地域は、死者 7 人、負傷者 25 人であった(表 6 人的被害の状況)。

表 6 人的被害の状況

(平成17年 6月 1日現在)		
地域名	死者	負傷者
長岡	7	2,108
中之島		18
越路		93
三島		8
山古志	3	25
小国	1	24
合計	11	2,276

出典:長岡市災害対策本部 2005 年

2) 建物被害の状況

長岡市全域での住宅被害の合計は、棟数では 59587、世帯数では 64780 であった。全壊のうち棟数では 1532、世帯数では 1489、大規模半壊のうち棟数では 1227、世帯数では 1224、半壊のうち棟数では 6428、世帯数では 6516、一部損壊のうち棟数では、50400、世帯数では 55551 であった。非住宅被害(棟数)は 17613 であった(表 7 建物被害の状況)。

山古志地域の住宅被害の合計は、棟数では 747、世帯数では 681 であった。全壊のうち棟数では 328、世帯数では 285、大規模半壊のうち棟数では 59、世帯数では 56、半壊のうち棟数では 237、世帯数では 234、一部損壊のうち棟数では 123、世帯数では 106 であった。非住宅被害(棟数)は 828 であった。

表7 建物被害の状況

(平成17年6月1日現在)

地域名	住 家 被 害										非住家被 害(棟数)	
	全 壊		大規模半壊		半 壊		一部損壊		住家計			
	棟数	世帯	棟数	世帯	棟数	世帯	棟数	世帯	棟数	世帯		
長岡	924	924	915	915	4,927	5,018	42,241	47,169	49,007	54,026	11,185	
中之島			2	2	24	24	2,573	2,612	2,599	2,638	980	
越路	152	152	127	127	697	697	2,624	2,786	3,600	3,762	2,894	
三島	3	3			25	25	1,664	1,664	1,692	1,692	130	
山古志	328	285	59	56	237	234	123	106	747	681	828	
小国	125	125	124	124	518	518	1,175	1,214	1,942	1,981	1,596	
合計	1,532	1,489	1,227	1,224	6,428	6,516	50,400	55,551	59,587	64,780	17,613	

出典:長岡市災害対策本部 2005年

3) 避難指示・勧告状況

山古志地域は避難指示・勧告が全地域で発令された(表8 山古志村住民のヘリコプターによる救出状況)。避難勧告は震災直後の10月24日の午前10:00に、避難指示は25日午前9:00に出され、世帯数は690、人数は2167であった。

表8 山古志村住民のヘリコプターによる救出状況

(平成16年10月24日、25日)

自衛隊	約 1,410人
警察	137人
第九管区海上保安本部	127人
緊急消防援助隊	約 170人
合 計	約 1,844人

(注) 長岡市山古志支所提供

5 山古志村調査

2006年5月3日から5日にかけて山古志村の調査を行った。調査の目的は山古志村の被害状況を把握すること、被災時の対応、震災後の問題点、復興のまちづくりのための基礎資料の収集であった。とくに家屋や福祉施設の被害状況を確認すること、仮設住宅でのインタビューやボランティア活動の状況を把握することに力点を置いた。当時は長岡市から山古志村へ向かう道路は、山古志村に入る手前でガードマンによる検問が行われており、村の住民以外は許可証が必要で、これを検問所で提示できないと、どんな車両でも通行できない。われわれは長岡市山古志支所から学術調査目的として許可証をもらい村に入るこ

とができた。しかし当然のことであるが工事関係車両を優先させているので、現場の状況で入れない場所もあった。

1) 養鯉池の被害

小千谷市、山古志村、川口町などの中山間地は錦鯉の産地である。中間地は棚田とともに養鯉池が多く存在する。地震によって、養鯉池は甚大な被害を被った。池の堤体の亀裂をはじめ、堤体の損壊に至っている箇所が随所に見られる。被害のひどいところでは、堤体の破損によって下流部の道路、養鯉池の破損や水田への土砂の堆積や棚田の崩壊をともなったものも見られる（写真[50]～[56]）。

2) 水田の崩壊

比較的傾斜が緩く、土の切盛によって区画が整備されている圃場整備が行われた水田では、盛土部分が下方へ滑って崩壊している箇所も見られた（写真[10]、[11]、[41]、[42]、[63]～[70]）。

傾斜が急な棚田では、亀裂の発生、円弧すべりによって崩壊しているところや、畦畔とのり面表層がはがれ落ちているところが見られ、いずれも水田としての機能は失われている（写真[6]～[11]と[62]～[70]）。

3) 平坦地の被害

山古志村地域福祉センターなごみ苑（写真、[24]～[35]）特別養護老人ホームの駐車場は、大きな亀裂や亀裂に沿っての沈下による段差・陥没がみられる（写真[29]～[35]）。

6 避難指示・勧告解除

新潟県長岡市は、2005年（平成17年）7月22日正午、山古志村地域の528世帯1682人や小国地域などに対する避難指示・勧告を解除した。山古志地域にとっては、昨年の10月の新潟県中越地震以来、約9ヶ月ぶりの避難指示解除となった。

長岡市によると、避難指示・勧告が解除されたのは次のとおりである。

1) 長岡地域

浦瀬町・・8世帯31人、御山町・・2世帯4人、栖吉町・・4世帯10人、村松町：3世帯22人、濁沢町・・60世帯150人、竹之高地町・・10世帯21人、滝谷町1世帯3人、渡沢町3世帯14人

2) 越路地域

西谷・・31世帯139人

3) 山古志地域

地域全体で528世帯1682人

4) 小国地域

小国町法末・・54世帯119人

6. 仮設住宅の設置状況

応急仮設住宅の建設は、12月15日には13市町村（合併前）に3,460戸すべてが設置された。21日には応急仮設住宅への入居が進み、避難者数はゼロになった。もちろん、応急仮

設住宅の建設完了までには長期間かかるため、新潟県は高齢者世帯等を対象として民間賃貸住宅を県が借り上げて提供した。

山古志村は、長岡市に3ヵ所の応急仮設住宅632戸(A127・B327・C178)を設置し、入居戸数は631、入居世帯数は561、入居者数は1755であった(表9 応急仮設住宅の状況)。なお、長岡市には新潟県が設置した仮設住宅の43%に相当する1472戸が建設された。

表9 応急仮設住宅の状況

応急仮設住宅の状況

(平成17年6月1日現在)

地域名	団地名	建設戸数	入居戸数	入居世帯数	入居者数	集会所	談話室
長岡	操車場北	223	217	202	613	1	
	操車場南	236	234	215	618	1	
	滝谷	79	78	67	250	1	
	岡南	30	30	25	90		1
	悠久山	162	158	146	477	1	
	旭岡	20	19	18	58		1
	永田	57	57	49	172	1	
	稻保	33	33	28	100		1
	浦瀬(※)	3	3	3	11		
小計		843	829	753	2,389	5	3
中之島	中之島(※)	65	45	42	144		
	小計	65	45	42	144	0	0
山古志	青葉台	127	127	116	359	1	
	陽光台	327	327	290	924	3	
	新陽	178	177	155	472	1	
	小計	632	631	561	1,755	5	0
越路	来迎寺	20	19	19	60		1
	朝日	9	8	7	43		
	飯塚	17	17	17	47		1
	西谷	45	44	42	175		
	塙野山	23	22	20	71		1
	小計	114	110	105	396	0	3
小国	二本柳	14	14	13	41		1
	原	13	13	11	36		1
	七日町	91	91	82	231		2
	小計	118	118	106	308	0	4
合計		1,772	1,733	1,567	4,992	10	10

※注 7.13水害により建設した仮設住宅

7 ボランティアの活躍

長岡市では、24日午後1時に長岡市災害ボランティアセンターを長岡市社会福祉協議会に開設し、25日には派遣を開始した(写真、[80]~[84])。全国から若者が個人的ボランティアとして支援活動に参加し、避難所における運営補助(食事等の配布・掃除など)、支援物資の仕分け作業から次第に被災家庭における後片付けや個人からの依頼などが増えたという。福祉系の大学からのボランティア応援も相次いだ。

8 被災地の写真（山古志村を中心に）

新潟県中越大震災視察写真集

NIIGATAKEN—TYUETSU—DAISINSAI

2006年5月（撮影；赤羽克子）



土産物店経営のおばあちゃんの俳句集「復興を祈って・・・」



[1] 山古志方面を示す看板

長岡駅を背に山古志方面へ向かう入り口（三叉路）を右に進むとすぐに地震の爪あとが広がる。崖崩れ、道路の崩壊、小川の崩壊、棚田崩壊など。だが少しずつ復興が始まっているのだが…。



[2]



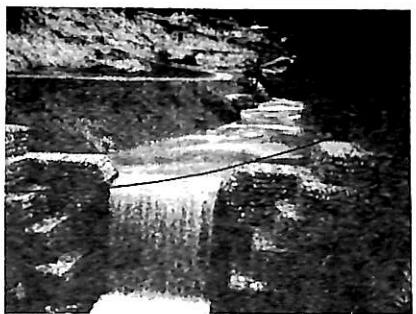
[3]



[4]



[5]



[6]



[7]



[8]



[9]



[10]



[11]

ここから先は「通行許可証」がなければ入れない！



[12]



[13]



[14]



[15]

山古志村地すべり性の斜面崩壊の被害状況



[16] 山肌をえぐる崖崩れ



[17]



[18]



[19]



[20]



[21] 土砂崩れ止め



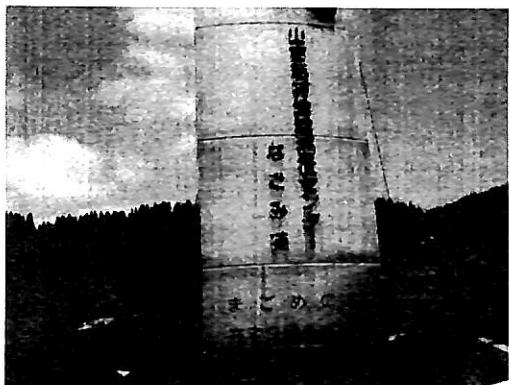
[22]



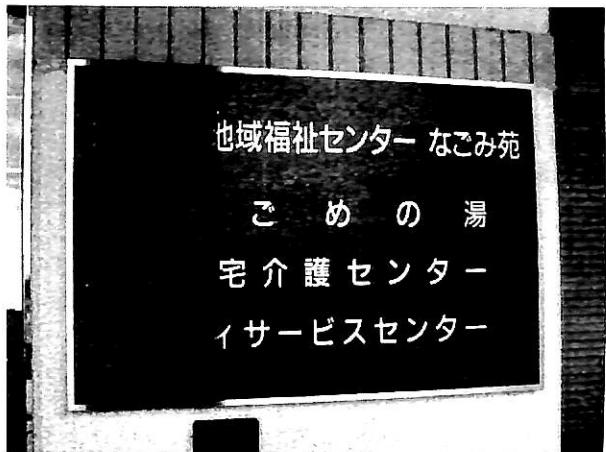
[23] 動けなくなった車・・・

山古志村地域福祉センター なごみ苑

・まごめの湯 ・在宅介護センター ・デイサービスセンター

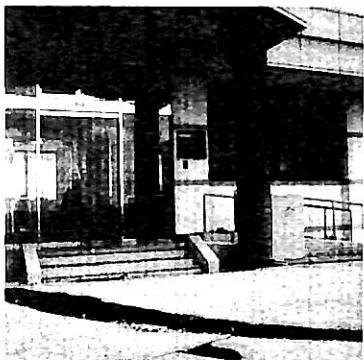


[24]



[25]

亀裂が走っている・・・「山古志村地域福祉センター」は機能していない。地震の傷跡がくっきり、手付かず状態。



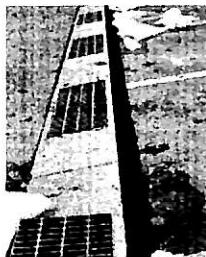
[26]



[27]



[28]



[29]



[30]



[31]



[32]

「山古志村地域福祉センター」周辺を歩いてみると・・・連続した大きな亀裂
山古志村地域福祉センターなごみ苑の裏には土筆やふきのとうが芽を出していた。



[33]



[34]



[35]



[36]



[37]



[38]



[39]



[40]



[41]



[42]



[43]

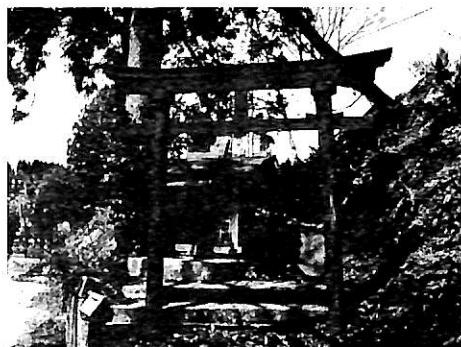


[44]



[45] 山の中腹から復興祈願・・・お地蔵さんたちが復興の様子を見つめている

回りは崩れ落ちているのに、この鳥居は壊れていない。
ここで暮らす人たちの「復興祈願・健康祈願・交通安全・家内安全・合格祈願・・」



[46]



[47]

虫巣地区の祠も壊れないでここで暮らす人たちを見守っている



[48]

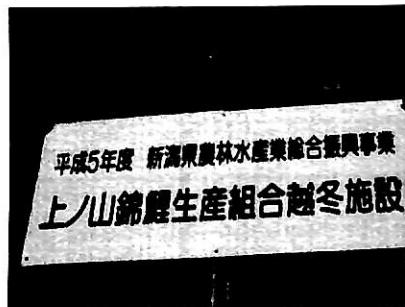


[49]

上ノ山鯉の養殖地区
上のほうに見える棚田上にはほとんど水が残っていない。



[50]



[51]

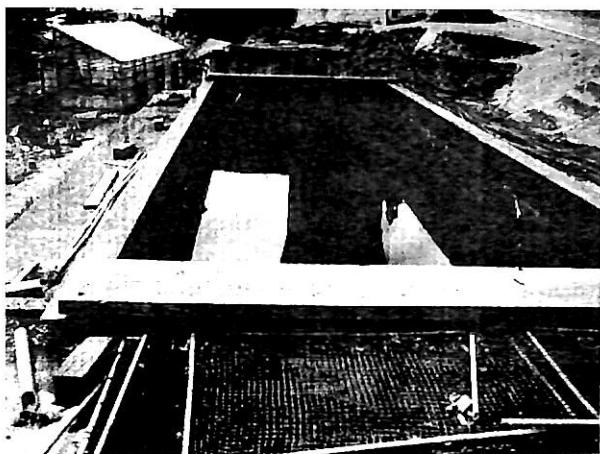
この地域(山古志村、小千谷市、川口町などの中山間地)は錦鯉の産地として有名である。養鯉池は大きな被害を受けた。



[52] 上ノ山錦鯉生産組合越冬施設



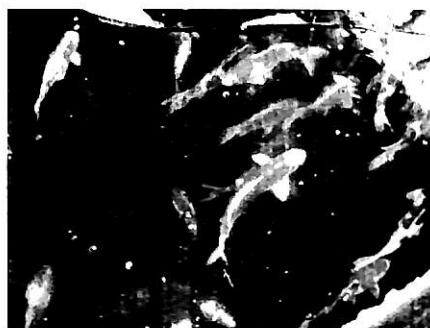
[53] 養鯉場の看板



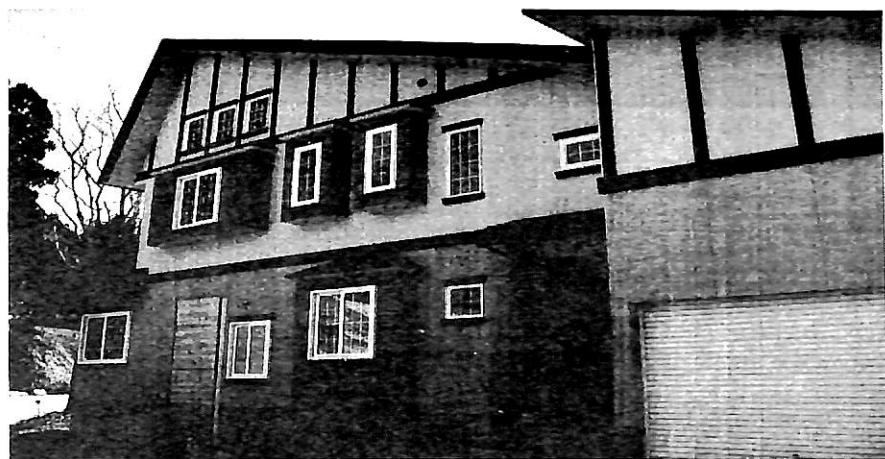
[54] 全滅した鯉



[55] 少しずつ養鯉が復活・・・越冬施設の養鯉場では「錦の稚魚」が元気に泳いでいた。



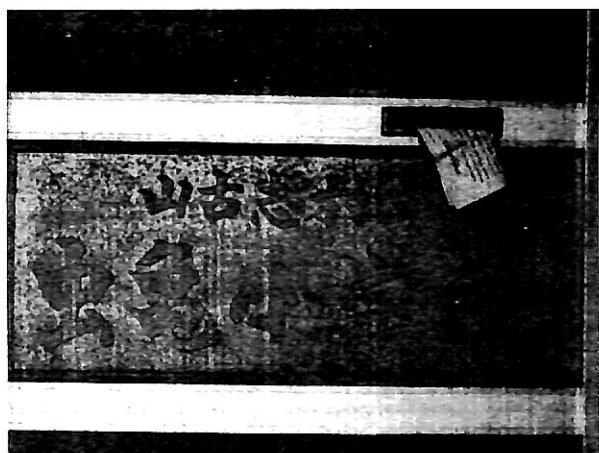
[56]



[57] 震災後新しく建てられたばかりの民家



[58]



[59] 山古志村立虫亀小学校
震災の日からそのまま手付かず状態が続く



[60]



[61]



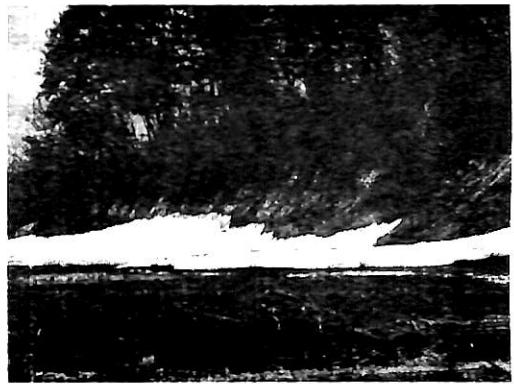
[62]



[63]



[64]



[65]



[66]



[67]



[68]



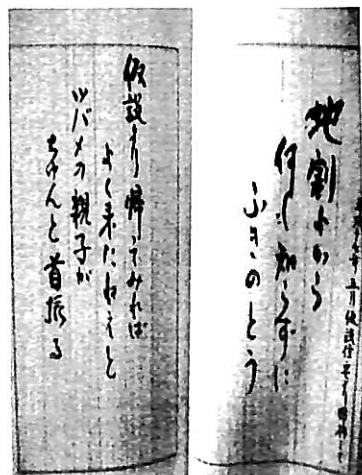
[69]



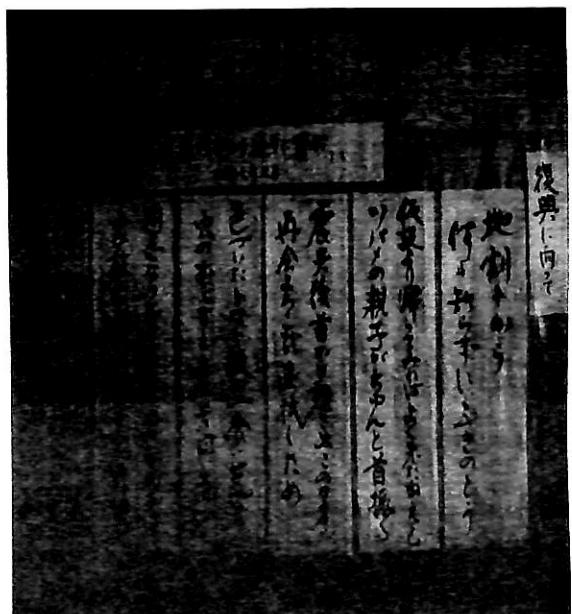
[70]

山肌の亀裂や崩落の状況は、被害の大きさを物語っている。農道でも下水道が埋設されているところもあり、埋設に沿っての亀裂や沈下、マンホールの浮き上がりなどが隨所にみられた。田んぼでは連続した大きな亀裂や沈下が生じていた。

土産物店経営のおばあちゃんの俳句集「復興を祈って・・・」
 震災を受けた日から復興を信じて俳句を書き続いているのだそうだ。
 俳句集はすでに5冊を超えた。



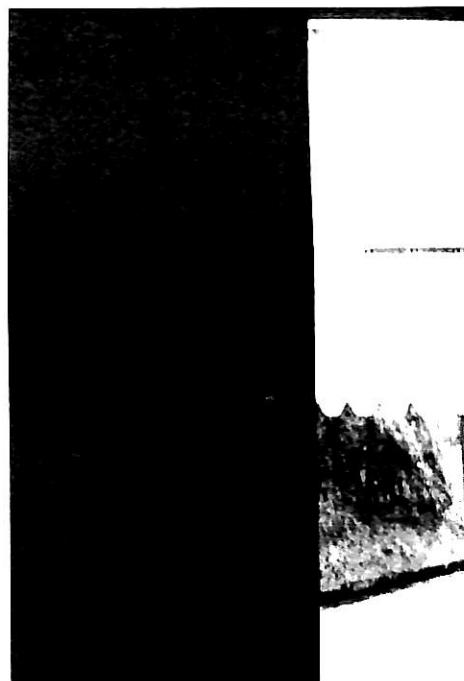
[71]



[72]



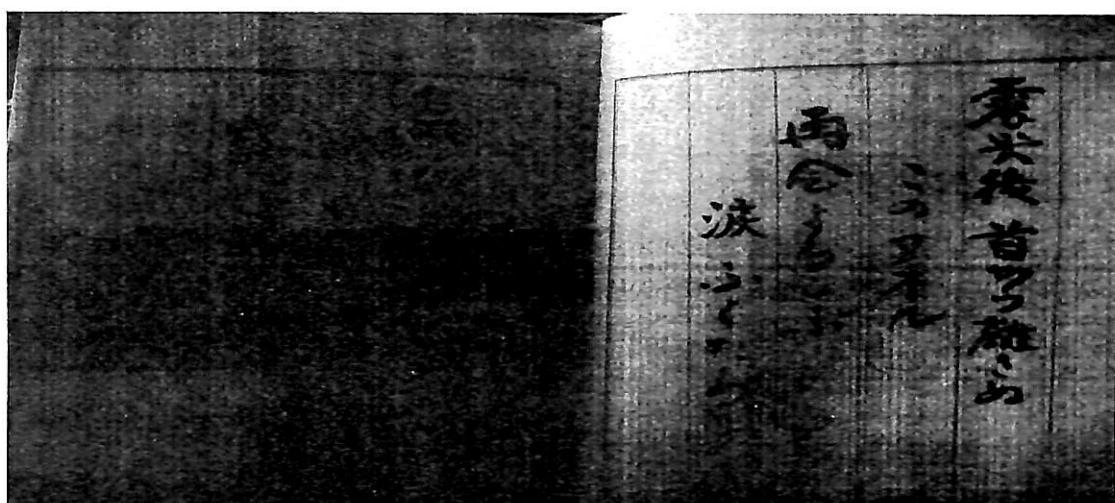
[73]



[74]



[75]



[76]

長岡市立大田中学校

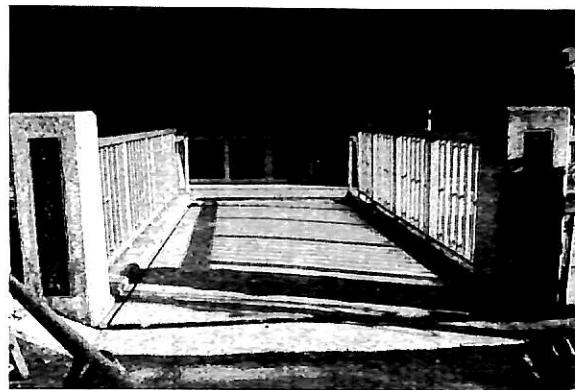
まだここでの授業再開のめどは立っていない



[77]

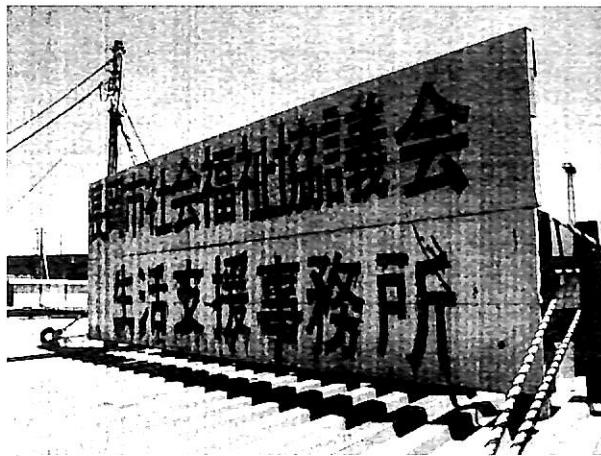


[78]



[79]

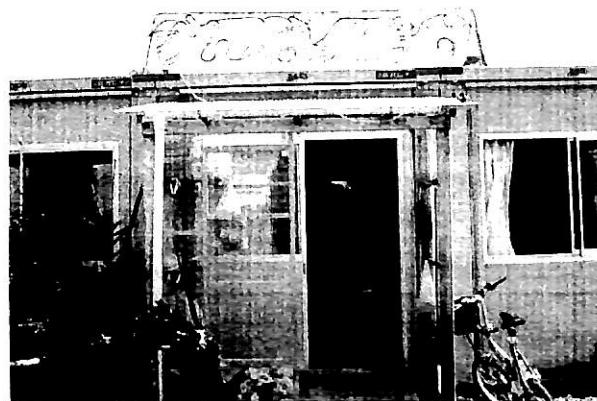
長岡市の仮設住宅と長岡市社会福祉協議会：生活支援事務所
生活支援チーム、長岡市災害ボランティアセンター



[80]



[81]



[82]

チューリップの花（実は新潟県長岡市は日本一のチューリップ産地である）

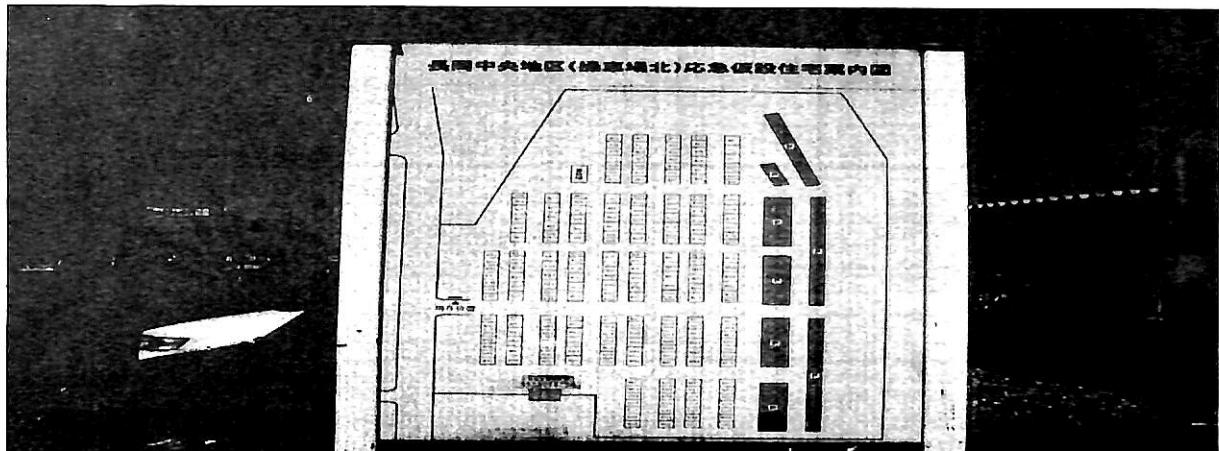
「朝摘みの花を仮設住宅にボランティアが届けている」



[83]



[84]



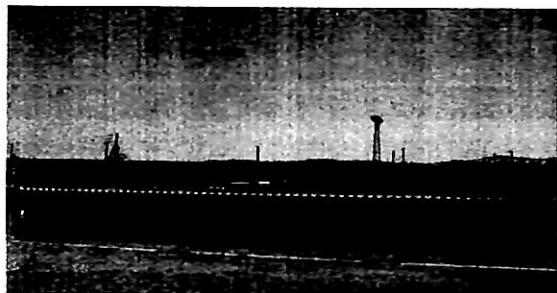
[85]



[86]



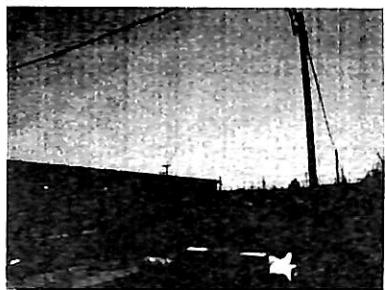
[87]



[88]



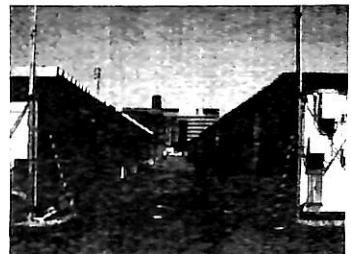
[89]



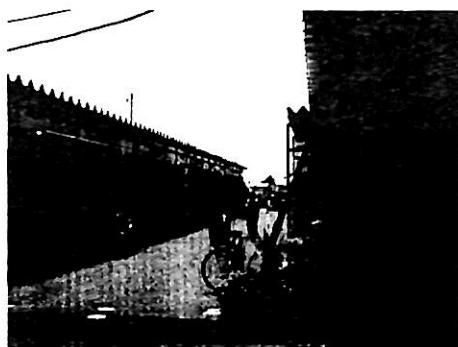
[90]



[91]



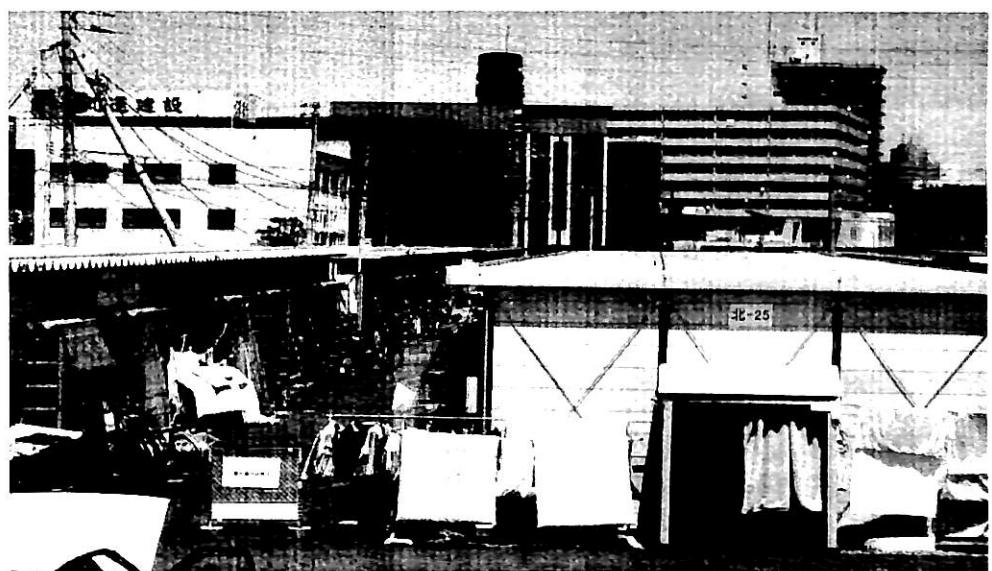
[92]



[93]



[94]

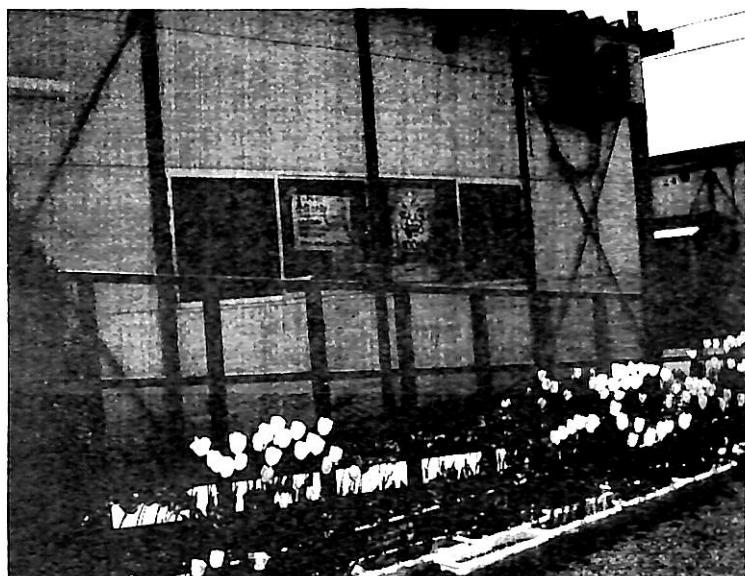


[95]

仮設住宅の集会場

「ここには仮設住宅で過ごす人たちの語り合いの場になっている。

心身の疲れを癒しに住民たちが次々と集まつてくる」



[96]



[97]

小千谷市川井信濃川本流沿い崩壊地域 一対岸より撮影一

「信濃川に沿う道路沿いの斜面で崩壊が発生し、道路ごと川に滑り落ちた現場」

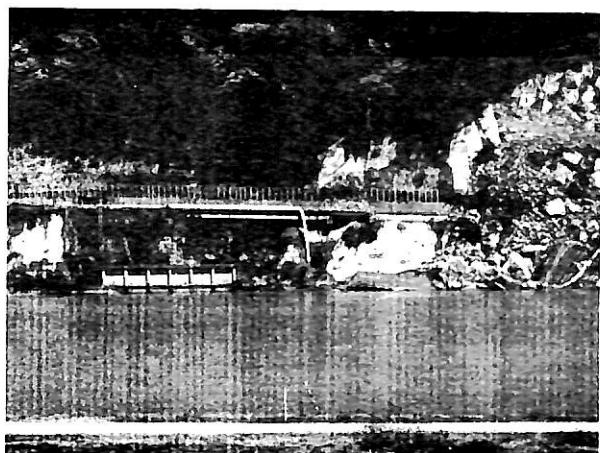
小千谷市の紹介
小千谷市は新潟県の信濃
野の上にある緑豊かな都市
開拓精神では「小千谷精神」

[98]

信濃川の流れは速かった・・・



[99]



[100] 親子 3 人が車ごと飲み込まれた崩壊現場



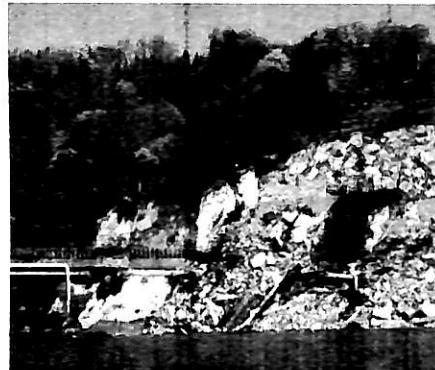
[101]



[102]



[103]



[104]

崩落現場。押しつぶされた車と巨岩の間に出来た幅 50 センチ、高さ 1 メートルのわずかな空間で、2 歳の男児が 4 日間も生き抜いた。約 92 時間を耐え抜いて救出された。不安の中にいた被災者をどれくらい勇気付けたであろう。

9 おわりに

国道 291 号線は今回の調査の後、2006 年 9 月 3 日に復旧工事を終えて全線開通した。ただ県道 23 号線の長岡側は工事のため、通行には許可証が必要とされている(2006 年 9 月現在)。

中越地震からの復興を目指す旧山古志村（長岡市）が 2006 年は暖冬・少雪で農業用水不足に陥り、稲作に深刻な影響が生じる恐れがあることが分かつた。壊れた水田の復旧事業は徐々に進んでおり、避難指示は全面解除されたものの、地震後 2 年続いた豪雪に悩まされた住民らは再び、自然力に翻弄（ほんろう）されることになる。

壊れた棚田約 120 ヘクタールの復旧は県の補助など計 20 億円をかけて進められるが、今後降水量がなければ良質米が作れない状況である。養鯉池の被害も甚大であり、復旧には時間要するだろう。

何よりも深刻な問題は、応急仮設住宅でのインタビューでわかったことである、たとえば、「一刻も早く自宅に戻りたいが、自宅が全壊状態で経済的な戻れないという声が圧倒的であった」こと、「仮設住宅に見知らぬ人が昼夜うろつくことがあり、怖くて眠れないこともある」、「何よりも仮設での暮らしは寂しさに耐えねばならない」などであった。こうした声も現地調査で世間話をするなかで細々と出てきた声であり、いわば被災者の声なき声である。

「復興のまちづくりは」、被災者の声なき声を大切にする必要があることを指摘しておきたい。

参考資料

- ・新潟県中越大震災後の自治体の合併一覧（旧自治体名で記載）

新自治体名	旧自治体名	合併年月日
魚沼市	北魚沼郡 入広瀬村+小出町+守門村+広神村+堀之内町+湯之谷村 (北魚沼郡のうち川口町を除く 6 町村)	2004.11.01
南魚沼市	南魚沼郡 六日町+大和町 (南魚沼郡のうち塩沢町・湯沢町を除く 2 町)	2004.11.01
新潟市	新潟市（現行）+新津市+白根市+豊栄市+中蒲原郡小須戸町・横越町・龜田町+西蒲原郡岩室村・西川町・味方村・潟東村・月潟村・中之口村	2005.3.21
長岡市	長岡市+南蒲原郡中之島町+十三島郡越路町・三島町+古志郡山古志村+刈羽郡小国町	2005.04.01
十日町市	十日町市（現行）+中魚沼郡川西町・中里村+東頸城郡松代町・松之山町	2005.04.01

参考文献

1. 長岡市災害対策本部『中越大震災』ぎょうせい、2005 年
2. 新潟県中越大震災記録誌編集委員会『中越大震災(前編)』ぎょうせい、2006 年
3. 『新潟県中越大震災の被害及び復旧対策の概要』長岡市災害対策本部、2005 年

福岡県福岡市の生涯学習まちづくりの取り組み

聖徳大学人文学部 心理学科

教授 花輪 茂道

1 はじめに

晩婚化や女性の社会進出などを背景に、依然として少子化の流れが続いている。出生率は 1.29（平成 15 年）となった。子どもを生み、安心して子育てが出来る環境をつくるために、今、社会に求められていることは何であろうか。

平成 17 年は戦後生まれの人が 60 歳に達する象徴的な年で、平均寿命は平成 16 年も男性が 78.59、女性が 85.59 とまたまた更新されて、高齢社会どころではなく、超高齢社会の到来が迫っている。高齢者が自立し、はつらつとして元気に暮らせる社会づくり、まちづくりはどうあるべきか。

生涯学習の観点に立った「少子・高齢社会の活性化」に関する総合的研究の一環として、福岡県福岡市における事例を実地調査したので、これを報告し、大学と地域の協働による生涯学習システムの構築に資したい。

2 元気都市・福岡、自治都市・福岡

（1）山崎広太郎市長のことば

『福岡市では、「元気都市・福岡」「自治都市・福岡」を目指して、21世紀のまちづくりに取り組んでいます。私は、皆さんが安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、市民が主役の市政を進めるため、「コミュニティ（地域社会）の自律経営」というテーマを市政運営の中心に据え、子育てや福祉、環境問題など市民生活に密着した課題に市と地域が「共働」して取り組む、新しい時代の地域づくりを実現していきたいと考えています。』

（ふくおか市生活ガイド）

山崎市長が、21世紀の協働によるまちづくりに取り組み、市民が主役の市政を進めている福岡市を、平成 16 年 12 月に続き、平成 17 年 8 月に訪れた。

（2）福岡市の特徴

①アジアの交流拠点都市

歴史的、地理的に関係の深いつながりを重視し、「アジアの交流拠点都市」を目指す。

②人口規模

国政調査結果による福岡市の人口は、平成 12 年 10 月 1 日現在で、約 134 万人、世帯数は約 60 万世帯で、人口規模は、13 大都市中第 8 位。また、平均年齢は 38.5 歳で仙台について、大都市第 2 位の若さである。

③経済の集積

市内総生産は、約 6 兆円、卸、小売業の年間商品販売額は、約 14 兆円、東京、大阪、名古屋につぐ規模である。また、福岡市には、証券取引所も立地している。

④広域交通基盤

国内第 3 位の乗降客数の福岡空港、外国定期航路（韓国・釜山港）を持つ博多港をはじめ、新幹線など、充実した交通基盤を持つ。

⑤研究学園都市機能

大学が 11 校あり、人口千人あたりの学生数は大都市中、京都について第 2 位である。

⑥スポーツ振興

野球（ソフトバンクホークス）、サッカー（アビスパ福岡）、大相撲（九州場所）をはじめ、様々なスポーツが盛んである。（平成 16 年 ハンディ・データふくおか）

（3）新しい福岡のまちづくり

「福岡市新・基本計画」は、平成 15 年 3 月に策定されたもので、生涯学習の視点に立った「少子・高齢社会の活性化」に関する基本的な考え方が示されている。

新しい福岡づくりの5つの基本的考え方

福岡市は、新しい福岡づくり基本方向「自由かつ達で人輝く自治都市・福岡をめざして～九州・そしてアジアの中で～」を具体化するため、次の5つの基本的考え方を掲げます。

《基本的考え方1》勇敢に挑戦する自治と自律の都市・福岡

福岡は、中世博多の自治都市の歴史と進取の気概を受け継ぐ都市です。市民、企業、行政などのあらゆる主体が、福岡の現代（いま）と未来に誇りと責任を共有し、大転換期のモデルなき時代に独自のまちづくりに勇敢に挑戦する、自治と自律の都市をめざしています。

《基本的考え方2》安全で快適な市民生活充実の都市・福岡

福岡市は、超高齢社会、少子・人口減少社会の到来に備え、新時代を担う子どもの健やかな育ちを地域・社会全体で支え、高齢者や障害者をはじめ誰もが生涯にわたって、安心して、生き甲斐をもって暮らし、活動できるまちづくりを進めるとともに、安全で快適な生活環境を整え、市民が住みやすさを実感できる、生活充実都市をめざします。

《基本的考え方3》豊かな自然環境と歴史風土を大切にする都市・福岡

福岡市は、都市の魅力や風格、成熟度を高めるとともに、質の高い市民生活と地球環境に配慮した暮らしの実現をめざします。また、恵まれた自然環境、固有の歴史・風土、そして文化を大切にし、美しい都市づくりを進めていきます。

《基本的考え方4》多彩な人が集い活躍する活気創造の都市・福岡

福岡は、すべての市民がそれぞれの能力を高め、その能力と個性や創造性を最大限に發揮できるまちづくりを進めます。また、都市の活力を高め、多彩な人の交流と活躍の舞台を整えるとともに、多様な楽しみに充ちた都市空間を形成し、人を惹きつけてやまない、人とまちの活気にあふれる福岡をめざしていきます。

《基本的考え方5》協力と競争によりアジアの中で共生する都市・福岡

福岡市は、変化への対応力などアジアの生命力と活力に積極的に学び、文化、宗教などの多様性を認め合いながら、学術文化、経済、市民活動など様々な分野での交流・協力、そして競争の中で協業関係づくりなど、さらに結びつきを強め、アジアとの共生的な発展による福岡・九州の新時代の創出につなげていきます。

(平成15年3月策定「福岡市新・基本計画」より)

3 少子化対策—福岡市民主役の子育て—

(1) 少子化の進行

世界で最も少子化の進んでいる国は韓国らしいが、日本はそれについて少子化が進んでいるようだ。合計特殊出生率は過去30年間にもわたって、人口を維持する為に必要な水準を下回ったまま下がり続け、平成15年には、1.29と過去最低になった。

少子化の急速な進行は、深刻な問題が危惧される。経済成長の鈍化、税・社会保障負担の増大、地域の持続可能性を基盤から揺るがす。

(2) 官・学・民、協働の少子化対策

晩婚化や女性の社会進出などを背景に依然として少子化の流れが止まらない。子どもを生み、安心して子育てができる環境をつくるために、今、社会に求められていることは、何であろうか。大きな生涯学習の研究テーマである。

政府の少子化対策は、少子化社会対策基本法の

家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てるこ
とができる環境を整備する。

という基本理念のもと、少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的な実施計画として、平成16年12月に「子ども・子育て応援プラン」を策定し、平成21年までに講じる具体的な施策内容と目標を提示、本年度からその取り組みを実施している。また、「次世代育成支援対策推進法」(平成15年7月に成立)に基づき、国、地方、自治体、公共団体、NPO、民間企業は、行動計画の策定を進め、本年度から、それぞれの行動計画にのっとった取り組みを実施している。

(3) 男女共同参画と少子化対策

細田博之内閣官房長官は、男女共同参画担当大臣で「Cabi ネット。No78 2005. 7.15」「小泉内閣メールマガジンプリント版」(193号、2005. 06.23)で、次のように語っている。

『 現在わが国においては、少子化が大変深刻な問題となっております。少子化については、女性に「出産」か「仕事」かの二者選択を迫る社会構造が主な原因の一つといわれています。これを改めるためには、「男は仕事、女は家庭」という性別固定的役割分担をおしつけることなく、男女共同参画社会基本法に示されているように、女性が社会に積極的に参画出来るようにするとともに、男性も子育て等の家庭生活の活動を積極的に行い、仕事と家庭の両立支援を実現することが不可欠です。こうした取り組みは、社会全体において、一人一人の充足感を高め、生産性や創造性を向上させるとともに、女性の進出により多様性が増し、組織・社会の活性化にもつながります。私は、少子化問題を新たな飛躍へのチャンスと捉える発想の「コペルニクス的転回」を行い、少子化対策と男女共同参画の実現に同時に取り組むことが必要と考えます。このため、「子育て支援官民トップ懇談会」

を開催し、官民一体となって少子化対策に取り組みます。また、関係閣僚と有識者による委員会を少子化社会対策会議の下に設置し、地域の多様な子育て支援、児童手当等の経済的支援などの検討を進めます。さらに、子育て等が一段落した後の再就職起業等の「女性の再チャレンジ」を推進します。』

(「大臣のほんねとーく」より)

少子化対策には、男女共同参画の実現に同時に取り組むことが必要だという指摘は重要で、これもまた、生涯学習の大きな研究テーマである。

(4) 福岡市民が主役の子育て—福岡ファミリー・サポート・センター

少子化の一環として、福岡ファミリー・サポート・センターがある。市民が主役の地域で支える子育て応援団である。

福岡ファミリー・サポート・センターは市民の会員同士が互いに助けたり助けられたりして、地域のなかで育児の相互援助活動を行う組織である。

子育てを応援してほしい場合として、

- 仕事の都合で保育園への送り迎えにいけない。
- 技術や資格を得るために講習会に参加したい。
- お姉ちゃんの授業参観に行きたいけれど下の子がいて…
- 最近育児に疲れ気味…ちょっと気分転換に買い物に行きたいなあ。
- 急な用事で出かけなければ。でも放課後の子どものことが心配…。

などといった時に、地域の相互援助システムによって、地域の中で子育てを支援していくことと開発された子育て支援のネットワークである。福岡ファミリー・サポート・センターを活用して、リフレッシュも生涯学習講座の受講も可能となる。

問い合わせ先：福岡ファミリー・サポート・センター本部

〒810-0062

福岡市中央区荒戸3丁目3-39

福岡市市民福祉プラザ（ふくふくプラザ）4F

TEL 092-736-1116

FAX 092-751-1509

メールアドレス f-support@fukuoka-shakyo.or.jp

開設日：月～土曜日（ただし祝日・第3火曜日は除く）

午前9時から午後5時30分

東支部	Tel 631-0633	Fax 643-8923
博多支部	Tel 474-0218	Fax 436-3652
中央支部	Tel 761-1892	Fax 737-6285
南支部	Tel 511-4746	Fax 557-4068
城南支部	Tel 851-3870	Fax 832-6428
早良支部	Tel 851-4900	Fax 832-7382
西支部	Tel 882-3755	Fax 895-3109

(5) サポートのシステム

①会員の資格

子育てを応援してほしい人…依頼会員

- 福岡市内在住または勤務の人
- 生後3か月以上小学6年生以下の子どもを持っている人
- 支部（土曜日のみ本部）が実施するビデオ研修を終了した人

子育てを応援したい人…提供会員

- 福岡市内在住で、自宅で安全に子どもを預かれる人（男女は問わない）
- 本部が実施する研修会を終了した人（4日間）

②会員は登録制

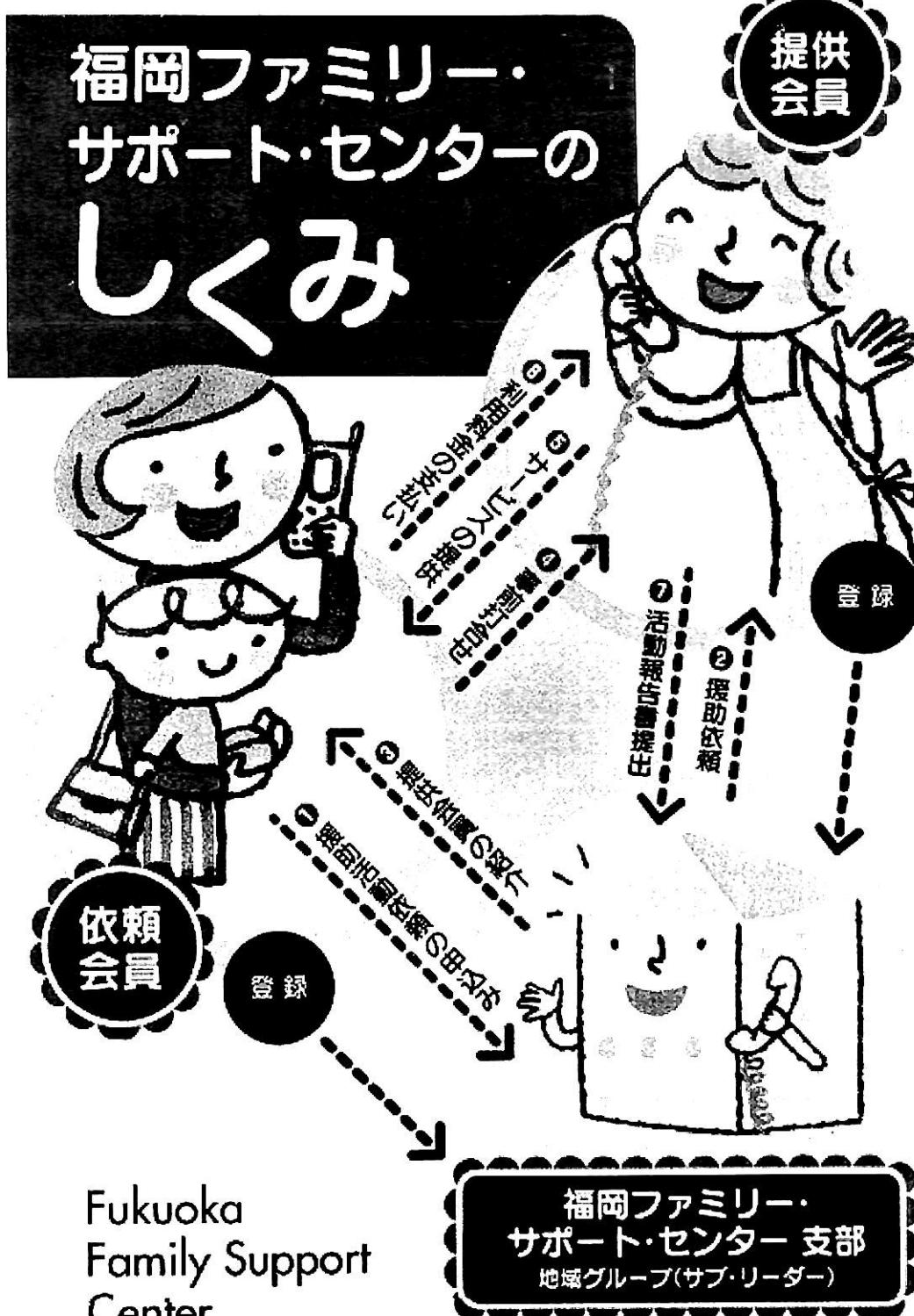
- 研修終了後は、支部で申請による登録をする。
- 依頼日が決まったら、支部アドバイザーが条件に合った提供会員を紹介。
- 地域会員宅で事前打ち合わせをし、会員相互の了解の上で活動が始まる。
- 全国ファミリー・サポート・センター補償保険に加入。（保険料はセンター負担）

③利用料について

- | | | |
|--------------|--------|---------|
| ○ 7:00～19:00 | 一時間当たり | 600円 |
| ○ 上記以外の時間 | 一時間当たり | 800円 |
| ○ 日曜日・祝日 | 一時間当たり | 800円 |
| ○ 送迎がある場合 | 一回につき | プラス100円 |

④その他の注意事項

- 原則として提供会員の自宅まで子どもを預かる。
- 援助活動は早朝や夜間にわたることもある。子どもの宿泊は行わない。



「福岡ファミリー・サポート・センター」リーフレットより

4 協働による生涯学習システム

(1) 福岡市と気象と防災まちづくり

福岡市は、台風銀座である。平成16年7月に、新潟県、福岡県、福井県で発生した集中豪雨による災害をふまえ、県は多々良水系、御笠川、那珂川の浸水想定区域図を公表、市は、御笠川の洪水ハザードマップ作成に着手、普通河川管理条例を制定（普通河川の指定）し、河川管理の強化に努めている。

集中豪雨とは、短時間のうちに、狭い範囲に集中して降る大雨の事をいう。非常に激しい雨が、何時間も同じ場所に降り続くと、大量の雨水により、河川が急に増水、氾濫したり、急に家屋が浸水したり、道路が冠水したりする。また、土砂崩れやがけ崩れが発生したりすることも、地下街や、地下鉄に水が流れ込むこともある。まちづくりに、防災の観点は欠かせない。

集中豪雨は、特に梅雨期の終わり頃に台風が日本付近へ近づいたり、上陸したりするとき、大気の不安定な状態が続いている、次々と雷雲が発生するときに発生する。平成16年12月4日、福岡女学院大学での学会に出張したが、台風27号のため、福岡空港では欠航、遅延が発生、参加者のスケジュールが狂い、筆者も辛い体験をした。福岡市の河川事業の沿革をたどるとき、台風、集中豪雨による水害対策が多いことに気づく。

(2) 生涯学習と防災情報提供システム

福岡気象台は、気象庁の地方組織として、市民生活を自然災害から守り、豊かな暮らしと様々な経済活動を支援する、地域の防災気象情報の発信基地として、日夜業務を続けている。

「気象・地震・火山」など、地球を取りまく自然現象の生涯学習に関心のある人は、「気象友の会」に入会すると良い。気象知識の向上、地球環境への关心と防災マインドの高揚を図ることが出来る。

ホームページアドレス

気象友の会 <http://www.e-watchers.org>

気象庁 <http://www.kisyou.g.jp>

防災気象情報サービス <http://tenki.or.jp>

(財) 日本気象協会 <http://www.jwa.or.jp>

リーフレット「集中豪雨への備え」は、消防庁、国土交通省、気象庁が共同して作成したもので、集中豪雨のメカニズムや予測に関する情報を載せ、集中豪雨災害対策の生涯学習に活用できる。気象庁のHPから電子ファイルをダウンロードできる。国土交通省防災情報提供センターは、国土交通省が保有する防災情報を集めて、インターネットを通じて国民にわかりやすく提供することを目的として、平成15年6月に開設された。
(<http://www.bosaijoho.go.jp/>)

同センターは、開設以来、国土交通省河川局、道路局、及び、気象庁の観測による雨量データ及びレーダー情報を集めて、即時に提供する「リアルタイム雨量」及び「リアルタイムレーダー」を表示しているほか、国土交通省の災害対応に関する情報、河川、道路、気象、地震、火山、海洋などに関する各種の防災情報などを、トップページから容易に入手できるようにしている。

河川については、水位、観測資料、被害状況などが掲載され、これら「過去の観測情報」に掲載している資料は、国土地理院の電子国土 Web システム（インターネットプラウザを利用して、地図上様々な情報を重ね合わせて表示するシステム）を利用して、地図の上に重ね合わせて表示することができる。

防災、減災の情報は、生命に直結している。IT の進歩は、防災・減災情報提供システムを進歩させ、協働による生涯学習、まちづくりに役立っている。

（3）福岡市の生涯学習まちづくり

福岡市における、官、学、民、協働による生涯学習まちづくりの情報は、「まなびアイふくおか」のホームページで得られ、

- ①福岡市地域人材バンクの講師・指導者情報
- ②講座・イベント情報
- ③市内 144 館の公民館情報

がインターネットで、分野別にデータ検索できる。

また、その中の「講座・イベント情報」を冊子にして、区役所、市民センター、情報プラザなどで配布している。

問い合わせ先：教育委員会生涯学習課

「まなびアイふくおか」ホームページ

<http://www.gakusyu.city.fukuoka.jp>

（4）情報誌、第 9 号から

前記②の冊子は季刊で、第 9 号（平成 17 年 6 月発行）の表紙には、

学びたい大人のための情報誌

まなび*i* ふくおか

情報誌版

出会ったときが“まなぶ”とき

とある。例えば、環境、河川愛護活動、ボランティア、に関する生涯学習の講座としては、

「暮らしと社会」の項に、

[環境・リサイクル]

- ・ 紙すきでハガキ作り
- ・ 裂き織でミサンガ・コースター作り

< N P O エコネットふくおか >

- ・ エネルギー環境教育入門（理論から実践まで）
＜福岡教育大学＞
- ・ 環境問題と持続可能社会
—地球環境問題から大量エネルギー消費社会を考える—
＜九州大学＞

[ボランティア]

- ・ 森林ボランティア
福岡市の取水する筑後川の源流を守ろう！
＜福岡YMC A＞

などがあり、さらには

[暮らしと社会その他]

- ・ 公開講座 大学院システム情報科学府「先端サマーセミナー2005」
＜九州大学工学部＞
- ・ 九州大学公開講座「21世紀COE公開講座・科学で考えるみんなの生活Ⅲ」
- ・ 福岡市立青年センター『大名！20代しゃべり場！！』
＜青年センター＞

などの関連講座の情報も提供されている。

[自然科学その他]

- ・ 保健環境学習室まもるーむ福岡サイエンススクール「リサイクル工作！」
＜保健環境研究所＞

は、小学校低学年も受講（保護者同伴）させたい。

以上のように「まなび'ふくおか」では、大学、地域、行政の協働による、河川愛護活動環境学習の情報が提供され、市民の生涯学習の効果的な推進を図るために、専門的な知識とノウハウを持つ、NPOも講座を実施している。

福岡市の生涯学習情報提供システム「まなび'ふくおか」の利用にあたっては、その情報誌・第9号の巻末に以下のような注記があるので、掲げておく。

福岡市学習情報提供システム「まなび'ふくおか」の利用にあたって

○ここに掲載されている情報は、市民の主体的な学習活動の支援を目的として提供するものです。営利上の目的、政治・宗教の勧誘目的などに情報を利用されることには、お断りいたします。

○ここに掲載されている情報につきましては、利用者が自己の責任においてご利用下さいますようお願いいたします。

○学習情報提供システム管理者(福岡市教育委員会)は、ここで提供する情報の内容を変更・停止することがあります。また、同管理者は、このシステムの利用に関して生じた利

用者の損害すべてに対しかねる責任も負わず、一切の損害を賠償する義務がないこととします。

なお、本紙は「まなびアイふくおか」の「情報誌版」です。取り扱いについては、「まなびアイふくおか」に準じます。

学びたい大人のための情報誌 まなびアイふくおか(情報誌版)第9号
平成17年6月発行

編集発行 福岡市教育委員会生涯学習部生涯学習課
〒810-8621
福岡市中央区天神1丁目8番1号
Tel 092-711-4655
Fax 092-733-5538

この情報誌・第9号は、平成17年6月3日の情報を元に作成されていて、最新の情報はホームページへアクセスすることにより、得られる。

なお、子ども(主に小・中学生)、親子を対象とする講座・イベントの情報は「子ども情報クラブ」に掲載されている。

「子ども情報クラブ」については、福岡市こども未来局こども未来課へ問い合わせること。

Tel : 092-711-4114 Fax : 092-733-5534

(5) 福岡市のNPO活動と支援

「NPO」、「ボランティア」という言葉は、日常一般化されている身近な言葉である。福岡市のNPO、ボランティア、市民団体の活動情報は、NPO・ボランティア交流センターと、市民局市民公益活動推進課で得られる。

①あすみん(NPO・ボランティア交流センター)

Tel : 092-724-4801 Fax : 092-724-4901

<http://www.fnvc.jp>

により、NPO・ボランティアに関する相談ができ、活動場所・情報の提供が受けられる。

②市民局市民公益活動推進課

Tel : 092-711-4283 Fax : 092-733-5595

からNPO・ボランティア活動支援と、市民団体情報の提供が受けられる。

5 福岡市における河川事業と河川愛護活動の展開

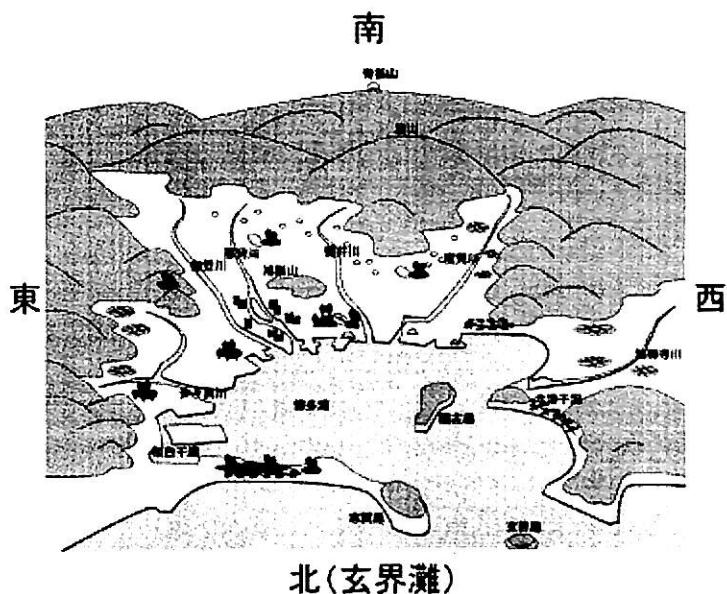
(1) 水の都、福岡—河川数は 130—

九州の玄関口・博多駅、福岡空港を擁し、伝統と先進とが共存する福岡市は、水の都である。水辺の町・福岡の水辺空間の魅力向上が進み、博多では、博多リバーレイン、博多座、キャナルシティ博多、ベイサイドプレイス博多埠頭、福岡国際会議場、マリンメッセ福岡、福岡国際センター、福岡サンパレスなどが、天神・中州では、アクロス福岡、柳橋連合市場、約200軒あるといわれる中州屋台が、百地・西新では、福岡タワー、シーサイドももち海浜公園、ホースタウン、マリゾンなどが、能古島・小戸では、のこのしまアイランドパーク、マリノアなどが、香椎・海の中道・志賀島では、アイランドシティ、マリンワールド海の中道、国営海の中道海浜公園、潮見公園などが、人気を集めて賑わい、まちを活性化している。

(2) 河川の概況

①福岡市の地勢と河川

福岡市は、北は玄界灘にのぞみ、海の中道と糸島半島がいだく博多湾に面し、背後は脊振、三郡山系が囲む。博多湾には、多々良川、御笠川、那珂川など多くの中小河川が注ぎ込み、また平野部には数多くのため池が点在するなど、水とみどりの豊かな自然環境に恵まれている。



(「2005福岡市の河川」より)

②水系は44

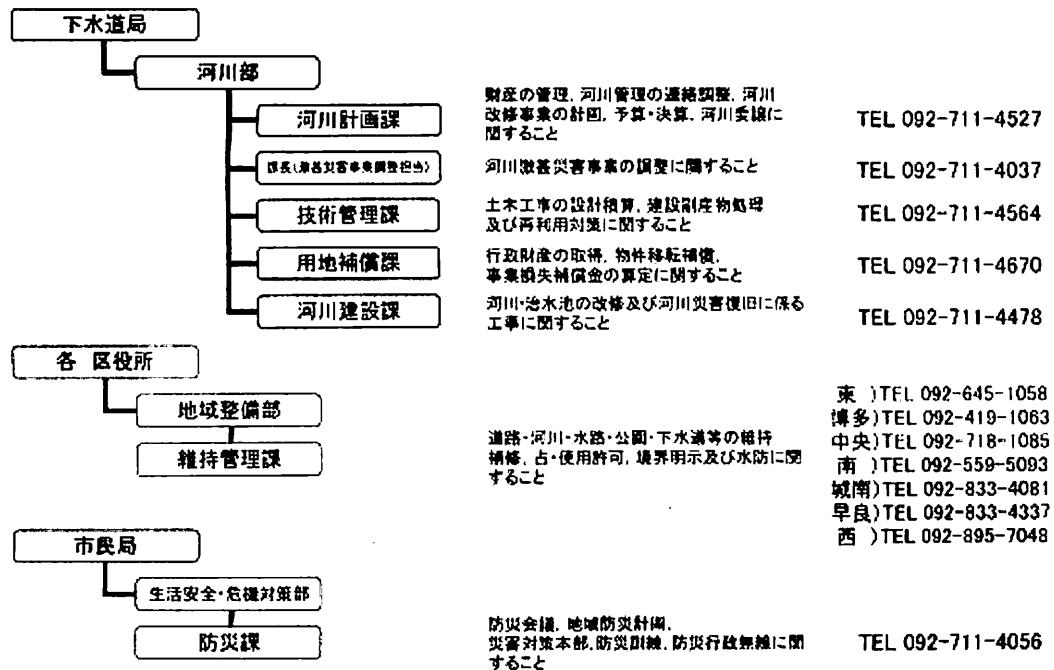
国土保全上、または国民経済上、特に重要な水系に係る河川で、国土交通大臣が指定するのが一級河川であるが、福岡市には無い。二級河川は、一級河川以外の公共の利害に重要な関係のある水系に係る河川から、福岡県知事が指定するもので、13系ある。準用河川は、一級河川及び二級河川以外の河川の中から、福岡市長が指定するもので、10系。普通河川は、福岡市普通河川管理条例に基づき、市長が指定するもので、21系。福岡市には、合計44水系の指定河川がある。新潟水害から1年、生涯学習で市民中心の防災への取り組みを考えたい。

種別	指定の要因	河川管理者	福岡市内の状況		
			水系数	河川数	市内延長
一級河川	国土保全上又は公民経済上特に重要な水系に係る河川で、国土交通大臣が指定	国土交通大臣(指定区間は都道府県知事)	—	—	—
二級河川	一級河川以外の公共の利害に重要な関係のある水系に係る河川で、福岡県知事が指定	福岡県知事	13	42	143km
準用河川	一級河川及び二級河川以外の河川の中から福岡市長が指定	福岡市長	10	25	50km
普通河川	福岡市普通河川管理条例に基づき市長が指定	福岡市長	21	63	66km
計			44	130	259km

(「2005福岡市の河川」をもとに作成)

(3) 行政組織と予算

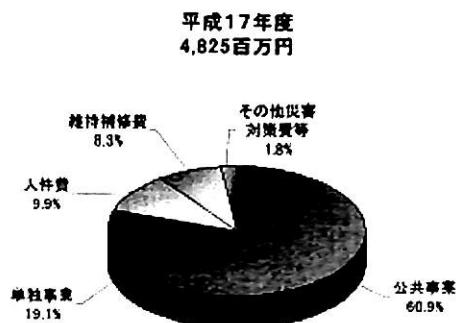
福岡市の河川・水防に関する組織図は、下表のようになっている。



(「2005福岡市の河川」より)

また、平成17年度の河川事業関連の予算は、4825百万円で、内訳は下図に示す。

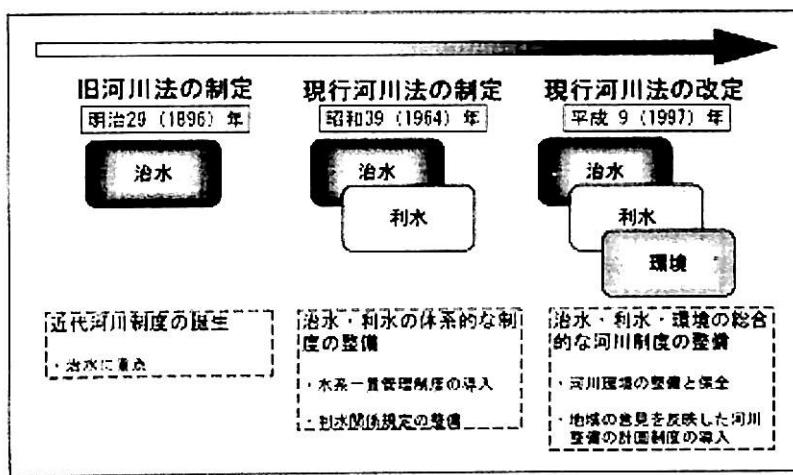
河川部関連の予算



(4) 市民の意見を反映した河川整備

明治29（1896）年、旧河川法が制定され、近代河川制度が誕生、治水に重点が置かれたものであった。昭和39（1964）年、現行の河川法が制定され、治水・利水の体系的な制度を整備、水系一貫管理制度が導入され、利水関係規定が整備された。平成9（1997）年、現行河川制度が整備され、いわゆる「総合治水対策」による河川環境の整備と保全がなされ、新たに地域市民の意見を反映した河川整備の計画制度が導入された。福岡市民が主役となって、河川整備のまちづくりが行なわれている。

河川法の変遷



（「2005 福岡市の河川」より）

(5) 河川事業のあゆみ

福岡市の河川事業の沿線は、①災害復旧、②河川改修の本格化、③環境整備の充実、④河川管理の強化、にまとめられる。

①は、昭和28年～45年度、②は、昭和46年～62年度、③は、平成元年～11年度、④は、平成12年～16年度、で、それらの沿線・出来事は下表に示す。

河川事業のあゆみ

年 度	沿革	出来事
昭和28年度	災害復旧	6月西日本豪雨による水害(浸水戸数27,836)那珂川番托堤決壊 建設局下水河川課河川係が発足
33年度		6月豪雨による水害(浸水戸数27,750)那珂川、桶井川流域等が被災
38年度		博多川浄化のための可動堰設置
43年度		河川浄化報奨金交付要綱の制定
45年度		桶井川、金剛川他4河川で都市小河川改修事業(現:都市基盤河川改修事業)に着手
46年度	河川改修の本格化	野間大池を引き繩ぎ、治水池整備に着手(市内の本格的な治水池整備は51年度から) 県が御笠川中小河川改修事業に着手(47年御笠川改修事業促進協議会が設立) 政令指定都市に昇格。下水道局建設部河川課が発足
47年度		7月豪雨による水害(浸水戸数17,981)御笠川堤防決壊
48年度		27準用河川の指定、十郎川、藤永川で準用河川改修事業に着手
51年度		6月豪雨による水害(浸水戸数3,362)宇美川流域等が被災
54年度		日々良川水系改修事業促進協議会が設立
55年度		8月台風による水害(浸水戸数4,858)宇美川流域等が被災 県が宇美川河川激甚災害対策特別緊急事業に着手
57年度		御笠川中小河川改修事業(金島工区1km)を県から受託
60年度		河川課を河川第1課(計画・管理)と河川第2課(工事)に分割
61年度		古塚新川の排水機場完成(遊水地は61年度に完成)
62年度		野間大池の雨水貯留事業完成 御笠川の一都区間1.9kmで都市小河川改修事業に着手
平成元年度	環境整備の充実	一本松川、七寺川、香椎川で河川環境整備事業に着手
3年度		博多川の整備構想市長提言及び地域づくり推進事業採択 都市小河川改修事業で那珂川ふるさとの川モデル事業に着手
5年度		野間大池(4年度浄化施設完成)、永瀬池で治水池環境整備事業に着手
8年度		沟川事業の当初予算が百億円を突破。河川部が発足
10年度		上牟田川の排水機場完成(空港場内調節池は平成7年度に完成)
11年度		九大移転開道の水崎川、下の谷川の二級河川指定と都市基盤河川改修事業採択 6月豪雨による水害(浸水戸数3,485)御笠川流域等が被災、地下空間災害が発生
12年度		県が御笠川河川激甚災害対策特別緊急事業(整備流量730トン)に着手
14年度	河川管理の強化	準用河川流水占用料等徴収条例の制定 渓川床上浸水対策特別緊急事業(市域内区間460m)を県から受託
15年度		7月豪雨による水害(浸水戸数2,916)御笠川流域等が被災 御笠川激特事業の見直し(整備流量を890トンに、工期を19年度まで延伸) 県が宇美川河川災害復旧等開道緊急事業に着手
16年度		県が日々良川水系、御笠川、那珂川の浸水想定区域図を公表 御笠川の洪水ハザードマップ作成に着手 普通河川管理条例の制定(普通河川の指定) 福岡県西方沖地震発生

(「2005福岡市の河川」より)

(6) 福岡市の都市基盤河川改修事業

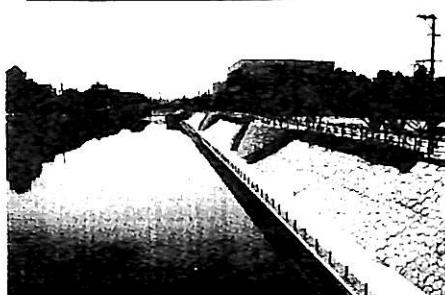
都市基盤河川改修事業とは、大都市を流れる二級河川の区間で、都市水害に対処し、きめ細かい治水対策を進めるため、地域行政の主体である市長が施行主体となって河川の改良工事を実施する事業である。国・県からそれぞれ事業費の3分の1の補助がある。

都市基盤河川改修事業の施行実績

箇所名	計画延長	着手年度	完了年度	備 考
唐の原川*	2,600m	S47	S55	
十郎川	3,500m	S46	S58	
江の口川*	1,700m	S49	S63	
薬院新川*	720m	S46	H2	
吉塚新川*	2,400m	S56	H4	排水機場、遊水地
樋井川(七隈川*含む)	3,315m	S46	H6	
名柄川*	4,500m	S47	H6	
七寺川*	2,630m	S49	H6	
若久川*	2,430m	S62	H11	
上牟田川*	670m	S59	H14	排水機場、月隈調節池(国施行中)
御笠川	1,900m	S62	H15	
金屑川(油山川含む)	12,185m	S46	施工中	水辺の楽校プロジェクト
諸岡川	3,370m	S50	施工中	
那珂川	2,200m	H3	施工中	ふるさとの川整備事業
水崎川*(下の谷川*含む)	3,810m	H10	施工中	
周船寺川*	4,580m	H13	施工中	環境影響評価(市条例)
綿打川*	1,720m	H14	施工中	排水機場、一期整備S49~H6
計 17 河川				

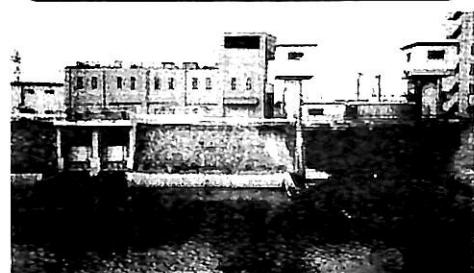
* 整備促進のため、準用河川などから二級河川に格上げした河川(13河川)

御 笠 川



山王公園前の親水護岸

上 牟 田 川



上牟田川排水機場と逆流防止水門

(「2005福岡市の河川」より)

上牟田川排水機場の内部

(7) 準用河川改修事業

市が管理する準用河川で、市長が河川の改良工事を実施する事業である。総事業費が概ね4億円以上24億以内の河川工事で、一定の要件に該当するものが対象になる。国から事業費の3分の1の補助がある。

準用河川改修事業の施行実績



箇所名	計画延長	着手年度	完了年度	備考
十郎川	550m	S51	S57	
野方川	760m	S52	S60	S61～S62住宅関公促進事業へ移行
汐入川	353m	S54	S61	
鰐川	880m	S53	S63	
徳永川	550m	S51	H9	S57～S62住宅関公促進事業へ移行
駄ヶ原川	1,000m	S60	H12	
一本松川	320m	H7	H14	一期整備(1,020m) S54～H6
那珂古川	1,200m	H元	施工中	一期整備(1,100m) S55～H5
片江川	1,680m	H7	施工中	H13～休工、一期工事(830m) S59～H6
七隈川	1,580m	H13	施工中	
計 10 河川				

(8) 御笠川河川激甚災害対策特別緊急事業（激特事業）

平成11年6月29日及び平成15年7月19日の水害を契機に、同規模の洪水を安全に流し、再度の水害を防止するために、福岡県において激特事業が進められている。そのうち金島堰を含む1.0km区間については、市が県から受託し改修を行なっている。



浸水した博多駅周辺(H15. 7. 19)



御笠川流域の被害状況

	平成11年6月29日	平成15年7月19日
降雨 (大宰府観測所)	77mm/h (累計193mm)	99mm/h (累計361mm)
氾濫面積	約327ha	約397ha
浸水家屋	2,576戸	4,237戸

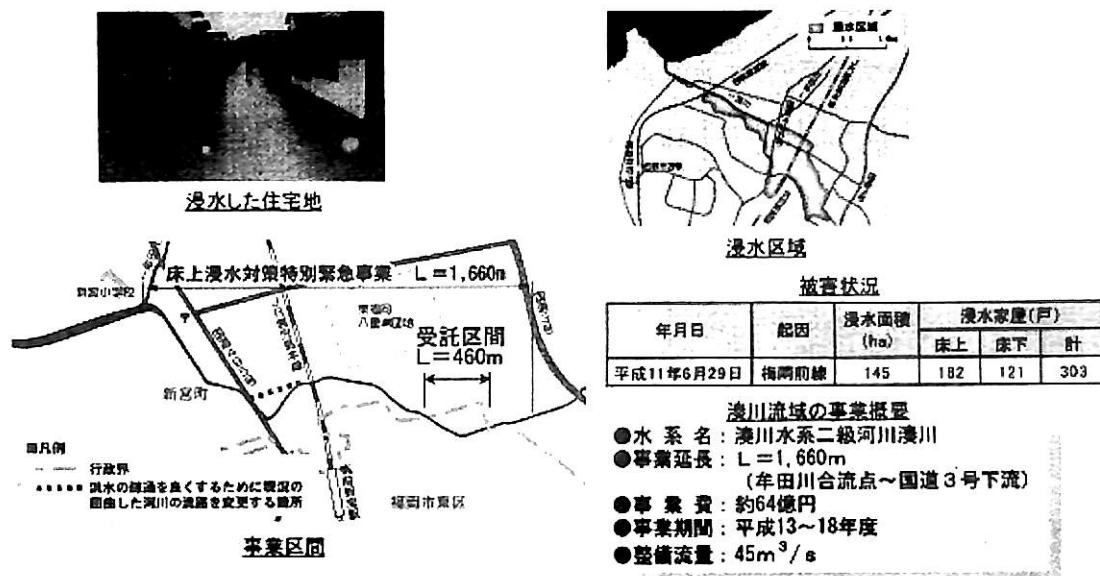
事業概要

- 水系名：御笠川水系二級河川御笠川
- 事業延長： $L = 10.5\text{km}$
(河口～山田橋(大野城市))
- 事業費：約498億円
- 事業期間：平成11～19年度
(市受託区間は17年度完了予定)
- 整備流量： $890\text{m}^3/\text{s}$

(「2005 福岡市の河川」より)

(9) 湿川床上浸水対策特別緊急事業

平成11年6月29日に東区白東4・5丁目を含む湊川流域で発生した甚大な水害を契機に、平成13年度から福岡県において床上浸水対策特別緊急事業が進められている。そのうち市域内の460km区間については、市が県から受託し改修を行なっている。

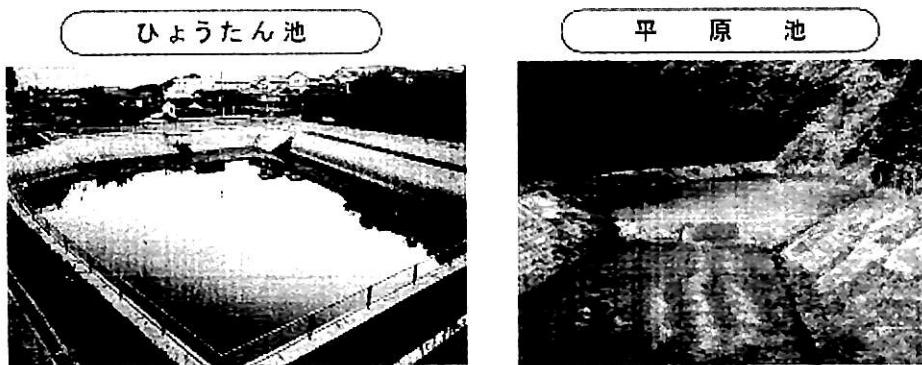


(10) 保水機能を持たせたまちづくり一治水池は59池

福岡市の保水機能を高める治水池は、59池ある。それらは、二つに大別される。

①主に治水目的の池

かんがい用途がなくなったため池のうち、洪水調節効果のあるものを治水池として整備している。降雨時に雨水を貯留し、河川への急激な流れ込みを緩和し、洪水を防ぐ機能を持っている。

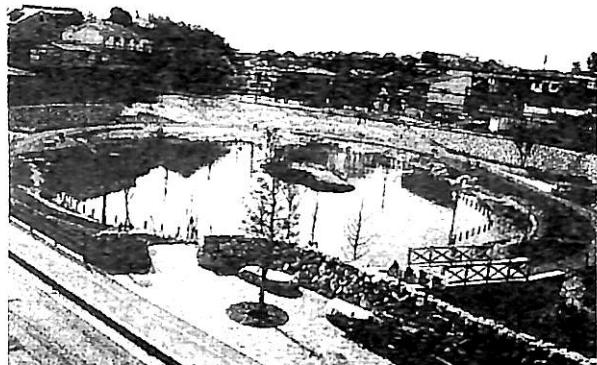


(「2005 福岡市の河川」より)

②治水に良好な水辺環境の整備を目的に加えた池

ため池や治水池は、市街地に残された貴重なオープンスペースであり、うるおいのある快適なまちづくりのために、有効利用することが求められている。市では、周辺地域の特性や池の状況を勘案しながら治水池の環境整備を行い、良好な水辺空間の形成に取り組んでいる。

鳥 飼 池



野 間 大 池



③ワークショップ

治水地の整備にあたっては、治水池を地域の共有財産として末永く愛着をもってかわいがってもらうため、また、うるおいのある快適なまちづくりのために、設計段階でワークショップを導入している。

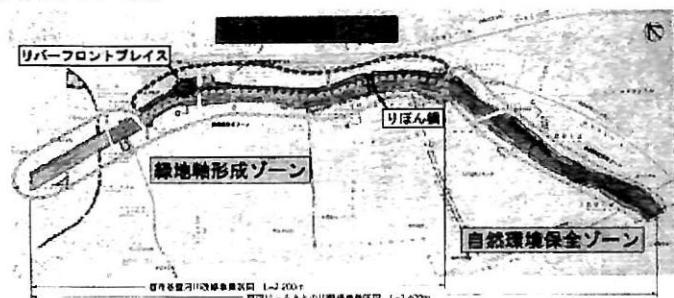
ワークショップは、参加者がグループ活動の中で体験しながら学び、創造していくという協働作業を通じて共通の目標をとりまとめるという住民参加型の計画策定手法である。

(「2005 福岡市の河川」より)

(11) 川を活かすまちづくり

①水辺空間とまちづくり

河川を活かして、うるおいと親しみのある良好な水辺空間の整備事業として、「那珂川ふるさと川整備事業」が、平成3年度から施行されている。



ふるさとの川整備事業の整備ゾーニング

リバーフロントプレイス



清水橋上流付近

ふるさとの川整備計画の概要

- 水系名：那珂川水系
二級河川那珂川
- 事業延長：L = 3.4km
(百年橋～井尻橋)
- 事業費：164億円
- 河川指定：昭和62年12月10日
- 計画認定：平成元年6月6日

都市基盤河川改修事業の概要

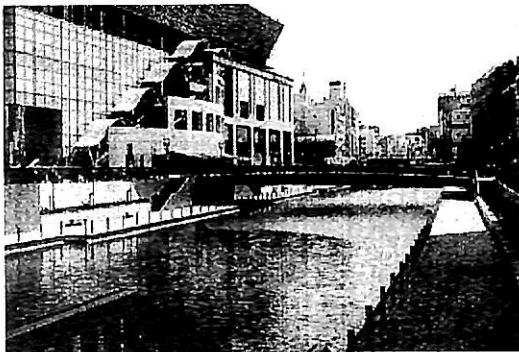
- 事業延長：L = 2.2km
(百年橋～番托堰下流)
- 事業期間：平成3年度～施行中

(「2005 福岡市の河川」より)

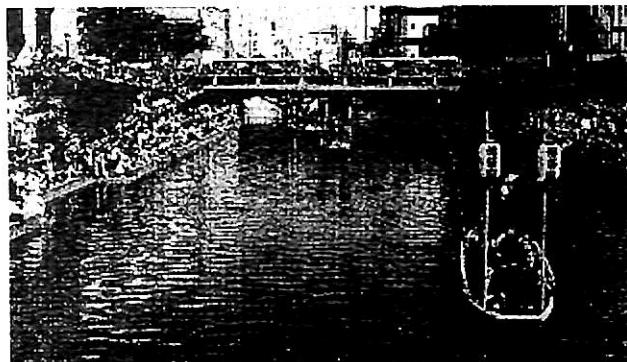
②まちづくりと河川整備

「博多川夢回廊整備事業」は、まちづくりと一体となった河川整備事業で、第一期整備は、平成3～12年度で完了した。第二期整備は未定である。

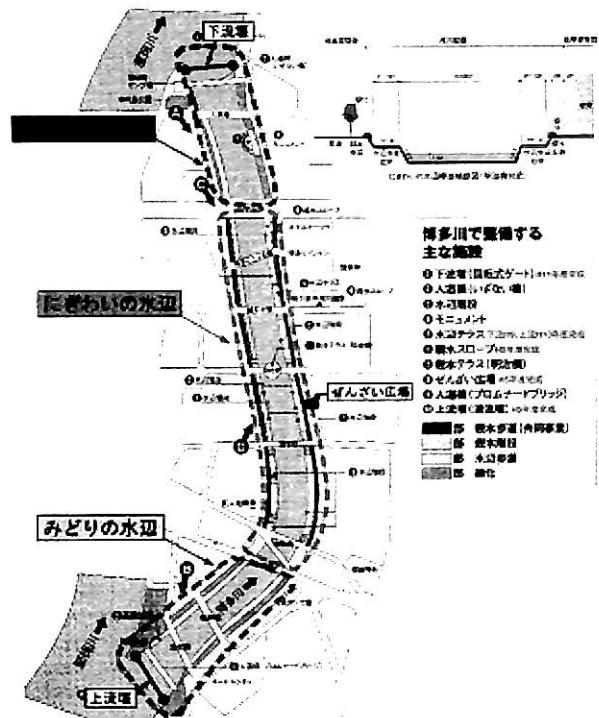
博多川夢回廊整備事業



博多リバーライン付近



博多座大歌舞伎興行の舟乗り込み（5月末）



夢回廊四尾事業の整備ゾーニング

夢回廊整備事業の概要

- 水系名：那珂川水系準用河川博多川
- 事業延長：L=1.25km
(中の島公園～清流公園)
- 事業費：約60億円
- 第一期整備：平成3～12年度
(中の島公園～水車橋)
- 第二期整備：未定

(「2005 福岡市の河川」より)

③河川を守る民間活動

「地域の川は自分たちで守ろう」という地元の熱意に応えるため、福岡市が管理する河川において、清掃および除草など河川環境の浄化活動を行なう民間団体に対し、報奨金を交付し、その活動を支援している。

河川愛護団体の活動



河川浄化報奨金交付団体は、平成17年3月現在、10団体あるが、さらに1団体増えるもようである。

団体名	結成年月日	河川名
清流を守る会	昭和42年2月	汐入川・栗尾川ほか
黒門川・菰川を守る会	昭和43年8月	黒門川・菰川
博多川を綺麗にする会	昭和44年6月	博多川
周船寺川を守る会	昭和45年4月	周船寺川
若久川を守る会	昭和46年4月	若久川・薬院新川ほか
多々良川を守る会	昭和47年11月	津屋新川
金武川を守る会	平成8年4月	金武川
水崎川を守る会	平成15年4月	水崎川
大原川を守る会	平成15年4月	大原川
唐原川を考える会	平成15年5月	唐の原川
計10団体		

(「2005 福岡市の河川」より)

(12) 協働による河川愛護活動の展開

①水害に備える

川が大雨により増水した場合、堤防の状態を見回り、堤防などに危険なところが見つかれば、壊れないうちに杭を打ったり土のうを積んだりして堤防を守り、被害を未然に防止・軽減する水防活動を行なう。

水防活動に必要な土のうや杭などの水防資材を備蓄する水防倉庫を、市内38か所に確保している。

②水害時の避難行動について

(1) 防災気象情報システム

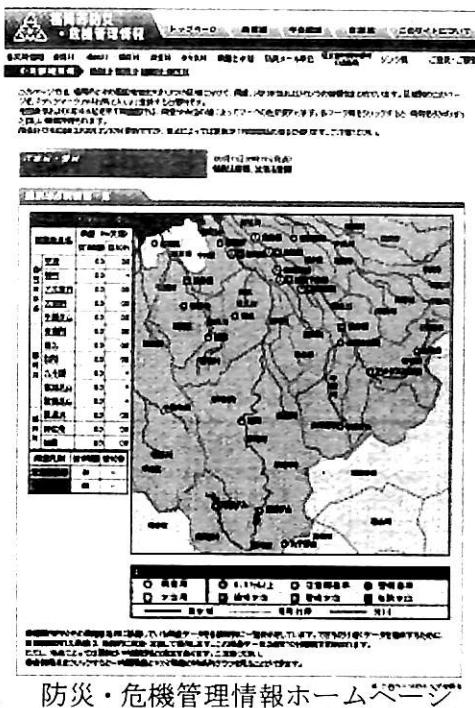
インターネットの防災・危機管理情報のホームページでは、気象情報や河川水位、情報、市内雨量情報などのほかに、風水害への備え、地下空間の危険性、自主防災組織の必要性や防災マップなどを掲示している。

ホームページアドレス
<http://bousai.city.fukuoka.jp/index.html>

携帯サイト
<http://bousai.city.fukuoka.jp/i>

(2)防災メールサービス

大雨、洪水・暴風雨警報が気象台から発表された時や、市内及び近郊の雨量観測所で時間雨量が30ミリを超えた時、河川の水位が危険水位を超えた時、その他避難勧告など災害情報を発表したときに、事前に登録された携帯電話などに電子メールで知らせている。申し込みは上記ホームページで行なえる。



防災・危機管理情報ホームページ

(「2005福岡市の河川」より)

引用・参考文献

- 1). 「ふくおか市生活ガイド 保存版 平成16～18年度」平成16年4月
福岡市市長室広報課（平成17年4月一部改訂）
- 2). 「2005福岡市の河川」福岡市下水道局河川部河川計画課
- 3). 「学びたい大人のための情報誌 まなびアイふくおか（情報版誌）第9号」
平成17年6月
- 4). 「Cabiネット」No.74, 76, 78 平成17年5月、6月、7月時事画報社
編集協力：内閣府政府広報室
- 5). 地域で支える子育て応援団 福岡ファミリー・サポート・センター
(リーフレット)
- 6). こんにちは！気象庁です！平成16年（2004年）秋号
- 7). 「まもる一む福岡 福岡市保健環境学習室」福岡市保健環境研究所
- 8). 「福岡」福岡市観光課・福岡観光コンベンションビューロー 平成16年4月

<謝辞>事例研究のため訪福した際には、福岡市下水道局河川部河川計画課、管理第一係、青柳由紀氏に御教示を賜った。また、福岡市情報プラザからは、情報の提供をしていただいた。記して深甚の謝意を表します。版行までの時間差があり、また、訪福して事例研究を補正したいと念じる次第。

【研究組織】

学内研究員	担当頁		
高尾 公矢 聖徳大学 人文学部社会福祉学科	教授	II	
花輪 茂道 聖徳大学 人文学部心理学科	教授	IV	
赤羽 克子 聖徳大学 人文学部社会福祉学科	准教授	II, III	
蓑輪 裕子 聖徳大学 短期大学部総合文化学科	准教授	I	

<学術フロンティア推進事業報告シリーズバックナンバー案内>

	タイトル	発行年月日	判型	頁数
1	『少子化に関する地域システムの研究』	2004. 3	A4	100
2	『韓国の平生学習とまちづくりとまちづくりの推進』	2004. 3	A4	155
3	『高齢者の生きがい対策と人材活性化に関する研究』	2004. 3	A4	198 (+100)
4	『少子社会における子どものための地域活動の展開』	2005. 3	A4	196 (+100)
5	『生涯学習指導者の養成と活用に関する研究』	2005. 3	A4	46 (+162)
6	『第6回生涯学習フォーラム報告書』	2005. 3	A4	120 (+58)
7	『地域の教育力の向上と子ほめ運動の現状』	2005. 3	B5	202
8	『地域福祉まちづくりの現状と実践的展開』	2005. 3	A4	102
9	『生涯学習まちづくり』	2005. 7	A4	323
10	『創年学ー中高年の新しい生き方の創造ー』	2005. 8	A5	65
11	『創年学入門』	2005. 8	A4	242
12	『仕事と子育ての両立を支援する職場環境づくり (管理者研修用テキスト)』	2005	A4	30
13	『北欧視察研修報告ー北欧の子育て支援- デンマーク・スウェーデンを訪ねて』	2005. 11	A4	71 (+15)
14	『第7回生涯学習フォーラム報告書』	2005. 12	A4	97 (+34)
15	『創年学入門 Vol. 2』	2006. 5	A5	65
16	『生涯学習指導者の養成と活用に関する研究Ⅱ』	2006. 3	A4	183
17	『中学生・高校生の育児体験学習プログラムの開発』	2006. 3	A4	124
18	『定年退職前教育と生きがいに関する研究』	2006. 3	A4	188 (+98)
19	『子ほめ運動と地域の教育力の向上に関する研究』	2006. 3	A4	159
20	『市民と創る生涯学習 地域にひらかれた大学を目指して』	2006. 3	A4	52
21	『少子化における子どもの食生活に関する研究』	2006. 9	A4	115
22	『創年時代』	2007. 1	A5	54
23	『第8回生涯学習フォーラム報告書』	2007. 2	A4	84 (+16)

24	『中高年の地域活動の拠点に関する実態調査』	2007.3	A 4	211
25	『生涯学習指導者の養成と活用に関する研究Ⅲ』	2007.3	A 4	129
26	『世代間交流国際フォーラム －世代間をつなぎ地域を再生するために－ 世代間交流についての国際研究集会』	2007.4	A 4	252
27	『創年時代2号』	2007.6	A5	63

まちづくり活動の支援方策に関する研究

－支援センター及びアドバイザー派遣制度と 福祉・防災・環境に配慮したまちづくりの実践例－

(第4部門「大学と地域の協働による生涯学習システムの構築」研究報告書)

平成15年度～19年度文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業「学術フロンティア推進事業」

「生涯学習の観点に立った『少子・高齢社会の活性化』に関する総合的な研究」

2007(平成19)年9月30日 聖徳大学 生涯学習研究所

聖徳大学 生涯学習研究所 学術フロンティア推進事業

住所：〒271-8551 千葉県松戸市松戸 1169 聖徳大学生涯学習社会貢献センター6階

電話：047-365-5691

Fax：047-365-5692

E-mail:frontier@seitoku.ac.jp

学術フロンティア URL: <http://hello.smilies.jp/iii-studies/>

聖徳大学 生涯学習研究所 学術フロンティア推進事業
住所：〒271-8551 千葉県松戸市松戸1169 聖徳大学生涯学習社会貢献センター6階
電話：047-365-5691 FAX：047-365-5692
E-mail：frontier@seitoku.ac.jp
学術フロンティア URL：<http://www.hello.smilies.jp/lll-studies>